

令和6年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 発委第 1 号～発委第 2 号

提案～審議

第 7 議案第 1 号～議案第 4 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子										
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長	山	崎	一							
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課	長	武	井	香	織					
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩					
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志	
地	域	づ	くり	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長	武	井	厚
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤	勇					
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤				
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り										

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年6月3日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

6月に入り、爽やかな季節となりました。水田、木々の緑もより一層濃くなり、最も過ごしやすい時期です。今年は今まで気温の変化が激しく、また今朝も突然、地震速報が入るなど異常気象を心配するとともに、自然災害を心配するところでもあります。

ただいまから、令和6年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、加藤泰久議員、6番、山崎文直議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和6年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案4件、報告4件、発委2件です。請願・陳情は、請願2件、陳情3件が提出されております。

会期は、本日6月3日から6月14日までの12日間とし、この間で6月4日から6月11日までは本会議を休会といたします。

また、最終日14日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月14日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和6年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私共お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年の春は例年に比べ寒い日が多く、桜の開花も昨年より遅くなりました。昼夜の寒暖の

差が激しい日が何日かございましたが、田植も無事終わり、水田が青々と育ってまいりました。気象庁によりますと、向こう3か月は暖かい空気に覆われやすく、気温は高く、降水量はほぼ平年並みと予想されております。熱中症対策や、出水期を迎えますので災害対策には備えを万全とし、被害を抑えることができるよう努めてまいります。

今年度、機構改革を行い、新たな組織体制で業務をスタートしてから2か月が経過をいたしました。現在、検証作業を進めており、変化によって生じた課題を的確に把握し、改善を進めてまいります。

さて、5月31日をもって、企業会計を除く令和5年度の一般会計及び特別会計が出納閉鎖となります。令和5年度の決算の取りまとめを進める中ではありますが、概算の数字を参考までに御報告いたします。

歳入は82億4,000万円、歳出は77億9,000万円を見込んでおります。歳入歳出の差引きは約4億5,000万円となります。このうち、令和5年度からの繰越事業に充てる分が約1億円ほどございますので、実質の繰越額といたしましては、約3億5,000万円を見込んでおります。当初予算で繰越金を2億円予算化しておりますので、差引き1億5,000万円ほどが余裕財源となると見込んでおります。

この余裕財源については、今回の補正予算1号で3,000万円、残りについては、決算審査後の9月議会で予算化する予定であります。

また、村税収入は約23億6,000万円で、前年度と比較いたしまして、約5,000万円ほど増収となる見込みであります。

令和5年度の本村へのふるさと納税額は、件数、額とも過去最高となります。3万400件あまり、また、寄附額の総額は4億1,000万円余となっております。令和4年度と比較いたしますと、件数で約3割増、金額で約4割増になってございます。担当部署の努力や工夫もございますが、令和5年度は、年末だけでなく秋口に制度改正による駆け込み需要があったことも要因として考えられます。

定額減税についてです。

令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていないことによる国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施するとなされました。

定額減税の影響額といたしましては、令和6年度の個人住民税は7,600万円ほどの減収を見込んでおります。この減収分につきましては、全額国から特例交付金として補填されます。定額減税の対象者で定額減税可能額が税額を上回る方へは、その差額を調整給付いたします。

現時点での想定では対象者は3,100人、給付総額を8,000万円程度と見込んでおり、通知書の送付時期及び給付時期については、現在調整中でございます。

また、制度の全容が明らかになっていない部分もありますが、確認しながら準備を進めておるところでございます。こちらの財源につきましても、国から地方創生臨時交付金で全額措置される予定でございます。

本村の人口動態について申し上げます。

令和6年4月1日の人口は1万6,041人となり、1年間で45人の増加となりました。令和5年度の社会増は64人、自然減が15人となっております。その他、職権により4人減となっ

ております。

県が発表した4月1日時点の年齢別人口推計によりますと、県内総人口は前年度と比べ、1万5,670人減の199万1,977人となりました。本村は高齢化率が県下で最も低く23.8%、また、年少人口の割合は県内最高の15.2%であります。

最新の5年間平均の合計特殊出生率は1.61と、直前の5年間の1.76と比較し、減少いたしました。国や県でも同様に減少しておりますが、本村においては若い女性の数、特に20歳から24歳の女性の数が過去15～16年平均では平均330人程度でありましたが、ここ3年は450人程度と急激に増加していることも、合計特殊出生率の減少の要因と分析しております。

防災関係について申し上げます。

今年は1月1日の元旦に石川県能登半島で大規模地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。4月30日の集計であります。公共土木施設の発生災害は8,557か所、被害報告額は8,956億円に達しております。長野県や村においても、災害支援チーム長野として被災地での災害対応に参加しております。今朝も緊急地震速報が発出されましたが、いつどこで起こるか分からない災害に備えていかななくてはならないと痛感しております。

今回、能登地震の被災地での状況で明らかになったこととして、日本全体が人口減少や財政逼迫等による公助の限界が顕在化しつつある中で、災害規模が大きくなればなるほど、地域の力、地域の連帯がより必要になってくるというところがございます。

安心安全な村の実現のためには災害に確実に対応できる組織体制が重要であり、身近な地域で活動する組織、例えば、消防団や赤十字奉仕団がより密接で平時から情報共有できる環境をつくり、地域防災力の向上につなげていかななくてはなりません。

また、防災拠点となっております大芝公園一帯についても、さらに防災機能を高めてまいりたい意向でございます。

住民への情報伝達の向上、機能向上のため、令和6年度事業といたしまして、操作卓等設備の更新改修、防災無線であります。を行う予定であります。多くの住民に効率よく発信できる災害情報発信システムの強化と充実をさらに検証してまいります。

また、消防団の団員確保、組織の充実については、機能別団員、消防団行事の検討、引き続き、消防団の組織の在り方などを検討してまいります。

次に、地域振興関係についてでございます。

令和6年度から区長会の事務を地域づくり推進課で担当しており、4月、5月と区長会を開催いたしました。令和5年度の持続可能な自治会検討委員会の中で検討した結果を反映し、令和6年度から各区長に割り当てられていた審議会等委員への委嘱数や区長会自体の回数の削減など、区長の負担軽減を具体的に進めております。

地域で幸せに暮らしていくに当たり、地域コミュニティ、人と人とのつながりは重要な要素となります。時代に合った地域コミュニティをつくることのできるよう、持続可能な自治会検討委員会の議論は、令和6年度がいよいよ本番となります。

地域コミュニティの観点からは、今後は自宅以外の居場所づくりが重要になってくると考えております。特に、地域で過ごす時間が多い熟年者や子供たちが主な対象になってくると思います。

令和6年度のコミュニティ助成事業は、北原区草刈り機や除雪機の整備等に240万円、地域活動助成事業は、田畑区自主防災会のAEDや発電機等の購入に関して、200万円の助成

が決定をいたしました。令和6年度の県の地域発元気づくり支援金の対象事業にスケートボードイベントのRIDE ON TIME in 大芝と、音楽イベントでありますみなみみのわ森の音楽祭の採択決定の内示がございました。村の魅力がさらに高まるようなイベントにしてまいりたいと思っております。

移住に関する支援として、令和5年度は移住支援事業補助金3件で250万円、奨学金返還補助金は13件、138万7,000円を交付をいたしました。空き家対策といたしまして、令和5年度の改修補助金は4件200万円、片づけ補助金は8件79万円、成約補助金は11件で33万円の補助金を交付いたしました。

村の第5次総合計画が令和7年度で終了となります。次期計画となる第6次総合計画の策定に向けて、村づくり委員会で6月から、今月から本格的に議論を重ねていく予定でございます。

行政評価委員からは、4月に令和4年度の事務事業分について具申をいただきました。いただいた具申を基に、今後の事務事業の改善につなげてまいります。

令和5年度の女性再就職トータルサポートセンターの利用状況は延べ310人、就職者数は37人となりました。過去の就職者数は令和3年度が43人、令和4年度が33人、令和5年度が繰り返しになりますが37人と推移している状況であり、一定の成果を継続しております。

次に、福祉関係について申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯を対象とした給付金事業を継続してまいります。令和5年度から繰り越しております住民税均等割のみ課税世帯へ10万円を給付する南箕輪村生活支援給付金のほか、令和6年度の課税情報を利用した定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付や、令和6年度に新たに住民税非課税、または住民税均等割のみ課税となった世帯への給付、こちらを行ってまいります。

在宅医療、介護連携に役立つ連携ツールであります電子連絡帳については、伊那市が先行導入している電子連絡帳システムを今年度導入し、患者さんの情報共有を関係機関また市町村間でスピーディーに行う環境を整えることで、在宅ケアの充実、専門職の業務負担の軽減につなげてまいります。

次に、大芝高原関連でございます。

大芝高原全体のアカマツであります。松くい虫の被害が深刻です。枯損木処理を行うとともに、本年度中に大芝高原森林づくり計画を策定し、整備に入っております。また、立木が倒木などで事故が発生した場合については、その立木の所有者が損害賠償請求を問われる場合があります。適切な管理を促すことも一つの目的といたしまして、村では令和8年3月31日までの2年間の限定措置といたしまして、道路沿い等の支障木除去事業に要する経費に対し、補助金の補助率を30%から50%以内に引き上げて実施をしております。大小かかわらず多様なケースで利用できる補助金としておりますので、御自宅や、また村の資産価値を向上させるためにも、積極的な活用をお願い申し上げます。

大芝公園内の施設につきまして、大芝の湯の駐車場工事をはじめ、安全・安心して利用していただけるように計画的に更新を進めてまいります。改修工事の際には事前に周知徹底をしてまいります。期間中、御不便をおかけする面もあるかと思っております。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

イベントといたしまして、5月25日には第10回経ヶ岳パーティカルリミットが開催され、

ちょうど500名の方に参加をいただきました。村の観光資源である経ヶ岳を知っていただく大会になったかと思えます。

また、経ヶ岳については、現在経ヶ岳友の会の皆さんが中心となり、日本一のササユリの名所となるよう防鹿柵の設置を進めていただいております、ボランティアの募集もされておられます。これからの季節、様々な花々により経ヶ岳が彩られますので、ぜひハイキング等にもお出かけいただきたいと思えます。

次に、産業関連でございます。

農業につきましては、3月の天候不良や5月10日の凍霜害で若干の野菜農家への被害がございましたが、ほぼ順調に田植や野菜の定植が行われ、収穫の秋に向けて農作業も本格化してきております。

風の村米だよりにつきましては、村農業再生協議会の集計で本年度の作付面積が昨年度比約4.6ヘクタール増の70.26ヘクタールとなり、初めて70ヘクタールを超えました。農業者の御理解と御努力により順調に面積も増加しており、村産村消の基幹作物として、目標としている100ヘクタールに向けて支援を続けてまいります。

令和6年度中の策定が義務づけられております地域計画につきましては、農業委員会が実施したアンケートの回収と集計が終了いたしました。対象となった農業関係者2086人にアンケートを配布し、有効回答数は968人で、回答率は46.4%でありました。

アンケートの中には10年後の農業経営者が確保できていますかという問いがありますが、58%の方が10年後は確保できていないという回答でありました。回答の分析を進め、今月からモデル地区であります沢尻地区で地域での話し合いを開始し、8月以降、村、村内全地区での話し合いを進めてまいります。

また、今回の補正予算では、JA上伊那によるアスパラガス生産拡大に伴う事業として、村内にありますJA上伊那の広域選果場を改築し、上伊那郡内のアスパラガスの拠点となる集出荷場を整備するため、強い農業づくり総合支援事業交付金について増額予算を計上させていただきます。5月9日に現地説明会にて議員の皆様にも御説明した内容となっておりますので、御審議をお願い申し上げます。

商工関係では、飲食店に対しての金芽米風の村米だより地産地消事業について、原則として毎月第2、第4金曜日を金芽米風の村米だよりの日として、協力いただける飲食店に対し、金芽米風の村米だよりのお米の購入代を一部補助いたします。保健所に飲食店登録がある村内37店舗のうち、まずは8店舗から協力いただけることになりました。

学校給食以外でも村内に村産村消を進める第一歩といたしまして、SNSの利用、観光協会とのタイアップ、店頭でののぼり旗の利用等により、PRを進めてまいりたいと思っております。ぜひ皆さんの御活用、また、店舗の御利用もお願い申し上げます。

次に、建設水道関係でございます。

建設事業関係は、継続事業である通学路安全対策として実施しております久保・中込区の村道1098号線歩道設置工事をはじめ、傷んだ舗装復旧工事として、沢尻区の村道10号線舗装工事、南殿区黒川護岸工事を計画しております。その他、村計画、地区計画事業をはじめ、道水路維持管理、橋梁の定期点検などについてもできるだけ早期に発注し、早期完成に努めてまいります。

上水道関係では、大泉地区において老朽化した配水管の布設替えを行う大泉地区水道管布

設替工事をはじめ、老朽管の更新工事などを計画しています。その他、第2配水池自家発電施設詳細設計、南原地区水源調査、給水管造形工事、検満メーター器の更新事業など、安全安心な水道の供給が行えるよう、継続的な事業も含め、計画的に進めてまいります。

下水道関係は、施設の適切な維持管理とライフサイクルコストの低減を目的に策定いたしましたストックマネジメント修繕改築計画の改定、環境施設の改修、また、総合地震対策計画に基づくマンホール継手の耐震設計及び改修工事を計画しております。その他、住宅造成に伴う単独管渠工事、公共ます設置工事も随時実施してまいります。

県事業関係では、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差点改修工事及び道路改良工事については、昨年度は村側の物件調査と用地補償を行い、今年度は交付金事業への移行手続を進めます。

交通安全対策事業として、北殿駅南側の県道伊那北殿線の歩道設置は、線路沿いの電柱移転後に本年度本工事を計画し、国道361号歩道設置工事については、本年度から令和7年度で本工事を計画しております。

また、大泉川砂防ダム発電所建設工事は、流量観測やボーリング調査結果を基に基本・詳細設計を計画しており、引き続き早期完成を要望してまいります。

住民生活に直結するインフラ整備に関しましては、引き続き厳しい財政状況ではありますが、国庫補助事業等を活用しながら効率的な事業を計画的に進めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

教育委員会関係であります。

小中学校の卒業式、入学式はインフルエンザ等の流行があり、多少の制限を課したものの、無事に挙行することができました。徐々にコロナ禍前の日常に戻りつつあることを実感しています。学校はもとより、家庭でも引き続き基本的な感染対策をしながらの生活を呼びかけております。

今年度の教育委員会関係の施設整備事業ですが、建設事業は令和5年度からの繰越事業で、南箕輪小学校と南箕輪中学校の照明LED化工事、南箕輪中学校のトイレ改修工事を施工します。また、南箕輪小学校では北校舎改修工事、各小学校の体育館ガラス耐震改修工事も施工します。それぞれ授業や学校行事に影響が出ないように工程を管理し、児童の登下校時や学校での安全を確保して、できる限り早期に完了できるよう工事を進めてまいります。

今後の改修工事に向けての準備といたしまして、南部小学校照明LED化、南箕輪中学校西校舎トイレ改修などの設計業務を進めてまいります。

4月から供用開始いたしました学校給食センターは、皆様の御理解と御協力をいただきまして順調に調理ができており、児童生徒に安全・安心な給食が提供できております。

また、今年度から指導主事を配置し、学校の授業づくり、学級づくりへのアプローチをして、教員の指導力、学習環境等の充実を図っております。また、教育相談員の体制の充実を図り、こども課と協力して、対象となる家庭へ支援をしてまいります。

社会教育、公民館関係につきましては、継続事業として、来年2月に村政150周年を迎えるに当たり、村誌補遺編作成業務の取組を継続しております。図書館では子供の読書活動を推進するため、第4次南箕輪村子ども読書活動推進計画に基づいた施策を実施し、引き続き、子供の読書活動を支援してまいります。

こども館が子供やその保護者の居場所となるよう取組を進めるとともに、こども館東側村

有地公園整備工事を進めてまいります。

施策においては、引き続き地域ぐるみでの子育て、子どもを真ん中にした地域づくりを念頭に事業を進めてまいりますので、今後も議員はじめ、村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、議案4件、報告4件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年2月分から令和6年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社と一般財団法人南箕輪村開発公社の令和5年度経営状況がそれぞれ確定しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、令和5年度南箕輪村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。別紙19事業に関わる繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

報告第4号は、令和5年度南箕輪村一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。別紙のとおり事故繰越しし、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会へ報告をするものです。

内容につきましては、別紙を御覧ください。

2款総務費の公用車購入事業122万円は、契約後に車両を生産する企業が所管官庁の処分により出荷停止となり、契約期間内に出荷が再開され納入が可能となる予定でありましたが、出荷停止期間が長引いたことで、納入時期が令和6年7月となることが判明し、年度内の事業完了が困難となったため、事故繰越しをするものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（原 源次） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願2件、陳情3件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。本定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」

の趣旨説明を申し上げます。

本案は、議会におけるタブレット端末導入により議会の効率化やペーパーレス化を図るため、会議においても使用できる規定を追加するものです。

また、健康への影響に配慮し、会議中でも水分補給を可能とするため、追加の改正を行うものです。

以上趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

議会事務局長（高木 謙治） それでは、発委第1号の細部説明を申し上げます。

議案の2ページの新旧対照表を御覧ください。

携帯品の取扱いについてです。

第100条第1項中「外とう、襟巻、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘、カメラ及び電子機器（議長が指定する情報端末機器（以下「指定端末機器」という。）を除く。）」と改めます。

第2項では、「携帯電話」の次に「、スマートフォン」を追加し、「切るものとする」を「切ったものに限り持ち込むことができる」と改めます。

続いて、第100条の2を新たに追加し、第1項では、議員は、指定端末機器を会議に使用することができるものとします。

第100条の2第2項では、村長その他の関係機関の指定端末機器の使用について準用するものとし、会議に使用することができるものとします。第3項では、議長が特に許可した場合は、指定端末機器以外の電子機器を使用することができるものとします。

続いて、第103条の関係になります。

見出しを「（喫煙及び飲食の禁止）」に改め、同条中「喫煙」の次に「飲食（水分補給（水または茶に限る）を除く）を」を加えます。これにより、議場内での水分補給を取ることができるようにするものです。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発委第2号「南箕輪村議会傍聴規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第2号「南箕輪村議会傍聴規則の一部を改正する規則」の趣旨説明を申し上げます。

これまでの傍聴規則では、傍聴人の守るべき事項として、議事の妨げとなるような行為を

してはならないとだけ規定されておりましたが、標準町村議会傍聴規則において詳細に記されていることから、具体的な禁止事項を規定し、また、先ほどの会議規則改正に合わせ、傍聴席においても水分補給が可能となるよう、所要の改正を行うものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

議会事務局長（高木 謙治） 発委第2号の細部説明を申し上げます。

議案の2ページの新旧対照表を御覧ください。

傍聴人の守るべき事項として、第8条第1項中「議事の妨げとなるような行為をしてはならない」を「次の事項を守らなければならない」に改め、同項に第1号から6号までの各号を加えるものになります。

第1号では、議場の言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

第2号では、私語、議論その他、騒ぎ立てる行為をしないこと。

第3号では、喫煙及び飲食（水分補給（水または茶に限る）を除く。）をしないこと。

第4号では、みだりに席を離れないこと。

第5号では、携帯電話その他の音の発生する機器及び物品は携帯しない、または電源を切ること。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではないとするものです。

第6号では、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。これらを追加するものです。

第8条第2項は、新たに第8条第1項第5号で追加しているため、削除するものです。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの規則は、公布の日から施行するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 発委第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、太陽光発電施設の設置等に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及び周辺地域の自然環境及び景観の保全、並びに生活環境との調和を図るとともに、災害の発生を防止し、村民の安全・安心の生活の確保を図ることを目的とし、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり）

議案第1号につきまして、細部説明を申し上げます。

太陽光発電の施設等については、本年6月1日から長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が施行されております。この県の条例は、南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインで求めている地元区長や近隣住民等の同意を求めていることや、設置を避けるべき区域が定められていないため、村のガイドラインに基づき、条例を定めるものでございます。

それでは、議案1ページを御覧ください。

第1条は、先ほどの提案理由で申しました設置の目的について定めております。第2条は用語の定義、第3条は村の責務、第4条は事業者の責務。

おめくりいただき2ページ、第5条では所有者の責務を定めております。第6条は禁止区域、第7条では抑制区域を定めております。

3ページになりまして、第8条は事前協議及び計画について、第9条は事業についての標識の設置について、第10条は地域住民等への説明会の開催について。

おめくりいただき4ページ、第11条は隣接地等の同意について、第12条は地区区長との協定の締結について、第13条は事業計画提出書類等の提出について、第14条は事業計画の変更の届出について。

5ページに移りまして、第15条は事業着手の届出について、第16条は工事の完了または中止の届出について、第17条は事業の廃止について、第18条は工事の完了または廃止の確認について定めております。第19条は事業者に対する助言または指導、第20条は事業者に対し報告の徴収及び立入検査について。

おめくりいただき、6ページになります。第21条は勧告について、第22条は勧告に従わない場合の公表について、第23条は公表を行った場合の県または国への報告について、第24条は委任事項について定めております。

附則として、この条例は周知期間を設けるため、令和7年1月1日から施行するものでございます。経過措置としまして、第8条から第15条まで及び第21条第1項から同条4項までの規定は、この条例の施行前に開始された事業につきましては、適用しないこととするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

県の条例が不十分ということで、農業委員会からも要望が出されておりました条例をつくるということは、とてもよいことだというふうに思います。

それで、今までは要綱に基づいて太陽光発電を設置してきたわけでありましてけれども、現在までに要綱に基づいて設置された太陽光の設備がどのくらいあるのか教えていただきたいということと、この間に、近隣からの苦情などがあるかどうかということも教えていただき

たいと思います。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） すみません。手元に資料がございませんので、また後でお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、苦情につきましては、今のところ大きな苦情というか、こちらに施設を造ったことよっての苦情のほうは今のところお聞きはしていません。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに。

西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。

ちょっと何点か、4点ほどお聞きしたいんですが、まず、3条にあります村の責務なんです、その村民からの苦情に対するものとかに対して窓口があるのかとか、そういったものが特に記載はないんですが、村が対応することは苦情に対してとか、村が対応することについてはどういうふうにするのかということと、第8条の8項です。災害発生時というところまでして、災害復旧に関するマニュアルとあるんですが、この災害というのはいわゆる火災とか落雷、暴風雨とかによって、施設とか設備の破損などが起きて非常事態という状態も含まれるのかということなんです。

三つ目が、同じく8条の第10項ですが、人の健康または生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項について適切な対応を講じるとあるわけですが、こちらのほう、事業者に対して連絡先とか賠償等についての記載をしていただく、一応そういったところを明記してもらおうのかということが一つ。

四つ目が、例えば事業者が破産、相続問題等で継続が困難になってしまったような場合に放置される可能性があるわけですが、そういったようなときの対応ですね。そういったものが特に記載はないんですが、そういったところをどうお考えになっているかの4点をお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 第3条の苦情についてということですけども、今までも全ていろんなことに対する苦情につきまして、これだけではなくほかの苦情につきましても、うちのほうに来るものについては対応させていただいておりますので、また内容を精査しての対応という形になろうかと思います。

8条の第8項の災害のマニュアルの整備をすることという形ですが、こちらにつきましては、大雨の降ったときの水害等のことも含めた中の全ての対応、火災のことについてもマニュアルで定めていただくという形を予定しております。

同じ10項の事業に対しての連絡先ですが、こちらの中にも書いてありますが、9条のところで標識の設置というところがありますので、ここでそのところに看板を立てていただく、連絡先ですとか事業者のことについては、入れていただくように予定しております。

そして、もう一つですが、例えば先ほどもありましたが、継続が困難とかそういうことがございますが、すみません。事業者の責務ですね。第4条の第4項のところにあります、第2項ですが、太陽光施設を撤去するための必要な費用、その他の事業の廃止に要する費用

については確保しておかなければいけないということをうたっておりますので、その中で確保ができているという形で確認をしていきたいと思っております。

あと、詳細につきましては、また要綱のほうで作成していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） よろしいでしょうか、はい。

ほかに質疑はございませんか。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5番、加藤ですが、この業者に対してガイドラインに沿った工事をすると思いますが、いずれにしても、この勧告を受けた業者に対して工事中止命令とか、そういう権限を持つか持たないか、それをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 工事中止というか、いろいろ措置を講じなかったとかそういうことにつきましては対応していただくように、こちらのほうから勧告をしていくという形になります。それでまた従っていただかないようでしたら、公表をしていくという形をとっていききたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 例えば、公表したとしても工事が進行しちゃう場合があるじゃないですか。そうした場合は、このガイドラインとか勧告が意味を持たないような気がするんですけど。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 勧告というと中止までとはいかないとは思いますが、こちらに関しては勧告をして、気をつけてできなかったことに関してやっていただくというのが基本になっておりますので、そのまま工事を続けるというのは基本的にはしない、できないというふうにこちらのほうでは捉えております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

ただいまから、10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 10時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、三澤議員から質問がありました回答を先に行います。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 先ほど三澤議員さんがおっしゃいましたガイドライン等による今までのという件数になりますが、平成26年にガイドラインができた以降になりますけれども、今までに51件、3月31日までに申請のほうがございます。

以上です。

議長（原 源次） 引き続き、議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算

(第1号)」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月の人事異動に伴う人件費のほか、令和6年度に新たに住民税非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付金、及びこれらの世帯へのこども加算給付、また、所得税、住民税の定額減税に伴う調整給付事業の追加などの補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,534万円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の30ページをお開きいただき、歳出の人件費の説明からさせていただきます。

今回の補正予算は、提案理由で申し上げましたとおり、4月の人事異動に伴い、人件費を計上しています全ての事業で補正しています。

それでは、給与費明細書からでございます。

1、特別職の一番下の比較の欄でございますが、長等の共済費は、共済費負担率が下がったことに伴い減額となっております。

おめくりいただき、31ページの2、一般職ですが、32ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細により御説明いたします。

報酬は、会計年度任用職員分ですが、この後の該当する事業で御説明いたしますが、職員数の増による増額です。給料につきましては、当初予算編成時より退職者等が増えたため、減額となりました。職員手当は、31ページ下段の内訳表のとおりで、増減ございますが、主には会計年度任用職員数の増に伴うものでございます。

31ページの上段の（1）総括の表にお戻りいただき、比較の欄でございますが、常勤職員数が3人の減、給与費はただいまの説明のとおりで574万円の減、共済費についても、負担率が下がったことと、職員数の減により470万1,000円の減となりました。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては、主なものを除いて説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書13ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

14ページ、2款総務費です。

0210文書広報事務の11節役務費の通信運搬費は、持続可能な自治会活動の検討の中で検討課題とされていた広報紙等のデジタル化移行に関する実態を把握するためのアンケート調査を、村内3地区の全世帯、約1,500世帯対象に実施するための郵送料です。

0229ふるさと納税事業、11節役務費の手数料は、ふるさと納税の委託業者に7月から新たにふるさとチョイスを加え、運用を始めます。この利用にかかるクレジットカードの決済手数料が委託料と切り分けられており、見込まれる額を12節委託料から組み替えるものです。

おめくりいただき、15ページをお願いします。

0242地域づくり推進事業の18節の負担金は、集落支援員の活動として行う印刷物等の作成に係る負担金を計上するものです。全額特別交付税の対象となります。

0241企画調整管理事務の1節報酬、3節職員手当、8節旅費の細節2費用弁償の地域おこし協力隊に係る予算は、7月から採用予定の新規の地域おこし協力隊に係る人件費です。地域づくり推進課で、イベント企画、運営、子供のワークショップなどの活動に携わる予定であります。

8節旅費の普通旅費は、2名の地域おこし協力隊の県外での活動に伴う旅費です。7節報償費と8節旅費の費用弁償、10節需用費の消耗品費、合わせて50万円ですが、当初予定していた12節の女性活躍ワークショップ開催委託料との組み替えになります。女性のためのワークショップを年間6回程度開催するための講師の謝礼や経費を計上しています。

18節の負担金は、4人の地域おこし協力隊の活動に伴う負担金の増です。細節2の補助金は、地域おこし協力隊起業支援補助金で、当初予算で4人分計上していましたが、追加で4人から希望があり、地域おこし協力隊としての活動をしながら起業するための補助金です。これら地域おこし協力隊に係る費用は、全額特別交付税の対象となります。

おめくりいただき、17ページをお願いします。

3款民生費、0301社会福祉総務事務の10節需用費の修繕料は、松寿荘の修繕料ということで、昨年度末に実施した特殊建物定期点検の際に指摘されました排煙設備改修3か所と、デイサービスセンター東側スロープの手すり補修工事を計上しています。12節委託料と13節使用料及び賃借料は、無縁故者が亡くなられて、親族がいない方の火葬と助葬に係る経費です。本年度当初予算に計上していましたが、既に予算執行されましたので、補正をお願いするものです。

0361臨時福祉給付金事業の1節報酬から8節旅費までは、令和6年度、新たに非課税世帯と均等割のみ課税世帯となる世帯への給付金が始まります。また、所得税と住民税の定額減税がし切れないと見込まれる方への調整給付を実施するに当たり、会計年度任用職員の人件費です。10節需用費から18節負担金までは、この二つの事業に関する経費です。

19節扶助費ですが、一つ目の住民税非課税世帯等重点支援給付金は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯となった世帯へ一律10万円を給付するといった事業で、現段階では全く概数ですが、300世帯を見込んでおります。令和5年度の非課税世帯と均等割のみ課税世帯は対象外です。

次の定額減税調整給付は、村長の開会挨拶でも触れましたが、対象となる納税者が3,100人、被扶養者を含めた対象者が4,000人で、給付額8,000万円を見込んでおります。村ではまだ計算ができず、国の試算を基に計上しております。

おめくりいただき、19ページをお願いします。

0334特別給付金事業は、令和6年度新たに非課税世帯と均等割のみ課税世帯となった世帯を対象に、18歳以下の児童がいる世帯を対象に、こども加算1人5万円を給付する事業です。1節報酬の会計年度任用職員1人分を計上しています。19節扶助費は、概算の45人分を計上

しております。

0342児童発達支援事業の7節報償費と12節委託料ですが、当初、作業療法士については、他の専門職同様に報償費で予算を計上していましたが、本年度は業務委託により派遣という形態となり、予算を組み替えるものです。

0343障がい児相談支援事業の1節報酬から8節の旅費は、会計年度任用職員の人件費になります。相談業務の増により、相談支援専門員の10か月分の人件費を計上しております。

20ページをお願いします。

0345こども館運営事業の10節需用費の修繕料は、こども館内の案内看板を改修するものです。22節償還金、利子及び割引料は、令和5年度子ども子育て支援交付金の確定によるもので、返還分を計上しています。

おめくりいただき、21ページをお願いします。

4款衛生費です。

0406市町村母子保健事業で、本年度の新規事業の産後ケア事業、ゆったりタイムin大芝の実施に係る補正です。子育ての悩みや母親のリフレッシュ、さらにハイリスクへの早期支援を目的に、おおむね産後2か月の母親を対象に、大芝の湯を利用した産後デイサービスの集団型として、6月から月2回開催を予定しています。お昼を挟んでの5時間、子供は保健師、助産師、保育士がお世話し、母親に自由な時間を過ごしてもらおうといった事業です。1人当たり1,500円で開発公社へ委託し、150人分を計上しています。

22ページ、6款農林水産業費、0605農業振興事業の18節負担金、補助及び交付金の負担金は、本年度JAインターン事業に1人参加していますが、事業費が当初予算より30万円増加することから、村負担分に当たる2分の1の補正をお願いするものです。

交付金につきましては、一つ目の農地利用効率化等支援交付金ですが、国で定めた農業生産の効率化に取り組む場合に、農業機械や施設導入への支援で当初300万円の交付金3人分を見込んでいましたが、申請は見込んだうちの1法人のみで、ワンランク上の規模の1,500万円支援を得られたこととなり、不足額を補正するものです。県支出金を全額交付金として支出することとなります。

次の強い農業づくり総合支援交付金は、アスパラガス集出荷貯蔵施設整備に係る事業への国の補助で、県支出金を全額事業主体であるJA上伊那へ支出する交付金となります。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

0657林道整備事業の12節委託料ですが、大泉所の林道4号橋にPCBを含む塗料が使用されていないかの塗膜調査費です。事業主体である県からの要請により実施いたします。

少し飛びまして、27ページをお願いします。

10款教育費、1005教育振興事務、17節備品購入費です。南部小学校区域の中間教室を南原コミュニティセンターで実施するに当たって、使用する学習用タブレット等購入の費用です。

1013給食センター事業10節需用費の修繕料です。旧給食センターから移設したスチームコンベクションオープンのパッキンが経年劣化により水漏れし、修繕するものです。

28ページをお願いします。

1020中学校管理事務の15節原材料費は、中学校の第一グラウンドが経年により数か所地盤の石が出てきており、応急的に危険箇所を砂をまき、鎮圧するための経費です。

1040公民館総務事務18節の補助金は、本年度当初予算で大芝公民館の屋根外壁修繕補助を

予定していますが、物価上昇により、工事費増額分の補助分3分の1の補正をお願いするものです。

1058村民センター管理事務14節工事請負費は、本年度当初予算で、村民センターステージ袖幕の取替え工事費を計上していますが、物価上昇により、不足が見込まれます額の補正をお願いするものです。

29ページをお願いします。

14款予備費です。1,116万9,000円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

8ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

1款村税、1項1目個人村民税ですが、定額減税の実施に当たり、国の試算により7,576万6,000円の個人住民税が減少し、同額が地方特例交付金として交付されることとなりました。このたび、2分の1が概算交付で入金となりましたので、今回交付分について村民税を減額し、おめくりいただきました9ページの地方特例交付金を計上しました。

なお、残り2分の1につきましては、この後、定額減税の計算が進みますと実績に近い数字が分かり変更となる可能性がありますので、今回の補正予算では、概算交付分のみの補正といたしました。

10ページをお願いします。

16款国庫支出金です。

2項2目総務費国庫補助金で、地方創生臨時交付金です。令和5年度内示額のうち、このたび0361事業で計上した、新たに非課税世帯、均等割のみ課税世帯への給付金、それから、定額減税の調整給付の財源となります。不足分は精算交付により全額交付されます。

6目農林水産業費国庫補助金の林道整備事業補助金は、林道橋梁塗膜調査に係る2分の1が補助されます。

10目教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、1005事業で購入する学習用タブレット購入経費の3分の1の補助金です。

おめくりいただき、11ページをお願いします。

17款県支出金です。

2項6目農林水産業費県補助金です。歳出、0605農業振興事業で御説明しましたとおり、交付金全額がこの補助金でございます。

12ページに移りまして、21款繰越金ですが、前年度の繰越金の一部を今回計上しております。残りにつきましては、決算数字の確定後となります。

以上が歳入の説明となります。

予算書5ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加で2件お願いいたします。

都市計画マスタープラン改定業務と緑の基本計画改定業務は、調査分析と計画改定の二つの作業を実施しますが、発注する際に、継続して行うよう2年分発注したほうが効率的であるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

最初に、14ページの文書広報、0210のアンケート調査のことです。

3地区の1,500世帯というお話でしたけれども、これは全村じゃないということなんですけれども、やっぱりデジタル化というのがこの前の村報に入っていたと思います。説明が。あれを見た村民は、もう私たちは村に見捨てられたというふうに思って、もう情報が何も入らなくなるんだっていうような感覚を持った人が多かったように思います。高齢者ですけれどもね。

そういう中で、3地区1,500世帯だけでいいのかどうかという、この辺のところをちょっと聞きしたいと思います。全村民に私は聞いていただきたいと思います。そのところをお願いします。世帯ですね。

それから、18ページの先ほど村長のほうからもお話がありましたけれども、扶助費の中で定額減税調整給付金と非課税世帯の重点支援給付金ということで、かなり大きな金額があるわけですけれども、定額減税については、今国のほうでも各企業に分かるように、ちょっと給与明細に書くようにというようなことで大変な思いをしているようでもありますけれども、定額減税について、うちの村ではどのような対応になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、住民税非課税世帯については、落ちのないようにということで多分するとは思いますが、どのようなことで、体制で給付していくのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、21ページの産後ケアのところですが、ゆったりタイムin大芝で、月2回行っていくということで150人の予算をとってありますけれども、これは出生数で掛けたということだとは思いますが、この事業にそれだけの人が参加、良い事業だとは思いますが、されるのかどうかということもちょっと微妙なところだなというふうに思いますけれども、その辺の考え方をお聞きします。

以上です。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、第1点目の広報紙の配布のアンケート調査の関係でございます。

今回村のほうで考えているのは、あくまでもアンケート調査ということで、意向調査を行いたいというふうに思っています。住民の方が、どのぐらいの方がデジタル化についてどういった考えを持っているかと、そういったところを調査したいと思いますので、統計法上的には1,500取れば十分な数字だというふうに考えておりますので、そのようなところで3地区を選定をしたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 3地区の地区を教えてください。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 現時点では塩ノ井地区、それから南原地区、大泉地区ということ

を考えております。その根拠としましては、塩ノ井地区は比較的住民の移動がないというようなところで、先住者が多いといったところのアンケートとしまして、どういったお考えがあるかというところが1点、それから、南原地区につきましては移住者といいますか、他市町村から来られた方が多い中での意向を確認したいというところ、それから、また大泉地区につきましては先住者と、それから、近年他市町村から来られる方も非常に多くなっているというような混在地区というようなところで、この3地区を対象に考えていきたいなど現時点では思っています。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。そのほか。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） ただいま18ページの定額減税の関係の御質問にお答えいたします。

定額減税、今年度限りということなんですけれども、村のほうでは、住民税につきましては村が関わっておりまして、これを計算したものを、給与特徴の方たちは企業のほうに特徴ということで、お願いをしてあります。それから、普通徴収ですね。あと、そういった方たちにもこれから通知が出ます。

所得税に関しましては、大変申し訳ございませんが、事業所のほうで大変な御負担をいただきながらやっていただくというような段取りでおります。

もう一点、調整給付は……。

以上でございます。

議長（原 源次） よろしいですか。ほかに。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 21ページの産後ケアの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、150名ということ、出生されている方的人数です。適正かどうかというのは、初めての事業ですのでこちらとしても計りかねるところですけれども、皆さんに参加いただけるように、赤ちゃん訪問のときに保健師が対面をしておすすめるようにしております。多くの方に利用していただけるように、これからも周知をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山崎議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎です。

17ページの社会福祉総務事務、10番の需用費の中に松寿荘等修繕料というのがあります。この間、何回かこの松寿荘関係の修繕っていうのが予算上で示されてきているなというふうな感じを持っています。そういう意味で、その松寿荘がいろんところで修繕しなければならないという状況の中では、計画的にそういうことをされているのかどうか。

福祉の拠点でありますので、利用者にとって使いやすい状態でなければいけないというふうに思いますが、その辺のところの総合的な見直しとか、そういうことはされているのかどうかをお聞きしたいと思います。修繕料そのものに対してっていうことではなく、全体的な計画があるのかどうかっていうところをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 山崎議員の御質問にお答えします。

社会福祉協議会の建物の計画的な改修についてということでございましたが、大規模修繕というような形では建物の改修計画に上がってきておりませんので、やはり故障や修繕が生じるごとに予算化をして対応してまいるということで考えております。

以上です。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 松寿荘等の修繕につきましては、以前、実際中に入っている社会福祉協議会にどういった修繕が必要かというのを検討いただいて、大ざっぱなところではありますが、こういったところの改修をお願いしますという提案をいただいておりますので、それを基にこれから検討していきたい、また、地球温暖化防止の観点で省エネという意味では、断熱改修もしていく必要があると思っておりますので、それと組み合わせて、これから対応を検討していくところでございます。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第3号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を194万7,000円減額し、支出総額を2億5,987万2,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴い、194万7,000円を減額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載してございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を175万9,000円減額して、2,760万7,000円とするものでございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を50万3,000円増額し、支出総額を6億108万円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴い、50万3,000円増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載してございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を49万2,000円増額して、1,876万7,000円とするものでございます。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前10時33分

議 事 日 程 (第2号)

令和6年6月12日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

9番 唐 澤 由 江

1番 西 森 一 博

8番 太 田 篤 己

6番 山 崎 文 直

3番 笹 沼 美 保

7番 百 瀬 輝 和

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子										
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長	山	崎	一							
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課	長	武	井	香	織					
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩					
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志	
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建設	水	道	課	長	武	井	厚
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤	勇					
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤				
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り										

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和6年6月12日 午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。あらかじめ通告いたしました6件について、質問させていただきます。

「人口戦略会議」の公表・結果を受けて、村の今後の対策は。

自立持続可能性65自治体に、長野県では原村、南箕輪村が入ったが、村長の感想は。

民間の有識者でつくる人口戦略会議は全体の4割に当たる全国744市町村で、2020年から2050年にかけて若年女性人口が半減し、将来消滅する可能性があるとの報告書を公表した。これは、10年前にもリストがあって、896市町村でした。34市町村との比較では、阿南町、平谷村、大桑村、高山村、小川村が新たに指摘され、13町村が外れています。県内77市町村のうち消滅の可能性があると言われた自治体は、34%に当たる26市町村でした。26市町村のうち5町村は、転出者が転入者を上回る社会減対策が極めて必要と言われたといます。

村は、自然減と社会減対策が極めて必要と言われた26市町村以外の自立持続可能性自治体として、原村、南箕輪村の2村が挙げられました。20代、30代の女性の減少率が低いのは、軽井沢町14.4%、御代田町15.9%、南箕輪村15.9%、原村19.5%。

このことについて、村長の感想をお聞きします。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

「人口戦略会議」の公表・結果を受けて、村の今後の対策はという中で、まずは、自立持続可能性65自治体に入った村長の感想はという御質問でございます。

人口戦略会議によりますと、自立持続可能性自治体とは、人口の移動が一定程度続く場合と、人口の移動がないと仮定した場合両方の条件において、若年女性の減少率が20%未満にとどまる自治体のことをいい、100年後も若年女性が5割近く残っており、持続可能性が高いと考えられるとされております。

南箕輪村の若年女性の数であります。2020年と2050年とを比較して、人口の移動が一定

程度続いた場合は、15.9%減の1,491人、人口移動がないと仮定した場合には、14.6%減の1,514人になると推測をされております。15.9%、14.6%とともに減少率が20%未満となっておりますので、このたび自立持続可能性自治体に選ばれました。

さて、入った感想でございますが、この自立持続可能性自治体に選ばれたことで、住民の皆様にとって将来に向けた安心につながる面が少なからずはあるかと思っておりますので、その面では純粋によかったかなと思っております。また、この情報を一つの契機といたしまして、不動産事業者等、民間企業等の投資活動が促進されれば、何よりかと感じます。先人の皆様のこれまでの様々な御努力の積み重ねに感謝を申し上げる次第でございます。

一方、財政面では、人口減少が著しい過疎地域では、独自に活用できる過疎対策事業債がありますが、今回の自立持続可能性自治体に選ばれたことで、独自に活用できる措置等はありません。財源が増えない中、持続する自治体として公共施設等の積極的維持に今後も努めていかねばなりませんので、他の自治体と比較する際には負担が大きいのかなと感じます。

職員に対しましては、今回の結果に慢心せず、上伊那全体では厳しい状況であることをいま一度御認識をいただきたいと思っております。南箕輪村は移住が先駆的に進行しており、どのような政策・方針で村政を進めれば村民が幸せになるのか、最前線かつ前例がない中で進めていかねばなりません。担当部署を中心に精力的に取り組んでいただきたいという感想であります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 安心だということと、それから、財力をつけていかねばならないという決意を感じて、ありがとうございました。

2番に移ります。

急激な人口増に対してひずみがあると感じているのか、お伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 急激な人口増に対して、ひずみがあると感じているかという御質問でございます。

まず、急激な人口増という御指摘でございますが、近年は平均いたしますと年間120人程度の増加でありますので、私といたしましては、緩やかな増加と捉えております。しかしながら、一方、コロナ禍においてはこれまでと比較してやや増加傾向、さらに増加傾向になったことも確かではありますが、この部分を含めましても、急激な人口増というところでは捉えてはおりません。

ですので、ひずみがあるかという御質問であります。現状、急激な人口増に対して、ひずみというところは感じてはおりません。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございました。

人口に対して職員が1人で何人を支えているのか、10年前と令和6年の比較をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 10年前と比較して、人口に対して職員が1人で何人の住民を支え

ているのかという御質問でございます。

10年前、平成26年4月1日の人口は1万4,988人であり、職員数は147人でありました。単純に計算をいたしますと、職員1人当たりの人口は102人となります。そして、現在、令和6年4月1日の人口は1万6,041人であり、職員数は176人であります。単純に計算をいたしますと、職員1人当たりの人口は91人となっております。

単純な計算では、今申し上げたとおり、10年間の人口増加率107%に対して職員の増加率は120%となっております、職員1人で支える人口は減っております。しかしながら、もう少し踏み込んで支えているという言葉、実態に合わせた数字を申し上げたいと思います。

10年前の平成26年、職員数は先ほど147人と申し上げましたが、そのうち5人が育児休業を取得しておりました。平成6年の職員数は176人と申し上げましたが、そのうち18人が育児休業取得者でありまして、比較いたしますと、うれしいことに育児休業者が13人ほど多くなっております。

また、保育士についてもこの数に含まれますが、平成26年は43人でありましたが、令和6年は53人と10人増加しております。これは、単純に園児数の増加への対応、さらに、近年は未満児保育の需要が高まっておりまして、保育体制を強化していることによるものでございます。村の主要施策である子育て支援を人的に支援していることが表れているということもあります。

これらの数字や要因を加味させていただきまして、実態に合わせた数字として申し上げますと、育児休業者や保育士の数を除いて計算をしますと、平成26年は1万4,988人に対して99人で151.4人となり、令和6年は1万6,041人に対して105人で152.8人となりますので、職員1人で支える人口の数は、こういった実態に合わせると多くなっているとも言えます。

また、業務量自体も地方分権の進行や多様化する住民ニーズへの対応、近年は様々な給付事業やコロナ対策、現在も定額減税対応をしておりますが、増加傾向にあります。また、男性の育児休業への対応も必要になってきているというところでございます。

参考までに、長野県が公表しております市町村経常経費分析表の普通会計における人口1,000人当たりの職員数は、南箕輪村においては令和4年度は9.74人となっております、類似団体の9.92人と比較いたしますと、0.18人少ないという数字となっておりますので、それほど職員が多いとは捉えておりません。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

自立持続可能性自治体として、さらなる発展策はあるのかお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） さらなる重点策はあるのかという御質問であります。

これまで、村は自立を選択した村として、人口維持、増加していくことが村の存続につながるものと考え、近隣市町村に先駆けて子育て支援対策を実施してまいりました。子育てにやさしい村づくりのために、財政的な支援、環境づくり、相談体制を充実させてきたところでもあります。

また、今暮らしている住民が幸せになるための施策を行うことが一番の移住対策と考え、他市町村で実施している一過性の補助、例えば、新築住宅に対する補助や移住者への家賃補

助などは行わず、注目はなかなかしていただけないかもしれませんが、近隣市町村ではあまり例を見ない高齢者や障がい者への支援施策として、例えば、福祉移送サービスや障がい者家賃補助、介護支援金事業を実施しております。これらの施策が功を奏し、今も人口は緩やかに増加を続けています。

さて、さらなる重点策という御質問であります、成熟社会を迎えた日本国における持続可能性自治体としては、経済対策が一番ではなく、幸福の追求、いつまでも幸せに暮らせる村の実現が重点策になると私は考えております。

幸せに暮らしていくために求められるもの、それは人と人とのつながり、また、自然とのつながりであると思っております。また、自宅以外の居場所の確立、そういったところも大切になってまいります。

現在、それらの実現、充実に向けて、例えば自治会の在り方の見直し、憩いの場である地区公園の整備、皆さんがこよなく愛する大芝高原の充実等、施策を展開している次第でございます。

また、次の重点施策については、時期を見て発表してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 先日、日経新聞に村長が地域おこし協力隊から村長になったという話、それから、本当に今子育て、保育士を充実させているという、幸せに暮らせる村にしたいという思い、10日と17日でしたか、日経新聞に2回続けて出ていまして、本当にありがたいことだなと思えます。

次の質問に移ります。

地区の公園整備の内容はというのですが、私が補欠選挙で当選したとき、大泉に公園をという一般質問をしました。区の関係者の話では、大泉には幾つか公園があり、さらにまた公園を造ると、必要があるのか、また管理が大変だ、人口増加が著しいというような声が聞かれ、ごみステーションもあつたりすれば大変だというような話を聞きました。

大泉は平成28年には1,459人、組加入88.3%、令和3年には1,633人、村は83.3%ということで、本当に移住者が62.8%にもなって、本当に公園は必要ではあると思えます。

私が南箕輪村の公園条例を見ました。そこには、久保公園、北殿駅前公園、南殿親水公園、田畑交通公園、南原公園というのがありました。その趣旨を見ると、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、設置及び管理について、必要な事項を定めるものとするというふうにありました。

条例に載っている公園以外にも、建設水道課の都市計画公園というのがあります。あまりにもちょっとよく分からないので、分かりやすくまとめたものがないので、周知のため、地区公園の一覧表をつくってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 地区公園の整備の内容はという中で、まずは、地区公園の一覧表を作成してはという御質問でございます。

現在、村内各地区に公園がありまして、全部で18か所となります。内訳といたしましては、都市公園が4か所、村公園が5か所、そして、地区公園が9か所となっております。

公園の周知についてであります、子育て世帯の方であれば、妊娠時の手続時や子育て世

帯の転入時等に配布しております子育て支援ハンドブック、こちらの最後のほうに村内の公園地図と一緒に一覧表を掲載しております、確認がいただける状況でございます。このハンドブックは、村ウェブサイトにも公開しているほか、役場窓口でも常時配布をしております。

子育て世帯以外の方に向けては、地区の公園がどこに幾つあるかというのをまとめたものではなく、御指摘のとおり、不十分な面もございます。そのため、今後の対応といたしまして、南箕輪村暮らしの便利帳を活用していきたいと思っております。今年度ちょうど改定を予定しておりますので、その中に村内の公園一覧も掲載するようにいたします。

あわせて、子育て支援ハンドブックや村のウェブサイト、広報紙等も活用いたしまして、全村民に向けた周知の取組も進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 2番目に移ります。

計画のある大泉公園について、区の臨時委員会で候補地を選定すると思われるが、道路沿いでは交通量が多く、子供の飛び出しなど危険が生じるため、考慮する必要があると考える。村としても、青地の農地転用も考慮し検討したらどうかというものでありますが、公園で遊んでいるうちに、ボールが道路に飛び出して子供が出ていく可能性があるということで、白地部分の建設は危険ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大泉に計画されている地区公園についての御質問でございます。

新しく計画されております大泉の新公園は、地区からの要望に基づきまして、地区計画事業で進めております。候補地の選定及び地権者との交渉につきましては、基本的に地元区であります大泉区で進めていただいております。候補地を選定する際には、利用する子供の安全性を考慮した上で検討をお願いしたいと思っております。

なお、候補地が例えば車の交通量が多い道路沿いになった場合は、公園から道路へ子供やボールが飛び出す危険が少なくなるように、例えば、道路と公園の間を駐車場にするなど、駐車場の配置位置やフェンスの必要性、出入口を考慮するなど、安全性を十分に配慮した施設を計画してまいりたいと考えております。

また、青字いわゆる農振農用地を農用地以外に利用する場合につきましては、通常農地転用は原則不許可となりますが、御質問のような村が行う公園設置であれば、農振除外は開発許可不要案件に該当し、農振除外が可能となり、農地転用についても許可不要で取り扱うことができます。

しかしながら、許可不要でありましても、本来の農地保全の観点、また、将来的に一団の農地を分断しないような土地選定も必要となってくるため、村といたしましては、できる限り白地での検討をお願いしたいというところでもあります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） P T Aからもそのような意見が出て、危険であるから南側のほうへというような意見もあったり、農業委員長さんもいらしていますので、白地化することは可能であるかなとは思っています。

公園の設置には地元負担金がかかり、区の負担が増大することから、分担金の変更の見直

しをすることはできないのかお聞きします。

昭和59年、土木関係事業分担金徴収規則というのがありまして、そういうことがあるはあるんですが、どうでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 分担金の変更についての御提案であります。

現在、新たな公園を整備する場合につきましては、地区からの要望による地区計画事業として実施しており、公園の設置には、用地取得費や造成工事費、遊具整備工事費など多額の費用が生じるため、分担金を頂戴することとなっております。

根拠となる南箕輪村分担金徴収条例、また、議員から御指摘いただきました南箕輪村土木関係事業分担金徴収規則でございますが、規則については昭和59年に制定・施行され、これまで5回、対象事業の範囲や負担率が改定されてまいりました。

現時点では、地区からの要望で公園を整備するのであれば、今までの経過等もございますので、また今後、将来公園が新しくできるというのもかなり数が限られてくると予想しておりますので、これまでとの公平性の観点から、分担金については現状のままとさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ごみステーション設置ということで、利便性を考えたりふれあい農園なども考慮したいということですので、一層場所の選定を再考する必要があるかと思えます。吹上線沿いでなく、公園もボールなどの飛び出しを考慮して、青地の農地転用をすることが考えられるのではないのでしょうか。

いずれにしても、安心・安全な公園としていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

敬老祝い金についてであります。

支給する目的と方法は、

伊那市や箕輪町などの他自治体を参考に、事務方法を見直してはどうか。

支給する方法として、敬老祝い金の目的は、長寿を祝ってとある。誰が確認するのか。保健師か民生委員か。確認もせずに口座振替で支給することは、論外ではないのでしょうか。

本当に元気なお年寄りならよいのですが、担当に聞いてみると、満80歳は現金支給で、敬老会の会場で理事者より贈呈、不参加者は役場窓口で贈呈。未実施地区では役場職員が訪問、窓口で現金支給、口座振込を各自選択するといったところで、現金支給、役場窓口、口座振込、施設に持参したりと多岐にわたり、大変な作業とお聞きします。

満88歳以上では理事者の訪問（現金支給）、役場窓口で贈呈（現金支給）、口座振込を各自選択。コンソール大芝、ふれあいの里等、施設入所者は現金を施設に持参となっております。年齢が細かく分かれ、煩雑と言います。担当者は相当苦勞されていると思えます。

伊那市や箕輪町を見習って、もっとコンパクトに効率よく給付することを考えてみてはいかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 敬老祝い金についての御質問で、まずは、支給する目的と方法は、事務方法を見直してはという御質問でございます。

まず、敬老祝い金を支給する目的でございますが、条例には、高齢者に敬老祝い金を給付することにより、高齢者の長寿を祝うことを目的とすると明記してございます。考え方といたしまして、元気な方はもちろんのこと、たとえ介護が必要な状態であっても、長年にわたり地域や社会のために御活躍いただいた高齢者を敬愛するとともに、村の発展に一方ならぬ御尽力いただいたことに感謝の意を表するため、祝い金を渡すことは意義あることと感じております。

支給方法につきましては、議員から御説明がありましたので、省略をさせていただきます。

近隣市町村の様子であります。少し詳しく申し上げますと、伊那市では、88歳の方に敬老会の場で区長が、100歳及び男女最高齢の方には、伊那市の理事者か職員が訪問をしてお渡しをしております。箕輪町では88歳と100歳の方にのみ訪問し、その他については、全て口座振込で対応をしております。

給付の事務方法につきましては、口座振替を選択する方が多くなっておりますので、以前と比べまして負担については軽減されている状況であります。このことに対しまして、先ほど議員からはどうかという御意見もいただいたところでございます。

私も村長になって、最初はコロナで訪問できなかつたんですが、訪問を始めてから直接お会いする機会が増えまして、そうなりますと、例えば昔のお話を聞けたりだとか、一緒に歌を歌わせていただいたりなど特別な時間となることが多く、こういった負担より得られるメリットのほうが多い大変貴重な機会であると思っておりますので、少し大変な部分はありますが、私に対応できる部分はしっかりと訪問をして応援をしていきたい、そんな思いでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 長寿社会となっている現在、支給対象者の見直しの考えはあるのか。

現在の実績は満80歳5,000円、172人で86万円、88歳8,000円、78人で62万4,000円、満99歳5,000円、8人で4万円、満100歳5万円、10人で50万円、満101歳以上1万円、6人で6万円、合計208万4,000円だそうです。

村の介護給付費を見ますと、平成30年は8億7,706万円、1人当たり給付費25万9,716円、令和4年度9億120万円、1人当たり24万6,557円ということで、介護給付費ということでは、いろいろと介護を要する人にとっては大変な税金がいつているかと思いますが、長寿社会を迎えて、支給対象者の見直しの考えはあるかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 支給対象者の見直しに関する御質問でございます。

村の敬老祝い金の支給状況につきましては、総額も含め議員から御説明がありましたので、省略をさせていただきます。

厚生労働省が2023年に発表した平均寿命は、男性が81.05歳、女性が87.09歳でありまして、多くの方が80歳以上活躍、生活される時代となっております。そのような状況があるため、上伊那のほか市町村におきましても支給対象年齢の引上げがなされておりますが、現状、南箕輪村においては見直しの必要がないと私は判断しており、また昨年の庁議で管理職全員にお諮りした結果も、その時点では見直しの必要がないということでありましたので、現状、

村として見直しの考えはございません。

しかしながら、今後、時代が推移し高齢化率が高まり、村でも時代に合った敬老祝い金の見直しが必要と判断しましたら、対象年齢や支給額、支給方法も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 次に、厚生労働省発表の標準化死亡比についてお伺いします。

長野県の死亡率の低さは男性は全国1位、女性は2位であります。死因別の村の結果と傾向はどうなのか。

長野県の死亡率は全国1位、女性が2位ということで、全国平均を100とし、100以上は死亡率が高く、100以下は死亡率が低いという。死因別結果として、がんが男女とも低いほうから1位、男性85.4、女性91.7となり、全国と比べ、がんを死因とする死者が少ないことも分かりました。

その他、村の疾患別実態はどうかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 厚生労働省が発表した標準化死亡比についての質問の中で、まずは、死因別の村の結果と傾向はという御質問でございます。

標準化死亡比でございますが、基準死亡率を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観測された死亡数とを比較するものであります。我が国の平均を100としておりまして、標準化死亡比が100以上の場合は、我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます。100以下のほうがよいというところでございます。

南箕輪村の状況でございますが、全体では男性が87.4、女性が99.6となっております。長野県については、男性が89.7、女性が93.7となっておりますので、男性は県の数字より低くなっておりますが、女性は県と比べると高くなっております。とはいえ、どちらも100以下でありますので、悲観する数字ではございません。

死因別の村の結果であります。悪性新生物イコールがんについては、男性82.5、女性88.0であります。心疾患が男性が88.4、女性が87.7、脳血管疾患が男性が101.8、女性が125.5、肺炎については男性が88.7、女性が62.0、肝疾患が男性が73.5、女性が82.5、腎不全が男性が78.7、女性が66.7、老衰が男性が84.1、女性が97.9、不慮の事故が男性が121.1、女性が129.7、自殺が男性が108.8、女性が103.5となっております。

最後に傾向でございますが、今申し上げましたとおり、脳血管疾患が男性が101.8、女性が125.5と100を超えてきております。これは長野県、また、この上伊那郡を見ても同様の結果となっております。原因といたしましては、村の専門職の分析では、塩分の過剰摂取による高血圧が起因しているのではないかとこのところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 相変わらず、塩気が強い傾向があるかなと思います。

知事の会見で、生活習慣病予防や減塩などの成果が出たというふうに言っていますが、村の健康施策の課題は何でしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の健康施策の課題は何かという御質問でございます。

村で実施している健康施策でございますが、健康づくり事業と成人保健事業が中心となっております。健康づくり事業では、昨年度から運動事業の内容を見直し、新たな内容に取り組んでおります。内容によっては新たな参加者が増えておりますが、まだまだ若い世代の参加者が少なく、幅広い年代の運動普及に至っていないというのが担当課の分析でございます。

健康づくり事業については、新しい取組を積極的に推進し、民間事業のように人気のある講座をどんどん増やしてほしいと一昨年度から継続して依頼をしておりますので、ますますの奮起を職員には期待をしております。成人保健事業では、昨年度から胃がん内視鏡検診を導入したり、インターネットを利用した予約システムを導入するなど、内容や予約方法を充実させたこともありまして、コロナ禍で落ち込んだ受診率は徐々に回復をしております。

しかしながら、これはコロナ禍前、過去から引き続けている課題といたしまして、健康診査やがん検診の受診率の停滞、これが課題として引き続き捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 国民健康保険者のデータヘルス計画は何かお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国民健康保険者のデータヘルス計画でございますが、これは、レセプトや健診結果のデータを分析し、それに基づいて、国保加入者の健康保持増進を図るための事業計画となっております。

このたび、第3期計画を策定いたしました。第2期のデータと比較いたしますと、特定健診受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者の割合が14.5%から17.6%へ増加、脂質異常症がある方の割合は、7.1%から6.8%に僅かに減少しております。また、総医療費8億9,364万円に占める脳疾患の医療費の割合は3.26%から0.57%へ減少、虚血性心疾患の医療費の割合は1.23%から0.53%へ減少しましたが、がんにつきましては12.84%から21.90%に上昇しているほか、人工透析を行っている慢性腎不全の治療者は増加し、総医療費に占める割合は、2.27%から2.32%と僅かに増加しております。

これらのデータから、村の専門職の分析によりますと、引き続き肥満や高脂血症を減らすことや糖尿病の発症を防ぎ、糖尿病性腎症からの透析移行を減らすことを課題として捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 透析の患者さんが増えているということで、糖尿病等の腎症が大変重要だというようなお話でした。ありがとうございました。

5番に移ります。

上伊那福祉協会・旧養護老人ホームの土地について。

養護老人ホームの建設と除却に至る経緯をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 上伊那福祉協会・旧養護老人ホームの土地についてという中で、まずは、養護老人ホームの建設と除却に至る経緯はという御質問をいただいております。

まず、建設の経緯であります。昭和60年に上伊那福祉協会が運営する南箕輪養老院の移転改築計画が立案され、用地確保については、地元市町村で対応する旨の申合せがなされました。そして、昭和61年に、上伊那福祉協会は現在の養護老人ホームがある土地を農林水産省から取得し、土地の購入費用1億2,038万円とその利子202万7,661円は、村が昭和63年に上伊那福祉協会に納入をしております。

また、昭和61年には、敷地の3分の1を分筆して無償にて村名義とするといった覚書が締結されておりますが、これについては、昭和62年から現在まで36年経過しておりますが、いまだ履行されていない状況で、解決すべき問題として捉えております。これは、私が別件で関係資料を確認した際に、当事実を初めて把握したのが昨年度でありまして、重要な案件と速やかに判断し、広域連合の会議で協議を進める旨、承諾を得た上で、現在、上伊那福祉協会と交渉を始めております。

次に、除却に至る経緯であります。南箕輪老人ホームについては、措置入所者の減少に伴い収入が減少しているため、入所定員の段階的な見直しにより人件費の削減に努めてきましたが、赤字が改善されず、一方で、施設の老朽化も進んできました。養護老人ホームの利用者数の推移や予測から、上伊那圏域の養護老人ホームはみずず夢ゆりの里のみで受入可能という判断となりまして、令和5年3月31日をもって、養護老人ホームについては閉鎖に至ったというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 養護老人ホームを解体後、村に土地を返還してもらうのか。できなければ補償をしてもらってはどうかということですが。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 養護老人ホーム解体後の土地の返還や補償についての御質問でございます。

現在、登記上は、旧養護老人ホームにある跡地につきましては、上伊那福祉協会の所有のものとなっております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、覚書には、敷地の3分の1については村に返還していただくという形になっております。

養護老人ホームの建物のうち、厨房等については隣接する特別養護老人ホームコンソール大芝の厨房も兼ねておるため、取壊しを進めておりますが、敷地には厨房と職員駐車場、変電設備等は引き続き残る予定となっております。

昨年度から、土地の件につきましては上伊那福祉協会と交渉を行っており、この厨房や駐車場等、福祉協会が使用している施設があるため、現在はその敷地の切り分け方、これが論点となっております。解体が完了後、現場確認を行いまして、敷地の切り分け方法についてそれぞれ拙速に判断をせず、お互いが納得のいく形で交渉をまとめることが望ましいと判断をしております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 介護保険事業者として、コンソール大芝ですので、専門家に依頼して相応な額を補填していただくようお願いいたします。

次に、農業振興で学校給食へ村産村消をということで、学校給食センターまっくんキッチ

ンに村の農家さんが作った野菜、果物などを食べさせてあげたいと思います。業者から持って行くとマージンがかかります。村で農家登録制を導入し、学校給食に新鮮な食材の提供を試みては。村の子供たちが安全・安心な村産村消の食べ物で元気に学校生活を送らせてあげたいものですが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業振興で学校給食へ村産村消をという中で、農家登録制を導入して、学校給食に新鮮な食材の提供はできないかという御質問でございます。

学校給食の食材はあじ〜なや給食食材取扱法人、そして、地元の農家などに納品を現在依頼しております。地元農家から農産物は直接、または、現在は村の集落支援員の調整によりまして納品をされております。

納品に当たっては、年間を通じてまとまった量の野菜が確保できるか、安全面に問題がないか、また、急な欠品対応に対応できるか等、幾つか求められることがございます。加えまして、朝の決められた時間までに必要量を収穫し、数を取り分けて検品し学校まで納品していただく必要があります。これらに対応していただくには、朝忙しい農家では時間的に難しく、また手間がかかるため、こういったことを無理に実現しようといえますと、あじ〜な等から納品する農産物より高額になってしまうおそれがございます。

そのため、これらの各課題、例えば、コストが低減できる仕組みの構築が先に必要になってくると判断をしております。なお、これらの課題がクリアできるよと言って、ある程度負担増を吸収できる農家の皆さんには、現状でも提供を積極的に受け入れたい意向でございます。

そういった課題の対策、そういったところを先に進めていく必要があるというところで、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 学校給食センターだけでなく、南部小学校も一緒に、農家登録制で拡大をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問を終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩とします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。通告書どおり、2件の質問をさせていただきます。

まずは、入札について質問をさせていただきます。

3月の定例議会に出された陳情書に、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情と最低制限価格の設定に関する陳情というものがありました。こちらの陳情ですが、設計業務等の積算にばらつきがあるというような説明や積算額が低く見積もられているということで、設計士の方の時間外労働等の事業者の負担が非常に大きくなっているというような説明を受けて

おります。

また、その最低制限価格に関して言えば、県やほかの自治体に比べて、大体7割から6割とちょっと低く見積もられていると。また、案件によっては、積算にばらつきがあるよというようなことをその場で教えていただいたわけです。

私もこのことについて、その後いろいろ調べさせていただいたわけでありまして。調べている間に事業者の方とお話をする機会がございまして、よりちょっと詳しくお話を聞かせてくださいということで、聞かせていただきました。

まずは、その設計士の仕事について私も全然知らないのでいろいろお聞きさせていただいたところ、設計士というのは設計図を、図面を引くだけではないということです。当然、現場の進行とか管理をしているわけですが、当然、現場でトラブルがあればそういった対応をします。完成するまでに様々な業務が設計士にはあるということをお聞きしました。

また、最近の困り事でもないんですけれども、どういったことがありますかということも聞いたんですけれども、特に若い設計士が地元に残っていないというような課題を聞いております。というのも、勉強で都会に出るんですけれども、結局地元に戻ってこないというようなこと、あとは、やはり都会のほうが設計に関して言えばいろんな案件がありますので、都会で仕事をしたいという方もいらっしゃるということで、地元に残る若い設計士さんがかなり少ないということをお聞きしております。

この少ない設計士を地元の事業者が育てていくわけですが、そうしますと、多く設計士を抱える事務所と少ない設計士の方の事務所とでは問題がちょっといろいろあると。例えば、設計士の少ない事務所と多く抱える事務所では、対応できる案件に違いがありますよということをおっしゃいました。そうしますと、入札の価格だけを重視してしまうと、設計士を多く抱えているような事務所に関して言えば、非常に不利になってしまうということをおっしゃっております。

建築とか建設において、設計士っていうのは絶対必要な方々ではあります。地元で設計士の方が将来少なくなるのであれば、地方の公共事業の工事に非常に大きな影響が出るのではないかなということが想像できるわけでありまして。

こうした事情がありまして、この陳情が、長年陳情書が提出されているということなのかなと思われました。

建設業界では、それこそ4月に時間外労働の上限の規制があったりとか、それ以前から労働力不足と言われておりました。これは設計士だけに限った話ではないんですが、建設業の全般で人件費が、いわゆる技術者が少ないということで、高騰しているということが背景にあるということです。

陳情にもありましたが、南箕輪村の場合はその積算額が低く見積もられているということをお聞きしてございまして、ここでちょっと一つ質問をさせていただくんですが、近年の物価高騰や人件費の高騰を踏まえたような積算というのが現在されているのかということをお聞きいたします。

議 長（原 源次） 答弁を求めます。

田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） 入札関係でございまして、業務の責任者であります私のほうから答弁を申し上げます。

議席番号1番、西森議員の、入札価格を決めるときに物価高騰や人件費高騰を踏まえた積算がされているかという御質問について、お答えをいたします。

西森議員御指摘の建築だとかその他設計を含むそういった工事におきましても、社会情勢の変化を踏まえまして、設計の際には、長野県の建設部の建築工事資材単価表等を参考にしたり、また、建設物価が掲載されております建設物価調査会などの刊行物、通称物価本と言われているものがございますけれども、そういったものなどの最新情報を確認いたしまして、また、これらにないものにつきましては、業者から見積りを徴取する。

また、必要に応じて、給食センターのときもそうでしたが、長野県の住宅供給公社や建築コンサルタント事業者等へ照会を行っておりますので、そういった形の中で、物価や人件費の高騰等を反映した積算に努めているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 私も積算に関しては本当に素人というか、もう全然知らないのですが、どういった工程で行われているかということが分からないところがいっぱいあります。

今お聞きして、二重、三重にいろいろ調べて、最新の情報を得て積算されているということが分かりましたので、物価変動もかなりある時期ではありますので、おおむね安心したなというところではあります。

続きまして、最低制限価格についてちょっとお聞きする部分ではあるんですが、令和4年と令和5年の入札結果の最低制限価格を見ますと、道路工事とか水道工事に関しては、最低制限価格の割合がおおむね90%ほどだったんです。ただ、設計業務においてですが、私の調べた範囲で見ますと、60%から80%と割合がちょっとばらつきがあるかなというところがございます。

この最低制限価格ですが、令和4年の4月に改定をしておりますが、建設工事、測量、土木建設コンサル、補償コンサル、地質調査の算定の割合が引き上げられているわけですが、ただ、建築コンサルのみ引き上げがなかったんです。ちょっとここで御質問なんですが、この建築コンサルに関して、最低制限価格の割合が引き上げられていない理由っていうのは何かあったんでしょうか。

議長（原 源次） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 続きまして、令和4年4月に最低制限価格を改定しているが、建築コンサルタントの最低制限価格の割合が引き上げられていない理由はという御質問にお答えをいたします。

令和4年4月の最低制限価格の改定につきましては、それまでは村独自の算定割合であったものを、工事に関しましては、国の主な発注機関でつくられております工事請負契約に関わる低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、ちょっと長いんですが、通称中央公契連モデルというものがございまして、それに準拠合わせるために改定をいたしました。

また、その他のコンサルタント業務などにつきましては、国土交通省、県で使用しております基準に合わせるために引上げを行ったものでございますけれども、建築コンサルタントにつきましては、既に村の算定割合、これは独自のものではありますけれども、その村の算定割合が参照した基準と同じ割合でございましたので、そのまま据置きとしたところでござ

ざいます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

ちょっと長いあれでしたけど、中央何とかモデルっていうのがあるわけですね。ちょっとそういったところも私は存じていなかったのでもっと分かんなかったんですけども、おおむね国のほうと合わせているということではあったわけですが、引き続き付随してですけれども、どうしてもばらつきがあるということは御指摘をいただいている部分であると。

ちょっと上げはどうかちよっと分かんないんですが、この割合に関して言えば、まず一定にすることはできるのかというか、一定にできるのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 続きまして、建築コンサルタントの最低制限価格の割合を上げて、一定にしないのかという御質問にお答えをいたします。

村の算定割合につきましては、計算方法も含めて一般に公表をしているところでございますけれども、西森議員御指摘のとおり、建設工事、建築コンサルタントといった区分ごとに数値が異なっております。これらにつきましては、価格全体のうちで直接工事費や直接人件費といったいわゆる決まって必要となる費用と、それから一般管理費、それから諸経費といったどちらかという経営努力が可能な費用が占める割合が、工事と設計業務とでは異なることとなります。そうしたことから、最低制限価格の範囲も異なってくることとなります。

具体的に申し上げますと、建築コンサルタントでは、算定率が60%になる諸経費の部分の割合が大きいものですから、したがって、最低制限価格の範囲も低くなっているところでございます。

したがって、区分ごとに最低制限価格の範囲が異なることは適切であるとそのように考えているところでございますので、現在のところ、引き上げて一定にするといった考えはございません。

ただし、昨今のやはり物価高騰などの影響によりまして、参照としております国土交通省の基準が令和6年度から引き上げられることとなっております。したがって、県や近隣市町村などの動向も見ながら、将来的には割合を引き上げることを検討してまいりたいと考えています。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

国交省の基準も上がるということなのかな、基準を上げていくという考えもあると思うんですが、村としてもできるだけ、一応60から80のばらつきがあるということは、事業者さんが混乱をきたしている部分もあるということも聞いております。そのために、できるだけ一定にする努力をしていただければありがたいなというところであります。

続いての質問に行きます。

令和4年の4月から、価格以外の評価を考慮します総合評価落札方式というものが村で導入されているわけですが、この総合評価で入札が行われたのが、令和4年には1件と、令和

5年はゼロ件だったわけでありまして。この総合評価落札方式というのは価格だけではなく、いわゆる、その価格以外の評価点を加えて評価をするというものであります。

そうしますと、一般入札に比べて評価する対象が非常に多くなると思いますので、評価する側がなかなか大変なのかなという気がするわけでありまして、令和4年に1件しかなかったというところを見ますと、この総合評価落札方式っていうのは、一体今後、どんな事業に対して入札を実施されていくのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 価格以外の評価点を加えて評価する総合評価落札方式はどんな事業の入札で実施されるのかと、そういった御質問にお答えを申し上げます。

総合評価落札方式を採用いたします事業といたしましては、予定価格がおおむねでございますが1億円を超えるような大規模工事等で、工事实績、配置する技術者の実績、社会貢献など、そういったものと入札価格を一体として評価することが妥当であると、村の中にあります建設工事請負人選定委員会で判断する事業としております。

これまで、議員のほうからちょっと1件というお話がございますが、数え方があるかと思えます。令和4年には、学校給食センター建設工事関連で、建築工事とそれから機械設備工事で2件の実績がございましたが、この際は予定価格は1億円を超え、かつ、学校給食センターという事例が少ない工事を行う事業者が技術力を求めるといった工事でありましたものですから、この総合評価落札方式を採用したところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） はい、ありがとうございます。

ということは、規模の大きな案件に対して、こういう総合評価を使っていくということになるかなということですね。分かりました。

といいますのも、今後この総合評価、私はその総合評価落札っていうのは非常に良い入札方式だなと思うんですが、こういった入札を今は大きな案件に対してということですが、それ以外のところでも増やしていく予定っていうのはあるんでしょうか。

議長（原 源次） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 今後は総合評価落札方式での入札を増やしていくのかという御質問にお答えをいたします。

基本的には、先ほど答弁をいたしました採用する条件に該当する事業であれば、総合評価落札方式で入札を行うことも検討してまいります。

総合評価落札方式を行うには、案件1件ごとに評価基準を設定する必要があります。しかも、その評価基準が適切かどうか長野県総合評価技術委員会に委託をしております。そちらの審査を行う必要もございます。また、そういったことも含めると、審査に関わる期間なども通常の一般競争入札よりも時間を要してまいりますので、現状では大規模なもので技術力の必要な、そういった工事の場合にのみ実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと次の質問に入らせていただきます。

入札価格の積算は、工事を発注する担当部署で計算しているというようなことをお聞きしております。この工事の積算は非常に専門性が高いかなということと、価格が適切であるかと判断するのは非常に難しい作業だということをお聞きしております。先ほども御説明ありましたけれども、非常に難しいのかなと。

近年は、この円安の影響によって物価も高騰しており、先ほどのように人件費が高騰しているという背景がある中で、そういったようなことで入札の価格の積算がより難しくなっているのではないかなと思われるんですが、というのも、令和3年から令和5年の入札結果を見ますと、どうしてもその不落や辞退というのが幾つかあるのかなという状況から見ましても、この入札価格の積算と業者の出す見積りで差が生じているのではないかなということが考えられます。

やはり、この不落や辞退というものが多くなっていきますと、これは、村民の生活に影響が及ぶと思っております。そうしますと、この庁舎内に入札の積算などに精通した人材がいるととても良いような印象はあるんですが、村のほうで専門の職員を配置する、もしくは、今後のことも考えて職員を育てていくというような予定はありますかということで、よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 不落や辞退を増やさないためにも、入札の積算などに精通した人材が必要と思われるが、専門の職員を配置または育てる予定はあるかという御質問にお答えをいたします。

現在、職員につきましては、一般事務として採用している職員が不断のそれぞれの職員の努力とそれから経験に基づきまして、積算技術というものは向上してきているというふうには思っておりますのでございますけれども、一方で、村といたしましても、専門の職員の育成は必要なことだというふうには考えているところでございますので、そのような視点での人事といったものも検討していく必要はあるのかなというふうには思っておりますけれども、当面のところにつきましては、建設工事におきましては、現在不在となっております専門人材であります土木技術指導員の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、建築工事などにつきましては、専門人材の確保がより難しいところでございますので、これまで同様、県の住宅供給公社や郡内の建築コンサルタント事業者へ設計監理等、建築技術支援をお願いをして、専門性の補完をしてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

建設業界もそうですけれども、いわゆる有能な技術者が非常に足りないという状況もありますので、村としてももしそういった人材がいるようであれば、確保できればありがたいかなと思っております。ありがとうございます。

次に、交通安全について質問させていただきます。

交通安全協会についてですが、住民の方から疑問があるということで御意見をいただきました。

村には、交通安全部というものと交通安全協会の二つの組織があるわけでありまして。交通

安全という名称が使われているために、同じ組織であるようなことと勘違いしている村民の方が多いのかなと思われまます。区の交通安全部長と交通安全協会の理事を兼ねていると、兼務しているということもあって、大体の方が交通安全部長になったときに、交通安全協会が別組織だったというようなことを知ることがあるということを知っています。

南箕輪村の交通安全協会っていうのは、伊那の交通安全協会に属しているわけでありまます。この伊那の交通安全協会は、この長野県の交通安全協会の支部となっているわけですね。じゃあこの交通安全協会というのはどういったものなのかと言いますと、正式名称が一般財団法人全日本交通安全協会、そういうような名称になっております。

これ、警察の組織ではなくて、民間の法人なんですね。私も交通安全協会のことはよく分かっていなかったんで、何となく警察がやっているのかなという印象を持っていたんですが、全然違うということ、今回の住民の方からの御意見によって調べて、ようやく知ったというところでありまます。

こちらの住民の方からの疑問でもあるんですが、民間の法人なのに、事務局が役場の総務課に置かれていますという疑問がありまますと。こちらの事務局が役場の総務課に置かれていますという理由をお聞かせいただければと思いまます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 交通安全につきまして、一般財団法人である交通安全協会の事務局が役場総務課に置かれていますという御質問でございまます。

結論から申し上げますと、今回通告いただいてから本日までの一週間という限られた時間の調査では、申し訳ありません。明確な理由は分かりませんでしたので、判明した範囲で申し上げます。

交通安全協会は、議員御指摘のとおり、全国規模の組織として一般財団法人全日本交通安全協会、そして、県単位の組織として、一般財団法人長野県交通安全協会、伊那エリア、伊那市、箕輪町、南箕輪の組織として伊那交通安全協会があり、そして、村に南箕輪村交通安全協会がございまます。

このうち、長野県と伊那の交通安全協会については、定款上に本部・支部の関係が明記されております。また、伊那と村も同様に、定款上に本部・支部の関係が明記されております。しかしながら、一般の民間企業の本社・支社とは違いままして、独立した組織となっておいままして、会費や補助金など金銭的な関係もなく、会計もそれぞれ独立した形となっておいまます。

今回のことをお調べするに当たり、この村交通安全協会の設立の経緯を申し上げます。

村誌によりまますと、戦後自動車の急速な普及に伴い、交通戦争と表現されるほど交通死亡事故が増加する中で、村では、昭和32年に交通事故防止活動を行う有志の団体が発足をいたしました。2年後、昭和34年頃には、全戸加入による交通安全協会にその有志の団体が昇華し、昭和49年には、村交通安全協会として正式に組織化をされました。

村が地区役員として交通部長の選出をお願いを始めたのが昭和56年でございまます。交通部長が村交通安全協会の理事、支部長ですねを兼務することで、村交通安全協会を交通安全活動の担い手として村が取り込んできたようでありまます。ここは推測でありまます。その流れで役場が事務局を担ったのやもしれないというところではございまますが、諸説によれば、単に駐在所に事務局を断られた、そんな可能性もあるのではないかと推測をしておいまます。

今後も調査を継続し、判明するようであれば回答させていただきますので、よろしくお願

いたします。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。なかなか答えづらい質問かなとも思いましたけれども、はい、ありがとうございます。また分かったところで教えていただければと思います。

では、引き続き、この南箕輪村の交通安全協会は各区に理事と女性部、理事が28名と女性部が29名といった形でおるわけですが、この理事の一部を、先ほど御説明しましたけれども、交通安全部長が兼務していると。

ただ、この交通安全協会の事業をちょっと見させていただいたんですけども、区の交通安全係の事業とほぼほぼ同じであるかなというところがあります。区の交通安全係が交通安全協会下部組織のような勘違いをしてしまうほど、似通っているのかなという気がするんです。

ちょっとお聞きしたいのは、この交通安全係のお仕事と交通安全協会のお仕事の事業が区分けされているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 交通安全係と交通安全協会との事業の区分けについての御質問でございます。

まず、交通安全係につきましては、毎年4月に交通部長会を開きまして、交通安全施設の点検、横断歩道用手旗の管理、薄くなった任意停止線の塗り直し等を依頼をしています。

次に、交通安全協会につきましては、交通安全人波作戦等の街頭啓発活動、小学校・保育園の交通安全教室などが主な活動となっております。ただし、この交通安全協会の事業計画の中には、交通安全施設の点検や任意停止線の塗り直しなど、先ほど交通部長会に依頼しているところと重複する活動も盛り込まれているというのは事実であります。

交通部長が交通安全協会の理事を兼務するため、どちらが下部組織という関係ではございませんが、各地区の事業においては、どちらの立場で行っているのかは大変曖昧な状況であるというのは、議員御指摘のとおりでございます。

持続可能自治会検討委員会の中でも、そういった曖昧な位置づけや、そういったところを一度棚卸しをして整理する必要があるんじゃないか、そういった意見が出ておりますが、この委員会の中で交通部長への依頼の廃止を検討していくという方向性は出ておまして、交通部長会、また、村交通安全協会それぞれにおいても、この事業については、交通安全協会のほうに集約していく方向で検討を始めているとお聞きをしておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

自治会の検討委員会のほうでより深掘っていくということでもありますので、私も委員会のメンバーではありますので、しっかりと検討していきたいなと思っております。

ちょっと次に行きますが、交通安全協会ですが、各区の理事を通じて協力費というのも集めております。この協力費ですが、交通安全対策や先ほど村長の説明にあったように、安全指導などに使われていると。交通安全のために使われているならばと、協力費を出す村民は

非常に多いのかなと思われます。

しかしながら、この集金をするということで行きますと、この交通安全の理事であります交通安全部長が、最終的には責任を持って集めているわけがございます。区によっては企業から協力費を集めているところもありまして、この集金のために、わざわざ仕事を休まれるという方も多いということを知っております。

私はこの交通安全協会の活動には非常に賛同しておりまして、ただ、この区の交通安全部長や理事の方々が協力費の集金に負担を感じている方も少なくはないということも承知しているところであります。

非常に理事、女性部ともに多いわけですが、各地区でも理事の選出にも苦慮されているということもありまして、最近では、塩尻市の大門地区というところに行きますと、その交通安全協会を退会しまして、子供の安全を守る組織に切り替えたという事の報道を見ました。恐らくですが、当村でいうまっくん見守り隊のような、子供の安全を見守る活動を自治会主体で行うものであるということだと思われます。

今まで、交通安全協会に何かお任せみたいところが非常に多かったのかなというところはあるんですが、そうしますと、住民の交通安全意識が非常に低下していくということを感じております。この大門地区のような取組というのが、自分の住む場所の交通安全を守るという意識を向上させられるのではないかなと考えております。

私の住む中込区でも、交通安全協会の配られるのぼり旗とは別に、区独自で交通安全ののぼり旗をつくりました。中込線沿いとかに立てて、交通安全の啓発を行ってまいったところなんです。このような取組ってというのが、地区が交通安全に積極的でありますよということを示すことに貢献できているかなというところと、住民の方からもおおむね好評だったということを知っております。

こういったことを踏まえまして、各区ごとで特色のある交通安全の取組も必要じゃないのかなと私は思うんですが、ここら辺、村長のお考えをお聞かせください。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 区ごとに特色ある交通安全の取組について、村長の考えはというところで、協力費の集金についても前段で御説明をいただいておりますのでございます。

その、ほかの地区のように、協会の退会を推奨するわけではございませんが、区ごとに自主的な特色ある交通安全の取組を進めていただくことは、大切なことであると感じております。そこに住む住民の皆様が自らのこととして考え、地域としての交通安全意識の向上につながりますので、ポイントとしては、自主的に行われるというところがございますので、その部分は、どういった背中を押せばいいのかなというところはこれからというところがございます。

また、話のありました協力費の集金につきましては、他団体依頼業務というところで、今年度持続可能な自治会運営委員会でも協議をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

昨年度の実績を申し上げますと、会員協力金として3,352世帯、197万5,600円、企業協力金として155事業者、55万2,000円が収入としてなっております。これは、村交通安全協会の収入全体に対する割合67.1%を占めているとお聞きをしております。

また、こういった集金に当たってのこと、私も交通安全係として一度担当したことがある

んですが、集金もやっぱりいらっしゃらないこととかあって大変ですし、集金した後、2～3か月後に何か品物を配布するっていうのもありまして、またこれを配らなきゃいけないのかというところで、そんなことを私は言っちゃ駄目ですけど、それで手続の手間という面では少し苦勞したというところは実感としてもございますので、こういったところ、村交通安全協会の事業でありますので、村が直接関与することはできませんが、今、村でも持続可能な自治会検討委員会を進めるところで、自主的に各区だとかほかの団体でこういった動きが出ているというのをお聞きしておりますので、村交通安全協会においても、こういった議論が進めばありがたいと感じております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

私、交通安全の関係はほとんどよく分かっていないんですね。区長はやったけど、交通安全全部長とかはやったことがないので、実情がよく分かっていない部分がありまして、それこそ、住民の方から言われてからようやく知ったという部分がありますので。

じゃあ、次の質問をちょっとさせていただきますね。

自分の住む場所の安全を守るのは住民であると、そういった意識づけというのが非常に必要なのかなというところがあります。これは、交通安全だけに限った話ではありません。消防や防災なども、住民主体で地域を守っていくものだと私は考えております。先の自治会の検討委員会ですが、役員や住民の負担を軽減して、住みよい村にしようとしているわけでありまして。

私は、この役員や住民の負担を軽減した先にあるのが何かと考えたときに、やはり、各区の独自性ではないのかなということを思っております。各区で特徴ある取組をすることで、自分が住む場所だということ、意識が高まるのではないかなと考えております。

先ほどにもありましたけれども、中込区で独自ののぼり旗をつくったということがありましたけれども、交通安全ののぼり旗がこのほどちょっと撤去をされてしまいましたというか、撤去したんですが、これは、その道路沿いや例えば標識のポールとかに、これは交通安全の施設ですけれども、そういったところにむやみに設置することができないということが理由で撤去となったわけでありまして。しかしながら、ちょっとほかの地区を見ますと、まだまだくくられているところとかもあったりする現状もあるわけですね。

これを村で全部管理するっていうのは、非常に大変であると。労力と時間がかかってしまうので、私はちょっとそこは推奨できないなと思っておりまして、ただ、こういったところは設置していいよとか、こういったルールでやってくださいっていうような、村で基準を設けるっていうのは必要ではないかなと考えております。そのルールを基に区で管理をしてもらうというのがよいのではないかなと思うんですが、こういった交通安全に関するのぼり旗等看板とか、そういったようなものの場所や設置方法など、村で基準を設けてみてはどうかという質問になります。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村で基準を、のぼり旗等の設置基準について村でつくってはどうかという御提案でございます。

該当ののぼり旗の撤去につきましては、カーブミラーの支柱に結びつけたものにつきまし

て、職員が、議員御指摘のとおり撤去を依頼したものでございます。これは、長野県屋外広告物条例第2条で、カーブミラー、交通標識、街路灯などへの屋外広告物の掲出は禁止されていることを根拠に、撤去を依頼させていただきました。

各地で設置したのぼり旗等につきましては、各区における管理をお願いしておりますが、今回のように禁止事項の周知が不十分だったため、一旦つけたのぼり旗を撤去することになったことは、大変申し訳なく思っております。

この長野県屋外広告物条例第2条におけるカーブミラー、交通標識、街路灯などへの屋外広告物の掲出が禁止となっているということは、一つの基準となっておりますので、これを基本といたしまして、禁止箇所等につきまして、先ほど、他地区ではまだまだ現状あるんじゃないのかという御指摘もいただきましたので、他地区や交通安全協会に対してこの条例を基本として周知をしていくことで、基準に代わるものとさせていただければと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。ルールを設定していただければ各区でもやりやすいのかなと思いますので、ぜひお願いしたいところであります。

今回、二つの質問をさせていただいたんですけれども、特に入札に関して、調べれば調べるほど奥が深いなというところと、なかなか職員の皆さんも大変御苦労されているということが、ちょっと私のほうでも理解できました。職員の皆様には大変御苦労されているなということ、ちょっと印象がありましたので、そんな思いをありながら、私の質問を終了させていただきます。

議長（原 源次） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時33分

再開 午前 10時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。通告に基づきまして、大きく三つの項目について質問をしたいと思います。

初めに、今年の4月24日に人口戦略会議が公表した令和6年地方自治体持続可能性レポートによりますと、本村は、自立持続可能性自治体に位置づけられました。自立持続可能自治体ということになりますと、この定義、先ほど村長の唐澤議員に対する答弁の中にございましたとおりですが、2020年から2050年の30年間で、封鎖人口と移動仮定の人口、これが共に若年女性20歳から39歳の若年女性ということですが、この減少率が20%未満の自治体というふうに位置づけています。

こうした自治体に当村は位置づけられたということで、これを踏まえまして、このことに関しまして村長のお考えをお伺いしたいと思います。令和7年度、来年度でございますけれども、第5次総合計画の目標年度となります。今回、この自立持続可能性自治体とされたことを踏まえまして、総合戦略の基本目標が四つございますけれども、これが実際に的確であったのか、また、様々な施策が執行されていると思っておりますが、これらが的確に執行をされ

ているのか、現時点でこれをどう捉えて評価をしているのかをお伺いいたします。

議長（原 源次） 太田議員、すみません。1 番の質問でよろしいんですか。

8 番（太田 篤己） 一番、一番はですね、すみません。

村長のこの自立可能性自治体に選定されたということ、選ばれたわけではないですけども、位置づけられたということに関しての感想を、私、通告書のほうでは載せておりますけれども、これ、先ほどの唐澤議員の感想のことと全く同じ質問でございましたので、これについては割愛させていただいて、2 番目のほうの質問からということになりますけれども、その点でお願いをしたいと思います。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号 8 番、太田議員の質問にお答えをいたします。

第 5 次総合計画の目標年度となるが、総合戦略の基本目標が的確であるか、その施策が堅実に行われているかという御質問であります。

第 2 期南箕輪村総合戦略は、令和 3 年度から 7 年度までの計画期間中で、立地特性を生かした職住近接の村づくり、若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たい村づくり、安心して子どもを産み育てることのできる村づくり、誰もが安心して暮らし続けられる村づくりの四つを基本目標としております。

村の総合計画とも連動する中で、多様な人材の活躍や S D G s 等についても横断的に施策を展開する中で、この四つの目標は的確であると捉えております。そして、この総合戦略がありますが、毎年度、村づくり委員会におきまして、数値目標に対する成果の検証を行っていただいております。

令和 5 年度は、4 回の会議の中で令和 4 年度に行った事業の成果を検証した結果、28 項目中、順調が 13 項目、おおむね順調が 9 項目、努力を要するが 5 項目、改善・対策を要するが 1 項目との答申をいただきました。28 項目中 22 項目が順調またはおおむね順調でありまして、全体としては、順調に行った事業の成果が反映されております。そのため、これらについては、施策が堅実に行われていると判断をいたしました。

一方、努力を要する、改善・対策を要するとされた項目の中には、企業振興補助金交付事業数、防災に関する出前講座開催数など、コロナ禍で申請が減ったものもありますが、それ以外については担当課で事業内容を再確認し、目標達成に向けて改めて事業を進めていきたいというところでございます。

また、努力を要するとされた事業の中に、持家世帯の区加入率の目標がございまして。こちらについては、既に持続可能な自治会検討委員会を令和 5 年度に発足をしまして、自治会の在り方等について、令和 6 年度が本格的に検討するというところでございます。その検討の結果、加入率の向上も含め、時代に合った地域コミュニティの創設に向けて取り組んでまいりたいというところで、既に対応を始めているというところでございます。

いずれにしましても、総合戦略に掲げられた各政策につきまして、目標に向かって着実に進められるよう今後も事業の推進を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。おおむね順調にということのようでございますので、あと今年、来年と年度残り1年余りということでございますので、ぜひ目標を確実に達成できますように頑張ってくださいと思います。

続きまして、次の上伊那地域全体での人口減少、これはもう、本村以外では全体としては各自治体とも人口減少が進んでいるということでございますので、こういう状況の中で、村単独での自立維持の対策、こういったものにもいずれ限界が来るだろうというふうに思います。

そこで、その近隣市町村との政策連携は必須であろうというふうに考えます。今後、積極的に取り組むべきであると思いますけれども、村長はその点、どのようにお考えか。また、現在はどのような対応がとられているかをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 近隣市町村との政策連携への村長の考え方、また、現在の対応についての御質問であります。

市町村の枠を超えて、近隣市町村と広域的に連携し事業を進めることは、大変重要な視点であると捉えています。自治体総合戦略の施策にも、上伊那広域連合や伊那市、箕輪町、南箕輪村の3市町村で形成する伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会といった、近隣市町村との連携で実施しているものが数多くございます。

上伊那広域連合では、業務システムの共同利用をはじめ、ごみ処理施設の設置・運営、介護認定審査会の設置などのほか、移住や若者回帰の促進について広域的に取り組んでおります。先日から、南箕輪の20歳から24歳の女性の数が急激に増えているということをお紹介させていただいておりますが、これも上伊那広域連合で取り組んでいる郷土愛プロジェクトに基づく企業訪問や経営者との座談会、そういったことが要因ではないかというところで、今、その分析を広域連合にお願いをしているところでございます。

伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会では、産業振興や伊那本線バスの運行、病児・病後児保育、空き家バンクの運営、職員の合同研修など、様々な事業を現在も実施をしております。また、箕輪町とは独自に女性就業支援事業を連携して実施しております、こちらも継続して一定の成果を上げております。

今後もどの分野で連携できるか研究していく必要がありますが、近隣市町村との事務担当者連絡会、こちらがしっかりと行われておりますので、その中で情報交換や情報共有を行う中で、広域的に連携していったほうが効率的な施策や事業があれば、積極的に取り入れていきたい意向であります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ただいまの答弁で、地域としていろいろ施策を打っているということでございます。これも着実に遂行されるということをお願いしております。

なかなか、ただ、今回のこの自立持続可能性自治体ということに関しましては、やはり東京一極集中と地方間での人の取り合いというような側面が非常にはっきりしてきたということがちまたでも話題になっておりますので、そういったことも一つ念頭に置いて、今後またいろいろ施策を打っていただきたいというふうに考えます。

次に、大項目2番で、基本構想の策定についての事についてお伺いします。

令和8年度から始まる第6次総合計画、これにつきましては、先般村長のほうからも施政

方針のほうの挨拶の中でちょっとお話がありましたけれども、今月から、担当課での策定作業に取りかかるということがございます。

その根幹となるその基本構想について、現時点で村長がこの中に盛り込んでいきたいというふうに考えるテーマについてお伺いいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 基本構想の策定について、基本構想について、現時点で村長が盛り込みたいと考えるテーマはという御質問でございます。

基本構想であります、主に基本理念と村の将来像によって、現在言語化をされております。童話やディズニー映画が終わる際に、よく「いつまでも幸せに暮らしましたとき」というフレーズが出てくることが多いんですが、ある程度年を重ねた後は生活は穏やかに、そして、いつか幸せに人生を閉じる、そういった暮らしが私は理想であると捉えています。

私の公約でありますいつまでも幸せに暮らせる村はそこから着想を得ておまして、その実現に向けて可能な、また理解が得られる範囲となりますが、理念として基本構想に盛り込んでいただければ大変ありがたいと感じます。

人々が幸せを感じる要素は多様ではありますが、共通、また外せない要素としては、人と人とのつながり、そして、自然とのつながりであると思います。デジタル関係をこういった基本構想で強く押していく自治体もあるかと思いますが、私はこの自然豊かな大地にありますので、まずは、このいつまでも幸せに暮らせる村の実現に向けて、自然そして人とのつながり、そういったところを一番に基本構想に盛り込んでいただきたいと考えておりますが、この部分は私の思いがテーマになるわけではありませので、私の盛り込みたいと思うテーマというところで御紹介をさせていただきましたので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして、今回の国の政策ではありますけれども、定額減税についてお伺いをしたいと思います。

まず、今月から始まったその定額減税については、減税と給付を組み合わせたということで、自治体や企業の関連事務に大きな影響を及ぼすと言われております。

先般、もう既に私のところにも届きましたけれども、住民税、村に関しては住民税が関わってくるところにはなりますけれども、住民税の通知書を見ますと、そこに早速、もう第1期目のところで自分個人及び扶養家族等の減税分を表示されていたということで、ちょっと私も初めて見て、本当に2日ばかり前の話ですので、来たものをちょっと改めたんですが、ちょっと私もよく中身をしっかり見ずに村のほうに問合せの連絡をさせていただきました、そこに書いてあるということが分かりまして、細かいことは入っているレジュメの中にもうたってありますので、もうちょっと私がしっかり見るべきだったと思うんですが、そういう形で、減税のほうがもう既に始まっているという実感を持ったところでございます。

その減税につきましては、こういった事務的なことでいわゆる税金から本当に減税されたという形をとるもの、それと給付型のほうですね。村が行う給付型の減税措置、これについては、実際にはこれから全額に満たない部分を給付していくという形でありますので、これからということでございますけれども、この辺の村の行う給付型の減税措置っていうものがどんなふうに具体的になるのか、その概要についてお伺いをしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 定額減税についての御質問で、給付型の減税措置はどのようなものになるのかという御質問でございます。

まず、定額減税についてから説明をさせていただきます。

賃金上昇が物価高に追いついていない現状の緩和を目的といたしまして、一時的な措置として、1人当たり令和6年分所得税3万円、令和6年度の個人住民税1万円が定額で減税されます。個人住民税の定額減税については、村で保有する税情報を基に算出いたします。定額減税の対象となる所得割が課税されている給与所得者の特別徴収分5,976人分については、村から事業所宛てに定額減税を算出した後の税額決定通知を発送しており、従来と同様に通知された金額のとおり給与から差し引き、納入していただきます。

また、普通徴収1,125人と年金特別徴収653人の減税分につきましては、先週、納税通知書を発送いたしました。その通知の中に定額減税額を明記しており、納付額につきましては、被扶養者分を含めて減税された後の額となっております。

定額減税の影響から、令和6年度の個人住民税は約7,460万円の減収を見込んでおるところでございますが、減収額は、補填として地方特例交付金にて交付をされます。

次に、3万円の所得税の定額減税についてでございますが、こちらは国税であるため、基本的に村では関与をしておりません。税務署が企業向けに説明会などを開催しておりまして、事務処理について説明をしていただいているようでございます。村も一事業者として給与担当者が扶養者確認や減税額の算出、給与明細への減税額記載などの事務に当たっておりまして、非常に煩雑な作業に苦慮しているとお聞きをしております。

さて、御質問いただいている給付型の減税措置、調整給付について御説明をいたします。

納税額が4万円に満たない方など、減税額が納税額を上回って引き切れないと見込まれる場合は、差額分を1万円単位で切り上げて給付することとされております。現時点での想定としましては、対象者を約3,100人、給付総額を約8,000万円と見込んでおり、申請書の提出により、銀行口座への振込で給付いたします。発送や給付時期の詳細については、近日中に上伊那の担当者会議が開催されますので、そちらで調整を図り、決めていきたいというところでございます。現時点での想定といたしましては、8月上旬から申請書を順次発送し、給付をしていく予定とお聞きをしております。こちらの財源につきましても、国から地方創生臨時交付金で全額措置されることとなっております。

なお、これから述べることは注意事項となりますが、最初に述べました定額減税も含めまして、令和5年度の住民税非課税世帯と均等割課税のみ課税世帯合わせて1,455世帯は既に臨時給付金の対象となったことから、今回の対象から除かれております。また、令和6年度新たに住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯についても、今回の補正予算で300世帯を見込み、計上させていただいておりますが、これらについては臨時給付金10万円の対象となりますことから、定額減税等の対象から除かれておりますので御注意ください。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

続きまして、今回の定額減税による今もちょっとお話があったと思いますが、村の事務面への負担というか影響、これと、それに伴って増加するコスト、これがどのぐらいあるのか、

どのように予測しているかということをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 定額減税による事務面への影響と増加するコストの予測について御質問をいただいております。

まず、今回の定額減税の事務につきましては、財務課で対応しております。調整給付については、調整給付金額の算定、給付対象者への通知及び申請受付までを財務課で担当いたしまして、申請後の給付事務は福祉課で対応いたします。減税と給付が入り混じる複雑な仕組みとなっております、これから、住民の方からの問合せは多様で多数になると予測しておりますが、丁寧に対応してまいります。

また、減税や給付の煩雑な事務作業によりまして、職員の事務量は多大になると想定しております。国の制度概要を一つ一つ確認しながら、漏れのないよう対応してまいります。

コスト面であります、システム改修費、会計年度職員の人件費、印刷費、郵送料など、概算で見込んでいる額であります、970万円、こちらは確実にかかってくる額として計上しております。

定額減税による減収及び調整給付による給付費、事務費などの財源については、国費で全額が補填されることとなっております、給付に必要な地方財源の確保に配慮された内容にはなっております。しかしながら、この額には、職員の人件費については補填の対象とならないため、この定額給付に関わる職員の人件費については、純粹に村から持ち出すというところが実態でございます。ここの部分の人件費については、金額としては、すみません、はじいてはおりません。

今回の定額減税について、これは村だけではなく全体の話になりますが、今回の定額減税について、これまでの給付金と異なりまして、あくまで実施するのは自治体ではなく、会社の経理の人というところも出てまいります。このことは、企業の生産性を著しく減退させる結果にもなっていると思います。

自治体にとっても、本来国が担当すべき所得税3万円分も含めた複雑な調整給付を担当せねばならず、給付金と比べて負担が減少したとは言えないと思います。例えば、細かいこととなりますが、毎月の定額減税処理ではなく、年末調整という優れた仕組みがありますので、そこでやればいいのかないのかなと思いますが、政治的に認めないと思いますが、そういった働く職員、事務員への配慮が必要ではないかと感じるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

今回の定額減税、減税になること自体は住民、日本国民としてはありがたいことではございますけれども、自治体含め企業もそうですけれども、非常に大変な作業があるんだと、負担が大きいということがよく分かりました。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問を終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時16分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。2点について一般質問を行いたいと思います。暑くなってまいりましたので、元気よくしたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

1点目ですが、朝の時間帯の交通混雑の解消対策についてということであります。

近年、朝の通勤時間帯に、村内の道路が非常に混雑する状況が見受けられます。もちろん、夕方の会社が終わって帰宅する際も混雑するわけでありますが、今回は、特に朝方のこれから勤務に向かう皆さんが非常に混雑しているところで、大変だなという状況から、この点について注目したいなというふうに思います。

具体的に申しますと、道幅の狭い場所で私が目撃したのは、村道6号線を東から西に向かって、西のほうの多くの工業地帯の工場に向かう従業員の皆さんが行くんだろうと思います春日街道との交差点で朝方見ますと、何百メートルも渋滞がつながっているという状況であります。

多分、皆さんは、こういうことはもうとっくに承知のことだと思いますが、私はふだん通勤のところに車を使いませんので、たまたまこの近くの農作業のときに朝行くと見る、これは大変なことになってきたなというふうに思っているところであります。

また、先日も議会で村道6号線沿いの花壇を整備しましたら、花壇の西の農道、南北に走る農道でも、そこも多くの通勤の車が通ってくるということで、なかなかこの頃の通勤の皆さんも、朝がもう大変だなというふうな思いをしたところであります。

非常に混雑するところですから、そういう気持ちを非常に理解はできるところでありますけれども、今回ここに私は農道というふうに書きましたけれども、それはいわゆる村道でありますけれども、農業地域を走る道路が非常に今混雑しているなというので、あえて農道と書きましたので、御承知おきをしていただきたいと思います。

具体的には、その村道6号線から私が見受けしたのは、春日街道の道路に行かずに北へ向かって中央墓地のところの道路を横断をしまして、さらに北のほうへ向かって農道のところを走っていく車が結構ありました。

たまたま私もトラクターで通りかけたところにおりますと、急いでいる女性の車が前方から来た車と擦れ違うさまに舗装道路のところを外れまして、もう少しでこの東側の水田に転落しそうになったというところを見て驚いたところでありまして、さらにその近くを見ますと、道路の西側には多くのところで西天竜の用水路がありますけれども、たまたま用水路のない場所については、車が交差をする場所に使われております。そうしますと、西の水田のあぜが非常に低くなっているという、そういうようなことで、なかなかこの近頃の農道の付近ももう大変だなという思いをしたところであります。

そういうことで、これは何らかの大きな事故が起きる前に何らかの対策が必要ではないかなということで、今回の質問に至ったわけであります。

1番目の質問ということで、まずは、こういう時間帯の朝の通勤時間帯の混雑状況、これは今回のこの問題だけにかかわらず、今後の村の交通安全対策全体のことについても必要ではないかと思っておりますので、ぜひ村においても、私が把握したのはこの私の住んでいる近くの

状況でありますので、村全体でどんな状況に今なっているのか。

もちろん、通勤の皆さんが多くいるということはこの近くの産業の発展のために必要でもありますし、そのために皆さんが一生懸命働いている、そういう人たちが安全で過ごせることにもつながるということでもありますので、ぜひこの通勤時間帯の混雑状況というの、村全体でどうなっているのかなという部分も調査をしてはいかがかということでもありますので、まず、この1点目の状況の調査等についてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

朝の出勤時間帯の交通混雑の解消対策について、まずは、混雑状況の調査を行ってはどういう御質問をいただいております。

通勤時間帯におきまして、村内国道や県道、伊那インターアクセス道路、春日街道、広域農道など主要幹線道路は、議員御指摘のとおり交通混雑が見られます。主要幹線道路を避け、渋滞の少ない狭い村道を抜け道として利用する際に、双方からの侵入により擦れ違いができず、さらなる渋滞や交通事故の発生のおそれもあることは見受けられます。場所によっては児童や生徒の通学路となっておりまして、交通安全上危険な箇所もあると思っております。

そのため、議員御指摘のとおり、まずは現状を把握していくことが重要であると考えております。具体的な箇所や道路が特定していれば、個別事案として、道路や付近の施設の状況等により、必要な対策を検討していくことが重要であると考えております。関係機関や当該地区と協議しながら、それぞれ必要な対策を講じてまいります。

また、具体的な箇所や道路につきましては、村でも状況の把握に努めてまいります。住民の皆さんや関係者からの情報の提供や、また、通学路であればPTA等を通じて、通学路安全推進協議会等に対策要望を寄せていただきたいと思いますと思っております。

また、状況によりまして、村の全体的な対策が必要な状況になれば、村交通安全対策協議会において対策を実施してまいりますとございます。

現在、議員からのお話もありましたが、村内特に西側のエリア、伊那インター工業団地への通勤の皆様を中心に、村は人口も増えているということもありまして、通勤者はかなり増加をしております。まさにピークの時間帯だけを見ますと、少し許容できる範囲を超えてきているのかなというのは私の私見ではありますが、そう遠くない範囲、速やかになりませんが、この交通混雑の解消対策は、何かしらの方法で進めていかねばならないというところは感じておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ぜひ、現状を把握する上でも村内の調査等、それから、いろんな先ほども出ました交通安全に関するいろんな団体の皆さんの御意見も聞いて、対策を進めていっていただきたいなというふうに思います。

ということで、2番目の質問になるわけですがけれども、取りあえず農道にも時々回ってみますと、この先交差点があるという黄色い十字路の看板等は農道の幾つかのところにも設置をされておりますが、それ以上のものは特になく感じます。

そういう点で、調査もして大きな対策ってということになるまでの期間ということもあるか

と思いますので、これからの流れとして、農道の中においてもこの標識の増設というのもひとつ、当面の対策として必要ではないかなというふうに思います。

ということでありますので、御見解をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 標識の増設を検討してはという御質問でございます。

毎年、地区要望や通学路交通安全プログラムに基づきまして、村で設置できる看板や道路標示等については、今後もまずは基本的な考えとして、設置をしております。

地区計画事業の予算は過去と比較し増額をしておりますので、また、地区計画におきまして、標識については要望数等の制限もいただいておりますので、比例して、対応可能な標識の数は増加しているというのが現状でございます。

また、公安委員会が設置する標識や横断歩道につきましても、同様に要望書を提出し、要望実現に向け、働きかけてまいりたいと思います。

朝の出勤時間帯の混雑状況につきましても、具体的な問題箇所があり、地区要望や村の事業の中で標識により解消ができると考えられるものについては、朝以外の時間帯の交通状況とのバランスも考慮しながらであります。標識の設置の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6番（山崎 文直） 一つの例ということで申し上げました。いろんな対策が考えられるかと思えますし、いろんな学校関係、交通安全関係、いろんな団体からの御意見を基にして、標識等の検討もぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

三つ目の質問でありますけれども、農道を通ってみますと、農道ですから村道1号線とか2号線、5号線、6号線という1桁台の村道と比べれば、非常に狭い道路になってしまいます。

そういう中でも、一つの対策としてこの農道エリアの何か所かに、例えば、西天竜土地改良区で管理をしている水路の上の一つの車が交差をできるようなエリア、舗装なりコンクリートなりのそういうエリアを設けることによって、通勤者のための安全を守る。さらには、それがあってによって運転をする人たちの朝の気持ちの焦りというか、そういうものも解消できるのではないかなというふうに思うわけでもありますので、ぜひともそういう部分もしありましたら、これは予算も関係することでもありますので全線拡幅ということにはならないというふうに思いますが、そういうのをこの一つのアイデアとしてやってみたらどうかと私は思いましたので、この辺について、もし見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農道の各所に擦れ違いのためのエリアを設置することを検討してはという御質問でございます。

担当課の考え方といたしましては、農道の各所に擦れ違いのためのエリアを設置することは、便利になる一方、抜け道としての走行を助長することになるとも考えております。また、設置場所の特定や用地費、測量費、工事費などの事業費も多額になることが考えられるため、農道をまずは抜け道として走行しないことを基本とした対策を講じていくべきと考えておる

ところでございます。

ただ、この中でも特に通学路を兼ねている道、例えば、役場のそこの小学校のほうに抜ける道ですとか、役場を出て南田橋を過ぎて、左に上って田畑のほうに抜けて行く細い道がございまして。そういったところに関しましては、こういった擦れ違いのエリアを検討していくということは重要な観点であるのかなと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 抜け道という考えまでは私も及びつかなかったものですから、なるほどなという気持ちもあります。しかしながら、その後の村長のところで、通学路に対しては、非常に車が前から来るときに通学路の子供たちがそれを避けることができるようになっていう、これはまたすばらしいアイデアだと思いますので、ぜひ、できるところからの実践を進めてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

1 番目の交通混雑の解消対策については、以上で終わりたいと思います。ぜひ、いろんな機関からの意見を参考にして対策を講じていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

2 番目の質問であります。

新緑の時期になりまして、村の中のいろんなところで樹木の枝が伸び、葉が茂り、すばらしい季節になってまいりましたが、樹木ですから、伸びることによっていろんな道路の脇の垣根へ張り出した樹木の枝が非常に伸びてきて、中には、車の交通や人の通行もなかなか難しくなってくる、こういう時期でもあります。そういう意味で、やはり、これに対する対策もこれから必要になるのではないかなというふうなことを考えるところであります。

私は、若い頃消防団にいましたけれども、消防団の頃は、当時は春先になると消防団で各地区の状況を守り、枝が伸び過ぎているところとか、そういうところについては枝を切ってもらったり、消防団の中で枝をはらって万が一のときに消防車が通りやすくするという、そういう活動もしてまいりました。

近年、消防団の団員の不足等もありまして、これもなかなか難しいことになっているのかなというふうに思いますし、中には高齢者のみの家庭が増えまして、自分の敷地の中にある庭木や垣根、これの維持管理もままならないという状況が見受けられるようになってまいりました。

これも時代の変化かなというふうには思いますが、特に、この村内のいわゆる集落の中に走る道路、こういうところについては、両側から枝が伸びてきますと、車1台が通るのがやっとのようなどころも見受けられるようになってまいります。

そういうところでは、もちろん御本人が管理するのは当然のこととは思いますが、なかなか難しい部分について、やはりこの環境を守るということでも、地区ごとでも、村としてもそういうことに気持ちを傾けていくことが大事ではないかなと、こういうようなふうなことを思うわけでありまして。

そういう点で、一つ目の質問であります。

まずは、一層の処理の呼びかけが必要ということで、枝を刈り払ってもらったり垣根の処理をしていただくということを、広報等で呼びかけることが必要ではないかなというふうに思いますけど、この辺についての一つのお考えをお聞かせいただければなというふうに思い

ます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村道脇の垣根や張り出した樹木の枝対策について、まずは、一層の処理の呼びかけが必要ではないかという御質問でございます。

議員御質問のとおり、道路上に張り出している樹木の枝や葉っぱは土地所有者に所有権があります。伐採や処分については、基本的に所有者にて行ってもらうこととなります。しかし、所有者がすぐに対応できない場合、また、緊急時や交通量が多く通行に支障を来す場合につきましては、所有者に承諾を得て、村が通行できるように伐採することもございます。

道路法第30条及び道路構造令第12条でも、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものは置いてはならないと規定をされております。私有地から道路上に張り出した枝等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の方が責任を問われることがございますので、所有者の方には適切な管理をお願いしているところであります。

一層の処理の呼びかけが必要ではという御提案ではありますが、担当課では、改めて道水路周りの草刈り等も含めて、村のウェブサイト、広報紙等を活用し、今まで以上に村民へ周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 法律に基づくっていう、そういう部分も何か分かりやすく表現をして、自分が基本的には処理をするんだよってというようなことをPRする、そういうことも含めて、この呼びかけ、ぜひよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

2番目になりますけれども、そうは言っても、なかなか高齢者の皆さんとか、じゃあ実際どうやって垣根を刈ればいいのかっていうようなときに迷ったりする方もございます。そういう点では、シルバー人材センターとかそういうところの紹介とかそういうことも含めて、紹介をぜひ進めていくということも同時にしていっていいのかなと思いますけれども、そのほかにも、いろんな方法があるということがあればまた教えてほしいんですけども、2番目の紹介等を含めてのおすすめについて、お聞きしたいというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） シルバー人材センターの紹介を進めてはどうかという御質問でございます。

村では以前から、また現在におきましても、支障木伐採について御相談があった際には、状況に応じてになりますが、シルバー人材センターや伐採業者を紹介させていただいております。

状況に応じてと申しましたのは、高所や斜面等の危険な箇所についてはシルバー人材センターでも対応できない場合がございますので、紹介するに当たっては、相談案件、それぞれの状況を確認しながら対応しているためでございます。

また、事業主体になっておりますシルバーセンター本体にも依頼をいたしまして、シルバー人材センターからもこういった支障木の伐採ができる旨をPRしていただくよう、担当課では依頼をしてまいる予定でございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） シルバー人材センターからもよくPRしてもらおうと、そこはちょっと私も気がつきませんでした。ぜひそういう点で、いろんところで紹介ができたらいいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番目の質問であります。

こういう場合に、間伐等事業の補助金が今の村にもあります。こういう補助金の事業の対象になるか、なるとすればまたこういうの、PRも含めて知らしめていくことが大事ななというふうに思います。

これはいかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 樹木等の処理について、間伐等事業補助金の対象になるのかどうかという御質問でございます。

村道脇の垣根や張り出した樹木の枝につきまして、村では、道路沿い等の支障木除去事業に要する経費に対し、補助金を交付しています。ちょっと今、垣根と言いましたけど、ちょっと今の垣根はなかったことにしてください。申し訳ありません。

対象としているのは、道路・住居等に影響を及ぼす支障木の伐採となります。支障木とは、気象害、枯損、または過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木であり、かつ、倒木等により家屋、公共施設、道路または河川に影響を与えるものをいいます。そのため、道路にかかる枝などは対象としています。しかしながら、垣根の剪定費用は該当していません。

今年度に、この補助金の補助率を以前の30%から50%に2年間の時限措置で引き上げておりますので、ぜひ、住民の皆様には、この2年間の機会にこの補助金を活用していただきたいというのが村の思いであります。

立木の枯損や台風等による倒木が各地で発生をしております。事故が発生した場合、その樹木の所有者が損害賠償責任を問われる場合がございます。森林または支障木がある土地を所有している方は、他者の生命・財産を傷つけてしまう前にこの補助金を活用するなど、積極的な管理の推進をお願い申し上げます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 補助金の枠が広がったのは承知しております。ぜひこういう制度をとにかくいろんな人たちに知っていただくということで、その点についても、担当課が中心になってよろしくお願いをしたいと思います。そして、危険を少しでも減らしていくと、こういう努力をお互いにしていくべきかなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

時間は短かったわけではありますが、私は気持ちをうんと込めて質問したつもりでありますので、どうぞよろしくお願いをします。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、笹沼美保議員。

3番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

本村では、増え続けている児童生徒に対応するため、今年度から新しい学校給食センターでの給食提供が始まりました。それに先駆けて、今年に入った辺りからでしょうか、村長から村産村消という言葉が発せられるようになり、学校給食への村内産農産物利用促進のための動きが活発化してきています。そのための集落支援員や地域おこし協力隊も任用し、活動をしているところです。

本村では、2011年に第1次地産地消促進計画を策定し、現在は第3次地産地消促進計画により、地産地消を推進しています。この計画の中でいう地産地消の範囲は、上伊那産、県内産も含まれており、村内産のみを指しているわけではありません。

村長が掲げる村産村消の目的や効果として、目指すところはどこで、どのような未来を描いているか。課題も多い村産村消に対する姿勢と意思をお聞きします。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

学校給食への村内産農産物利用促進についての中で、まずは、村産村消に関する御質問をいただきました。

村産村消という表現であります。村の生産者と消費者の結びつきをより強固にしたい、村内流通を高めたいという思いから村産村消とうたっておりますが、基本的に、ベースは地産地消と同義でございます。

目的や効果として目指すところはどこで、どのような未来を描いているかという御質問であります。まず、目的や効果として目指すところにつきましては、生産者の顔が見え、新鮮な農作物が手に入る、おいしくて栄養価の高い旬の農産物を味わえる、地域産物の消費増大により地域活性化につながる、地域の農業を守る、食文化を豊かにする、食品の輸送に係る環境負荷が低減されるなど、村の地産地消計画においてうたっておるとおりでございます。

また、どのような未来を描いているかという御質問であります。地球温暖化が進行しております。例えば、昨年度近隣の県では、お米の質、等級が軒並み下がったという報道がありました。村が位置する上伊那は標高が高く、冷涼で日照量も多く、水がきれいな豊かな大地であります。お米についても品質が保たれ、昨年度の作況指数も100を維持したとお聞きをしております。

そのような恵まれた環境でございます。風の村米だよりを中心とした村産村消の促進に伴い、豊かな大地で育った農産物を通じた人と人とのつながりや交流、自然とのつながりがつくられていくことが、いつまでも幸せに暮らせる村づくりに寄与していく、そんな未来を描いています。

また、先ほど、議員から集落支援員、協力隊についての言及がございました。集落支援員は地産地消を目的に雇用しておりますが、協力隊については、地産地消に限られず農業全般というところになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3番（笹沼 美保） 村長の村産村消に対する姿勢、意思を聞くことができました。

なぜ学校給食の村産村消が大事なのかを考えたとき、私としては、一番大切なのは、子供たちの育ちに関わってくるといことだと思っています。例えば、これは何々さんのお父さん、お母さんが作ったリンゴだよって言われれば、そのリンゴは普通のリンゴではなく、子供たちにとって特別なリンゴになるわけで、それが、この地で育てられたものを食べて子供たちが育つことによって地元を知り、愛着を持つことにつながるのではないかということです。

村の生産者にとっては、自分が心を込めて育てた作物が、この地域の子供たち、御自分のお子さんですとかお孫さんが小中学校に通っているという方もいらっしゃるでしょう。その子供たちの糧となり、育てていると思えることでやりがいにつながるということが、村産村消の意義なのではないかと思っています。

次に、学校給食センターの受入れ態勢の整備についてお尋ねします。

お手元に配付の資料を御覧ください。

まずは、納品時の動線整備についてです。

①の写真、納入者は給食センター北側から入り、給食センター敷地の奥まで行った後、Uターンして納品の順番を待っている状況です。ですが、これは明確に定められたルールではなく、納入業者によって待機場所がまちまちです。

その一例が2の写真になります。納入業者なりに考えて、他業者の順番に割り込まないように配慮した待機の仕方なのですが、左奥が給食センター従事者の駐車スペースとなっているため、この納入者の横から前を給食センター従事者の車が通り抜けていくことが多々あり、事故につながる可能性もあり、危険です。

③の写真は、給食センター従事者が敷地の奥に駐車している状況で、2トン車などはUターンができず、敷地の奥は狭いので、通り抜けることもできません。先ほど説明した納入者との位置関係からしても、駐車位置を見直す必要があると思います。

これらのことから、駐車場内の整備として、路面に誘導のためのアンダーラインを引くなどして納品ルートや待機場所の可視化を行うとともに、業者にも分かりやすい納品時のルールをつくる必要があります。

④の写真は、納入口があるプラットホームです。裏面になりますが、2トン車に合わせた納入プラットホームのため地面から約90センチの高さがあり、軽トラ、軽バンで納品する生産者にとっては、重量のある農産物、例えば、リンゴや梨などの納品が重労働となり、負担になります。納入業者からは、プラットホームが高過ぎる、納入口の前に階段がなく、一々遠くの階段を使わないといけないので大変という意見が上がっています。

納入口の前に昇降台やローラーコンベアを設置するなど、村の生産者に優しいプラットホームになるような整備をするべきではないでしょうか。

⑤の写真は、納入口の屋根の状況です。雨や雪が降っていたら、ましてや強風が吹いているものなら、異物混入やぬれることによる品質低下のおそれがあり、交換・返品にならないよう品質に細心の注意を払う納入業者はストレスとなりえます。

異物混入や食材の品質には気を遣うはずの学校給食センターの納入口の屋根は、もっと長いほうがよいのではないのでしょうか。

まずは、これらの問題点について改善が可能かお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 先ほどの村長の答弁、村長の思い描く姿といたしますか、描きですよね。それから、議員さんの今の先ほどのお話を受けながら答弁をさせていただきます。よろしくをお願いします。

学校給食センターの受入れ態勢に関わる御質問をいただきました。

まず、納入される方々、軽トラあるいは2トントラックとかの方々の動線についてお答えいたします。

納品時の動線ルールの整備でございますが、納品現場での状況を踏まえた上で、納品業者への周知を含めて整備をいたします。また、村産村消が進む中で納品業者の方が増えた場合、そういうことも含めながら、随時見直していく必要があるかなというふうに考えております。

続きまして、プラットホーム関係でございます。お願いいたします。

プラットホームの問題点、軽トラック、軽バンには高過ぎる。それから、屋根が短いことについてでございます。屋根をひさしと言い換えさせていただきます。お願いします。

学校給食センターですが、設計業者選定に当たり、プロポーザル方式を採用しました。設計時には、いかに効率よく学校給食センターを運営できるか、給食の配送及び回収作業においては、配送車両の規格や配送先の小中学校、南箕輪小学校と中学校のプラットホームの高さから作業効率等を検討する上で、プラットホームを地上高90センチ程度といたしました。軽トラック等の荷台の高さでございますが、65センチ程度でございますので、軽トラでの入荷の際は、食材を少なくとも25センチあるいは30センチ持ち上げなければいけない、そういう状況が出てきます。農業従事者の方には、議員御指摘のとおり、負担となると拝察しています。自分たちも朝あそこに行って、重い豆腐を持ち上げる方がいるとか、承知しているところでございます。

また、ひさしが短いということに関してでございますけれども、設計時に予算をなるべく抑えるため、床面積及び建築面積を可能な範囲で削減した中で、ひさしについても、現在のプラットフォームに対して張り出しがおおむね70センチメートル、通常の雨をしのげる最低限の長さとなっております。いずれにつきましても、プラットホーム、ひさし等につきましてですけれども、費用負担を伴えば解決可能かなというふうには思いますけれども、この課題が村産村消、先ほどの願いの村産村消に向けての大きなハードルになるかどうかというのをもう一回見ていく必要があるのかな。

村産村消、現在の課題、これは産業課等との協議、連携をする中で、ほかに制度面を含めて課題があるかどうか。もし課題があるとするならば、限られた予算を使っていくわけですので、どこにどう投入するか。重ねますが、村産村消を全体から検討していく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 課題については検討を重ねていただいて、改善する際には、識見者や関係者、もちろん村の生産者の意見も大切にして、よりよい改善につなげていただきたいと思います。

次に、納品の時間的制限の問題についてお尋ねします。

給食センターの食材受入れ時間は朝の8時前後となっております。給食提供時刻までに児童生徒全員分の給食を作らなければならないため、この受入れ時間の制限は仕方のないことで

すが、生産者にとっては朝の農作業を行う大切な時間帯なので、この時間帯に納品することは厳しい、難しいという声が上がっています。

現在、前日納品に対応できる保管冷蔵庫があるとのことですが、給食センター内部にあり、給食センター従事者が対応しない限り、納品することはできません。農作業の落ち着いた時間帯や休憩時間に納品することができれば学校給食にも提供したいという声も多数ありますので、村産村消を推進するためにも、生産者が時間に縛られることなく納品できる倉庫や冷蔵庫を設置することはできませんか。

答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いいたします。

生産者の方が、朝の限られた時間帯に給食センターに納品することに関する御質問というふうに受けております。

答弁をさせていただきますが、質問1の（5）のコーディネーター、この後、その御質問をされると思うんですが、コーディネーターの配置、あるいは業務内容にも関係する内容かなというふうに思いますので、現状といたしましょうか、今の給食センターの運営体制を考慮した上でということと回答させていただきます。お願いいたします。

学校給食につきましては、提供する給食についての食材の発注を、過不足がないように数量計算をしております。御質問にありました納品の時間的制限の緩和等でございますが、納品は原則として当日ということになっております。当日というのは調理の当日、給食の提供の当日でございますけれども、また、給食センターの職員が対応できない時間帯は、納品の検査、言い換えれば発注仕様、品目、品質、規格、数量、それから安全性、こういうような発注仕様に適合しているかどうかの検収、確認ができない状況になりますので、それとともに予定していた食材が不足するなど、給食の提供に支障が出る場合もなきにしもあらず、検収の段階ですということとございます。

議員御指摘の生産者の負担を減らしたいという考えにつきましては、給食センター運営に関わるものとしても、共有すべきことというふうに理解しております。そういう強い思いを持っております。

納品倉庫及び冷蔵庫につきましてはですが、設置することは可能と考えております。しかしながら、先に申し上げました検収の必要性に鑑みて、例えば、前日何時まであるいは何時以降というふうに納品するとか、時間的制限を緩和する中でも、一定程度のルールを設ける必要が生じてくるかなというふうに思っています。

また、設置場所なんですけれども、いずれの場所かに限らずなんです、納品場所から給食センターへの搬入が必要となってきますので、そのことを含めた検討が必要かというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 村産村消を進めていくためには村の生産者の協力が必要不可欠で、協力を得るためには、受入れ態勢がしっかり整っていることや納品のハードルが低いことが重要です。生産者の意見も聞いて、歩み寄るような改善がされることを期待しています。

次に、学校給食への金銭的補助についてお尋ねします。

一般的に村産村消を含む地産地消は、生産者にとって輸送コストが削減できることや、農産物のロスが減らせるというメリットがあると言われていています。しかし、学校給食の村産村消について言えば、品質や規格、安定供給など細やかな対応が必要となるため、価格転嫁せざるを得ず、大規模生産で市場流通しているものよりも単価が割高になってしまいます。

学校給食現場は肉や魚、油などが高騰している中、予算内で食材を購入し、栄養バランスを考慮した献立を考えなければならず、さらに、単価が割高な村内産農産物を極力取り入れるということはなかなか難しいと思います。村内産農産物を使用することだけが給食費圧迫の原因となるわけではないものの、村産村消を推進するためには、据置きの給食費では限界なのではないかと思えます。

学校給食の食材を調達、納品している企業でも、地産地消という重要性は理解できるものの、売値に反映することができず企業活動が厳しくなり、学校給食から撤退するところもあるようです。

児童生徒の家庭においては、相次ぐ物価高騰に悲鳴を上げる中、村産村消のために給食費を上げるということの理解が得られるかという問題もあるかと思えます。持続可能な村産村消を実現するためには、村からの金銭的補助は欠かせないものと考えます。

学校給食への補助増額の考えはあるかをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 持続可能な村産村消を実現するために、村からの金銭的補助に関する御質問でございます。

あじ～などを通じまして、大量流通で比較的安価な県内産などの野菜を入荷する方法と比較いたしまして、村内農業者から入荷する場合は、農業者が自ら農産物を個別に取り分け選別などを行うため、食材購入という場面だけで見ますと、議員の言葉を借りれば細やかな対応が必要になりまして、割高になる可能性が高まると思えます。

また、農業者にとっても学校給食に向けた大量の農産物を生産することは、コストがかかり、また買取りが約束されなければ、大きなリスクを背負うこととなります。

それらの課題を解決するため、例えば、購入に当たっての差額を補助したり、農業者に対して買取り補償をしたり、また、JAを通す場合においてはJAへの手数料分を補助したり、そういったところを村が補助していくことは考えられますし、進めていく必要があると思えます。

ただ、学校給食会計というものは、各御家庭で負担いただいている給食費と村からの補助金で運営されておりますが、こちらに増額というよりは、実際に補助の方法について農業者に直接補助をしたりだとか、そういった方法もありますので、学校給食会計の補助を前提というわけではなく、どのような補助が適切かどうかはこれから担当課のほうで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 農業者に直接補助っていう方法ももちろんあるとは思っています。ただ、そうすると、結局野菜、農産物に関してのみの補助になってしまうのかなっていうふうに思うので、そうすると、肉とかお魚の割合が減ったりとかっていう懸念はないのかなっていうようなこともありますので、何が一番いいのかっていうのはまた考えていただいてということになると思いますが、いろんな補助の仕方があると思えますので、ベスト

な方法が何かというのをまた検討していただきたいなというふうに思います。

次に、生産者と学校給食をつなぐコーディネーターの配置についてお尋ねします。

本村では、令和4年から有志で村内産農産物を学校給食へという動きが始まり、令和5年から任用した集落支援員が中心となって、村産村消の取組に動いてきました。結果として、学校給食センターの村内産農産物の使用率は、重量ベースで10%近く上昇しました。

給食現場と村生産者が直接つながり、意思疎通を図ることは難しく、給食現場や村生産者からは、発注から納品までの連絡体制が必要とか、納品書や請求書作成を一括で代行してくれる人が欲しいとの意見もあり、今、その役を担っている集落支援員のようなコーディネーターを今後継続的に配置することが必要ではないでしょうか。

その点、どうお考えかお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村産村消を継続的に推進するコーディネーターの配置の考えはという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在、学校給食や保育園給食の村産村消、地産地消も含めて、進める集落支援員を1名配置しております。具体的な業務は、給食現場から地元農産物の発注を受けて、村内農業者へ野菜の用意ができるかなどの連絡調整業務と、当日早朝の野菜の集荷、選別、品質の検収、給食センターや学校ごとの区分け、納品書の作成、当日朝の決められた時間までに納品など、概して集荷運搬業務となっております。

学校給食と農家の間に入って連絡調整を行ういわゆるコーディネーターを配置することも重要でございますが、集荷や納品等を行う実動となって働く人材の確保も同時に重要であると思っております。特に、前段の学校給食と農家の間に入って連絡調整を行うコーディネーター、この仕事は、コーディネーターの質によって、これから村産村消が広がっていくかどうかということも関わってまいります。

反対に、この集荷や納品を行う実動部隊については、ある程度固定した仕事となっていくかと思えます。そういった面では、コーディネーターをどういった方をお願いするというのは、非常に大事な選定となってくると感じております。

また、それ以外にも、あじ〜なも近年の地産地消推進の流れを受けまして、村内の村産の農産物の利用の増加ができるような対応を始めていただいておりますので、こちらについても、JA上伊那やあじ〜なの協力をいただきながら、同時に村産村消の推進を図ってまいりたいと村では考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 地産地消、村産村消は良いことだと多くの方がそう思い、地産地消に取り組んでいない自治体はないと言っても過言ではない今、何となくや理想論が先行しているように思えます。

どのようにすれば村内産農産物が給食の現場に届くのか、どのように働きかければ村の生産者が協力してくれるのか、給食の現場が望んでいることは何か、村産村消が子供たちにもたらす影響や価値は何か、家庭に与える影響はあるのか、これらをしっかり考える必要があります。

また、誰かに負担や責任を押しつけるのではなく、効果的な村産村消実現を目指し、絶え

ず関係者で議論を続け、村が力強くサポートする中で、村全体で継続して活動していくべきです。

事業はすぐに効果が見込めるものではありません。PDCAサイクルを回し続けながら、未来ある村産村消になることを願っています。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問を終わります。

ただいまから、2時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時55分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。

1年1年挑戦と前進、終わりも完全解答もない、飛躍的な発展も望めないかもしれない。こうあらねばならないという執着と打破して、柔軟な思考で価値的変化と進歩を目指す。

大切な三つの「し」というものがあります。人生の師、師匠の師、何のためにそれを行うのかというところぞしという志、断固たる自分という自分自身の私、そのことが変え続けるために変わらない意志、変わらないために変わり続ける意識。ここにいる方全て、燃える使命感に立っての行動だと私は思います。私も使命を感じ、進んでまいります。

最初の質問に入ります。

南箕輪村犯罪被害者支援条例の制定について伺います。

今年4月18日、殺人や性犯罪などの被害者や遺族への支援を拡充する改正総合法律支援法が成立しました。犯罪被害に遭ったときには、その賠償責任は加害者側にあります。被害者や遺族は、民事裁判で加害者側に対して損害賠償を求めることができます。しかし、加害者の死亡や行方不明、また、資力不足などの理由により賠償金が支払われないケースが多く、日本弁護士連合会の2018年調査では、殺人などで被害者が亡くなった事件で、加害者が賠償金を全額支払った事件は、90件中僅か3件だったといわれております。

そこで、国でも、犯罪被害者や遺族を経済的に補償する犯罪被害給付金制度が1981年に施行され、遺族給付金が320万円から2,964万5,000円、重傷病給付金が上限120万円、後遺障がいが残った人への障がい給付金が18万円から3,974万4,000円と、3種類の給付があります。

2022年度の給付金は、被害者1人当たり平均で743万円です。給付金の支給水準は、十分とはいえないのが実情だと思います。

今年の6月からは最低金額が1,000万円以上に増額されるようですが、被害者支援はただお金だけではなく、日常生活の支援が必要です。弁護士の頼み方とか弁護士費用の関係、相談窓口、家事・育児・介護、カウンセリング等、犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ施策を策定し、及び実施する責務を有すると同法の5条に書かれております。

また、国と地方公共団体は、相談及び情報の提供等、損害賠償請求についての援助等、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、刑事に関する手続の機会を拡充するための制度の整備等、保護・

捜査・公判等の過程における配慮等、国民の理解の増進、調査研究の推進等、民間の団体に対する援助並びに意見の反映及び透明性の確保に関して、必要な施策を講ずるものとする。同法の11条から23条に書かれております。

令和5年4月1日現在、全国の市町村では606団体、県内は55市町村が条例を制定しております。村でも必要ではないでしょうか。

村長、この件いかがでしょうか。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

犯罪被害者支援条例の制定についての御質問でございます。

県内の犯罪被害者支援条例の制定状況につきまして、県が実施した犯罪被害者等支援に関する状況の調査結果によれば、議員から御説明もありましたが、令和6年4月1日現在で制定済みが55市町村、検討中が15市町村、検討していないが7市町村となっています。上伊那では、伊那市、辰野町、飯島町、宮田村、中川村の5の自治体が既に制定済みとなっております。箕輪町でも制定していくといった報道が出されました。

条例制定のきっかけとなった坂城町の事件や記憶に新しい中野市の事件などを受け、現在、各市町村で制定が進んでいる状況でございます。村でもこうした状況を受けまして、今年度中の条例制定ができるように、以前、担当課へ指示を出しておるところでございます。

犯罪被害にはいつ巻き込まれるか分かりません。誰にでも起こり得ることです。もしそうした事態となったときに、被害者にできるだけ寄り添えるものとなるよう、経済的な支援はもちろんであります。住まいや日常生活を送っていく上での相談、心のケアなど、村だけで対応できない部分については、専門の機関である長野犯罪被害者支援センターや医療機関などと連携をして、対応をしていく体制を同時に整えてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 前向きな答弁、ありがとうございます。

やはり心の傷っているのはすごく大きく残るもので、日常生活、一番その地域、住まれている、暮らしている地域の自治体がしっかりとした支援体制をつくっていくというのが、やはり私は必要なのかなと考えます。

阿部知事も、中野市での事件から1年となる先月の25日に、事件の後、県内の市町村で条例制定が進み、先ほど言った55の市町村が制定された。県としても支援する考えを示しております。犯罪被害者など、支援する条例を全市町村で制定してもらいたいとも述べております。一番起こらない方がいいんですが、いつ起こるか分からない、そこに備えておくというのがやはり大事なかなと思います。

次の質問に移ります。

南箕輪村ネット安心条例の制定をしてはという質問です。

生活の中にスマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNSの利用が飛躍的に進んでいる結果、コミュニケーションや情報発信、収集の多様化といったインターネットの恩恵がもたらされている一方で、その拡散力や匿名、非対面性などを起因するトラブルが後を絶たないのも事実だと思います。ネット上での人権侵害は急増している状況です。

そこで、今年度から先進地区なんですけど、さいたま市はネット安心条例を施行したそうです。表現の自由に配慮しつつも、市の責務として被害者や加害者を発生させないため、国や県、関係機関と連携を図りながら対応していく方針が示され、具体的には、ネット上の誹謗中傷に関する専用の相談窓口の開設、住民・事業者のリテラシー向上につながる研修・講演会の開催、学校教育と連携した児童生徒向けのスマホ・タブレット安全教育の実施など、誰でも被害者、加害者になり得ることの認識の下、推進していくとのことでした。

当然、議会、議員に対しても模範になる行動を示すよう、役割を設定しておるそうです。罰則規定は設けてありません。この件、南箕輪村も必要だと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬議員、ネットの安心として村ネット安心条例、仮称でございますがの制定に関して、子供に関することもありますので、私のほうからお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

いわゆるネット安心条例は、議員お話のさいたま市のほか、県内では長野市で制定され、昨年の10月から施行されております。長野市の条例、正式名称は長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例といいますが、目的はインターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者等の支援等に関し、市の責務並びに市民等及び議会の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めていくことによって施策を推進すること、それを目的としております。相談支援体制の整備、誹謗中傷等の人権侵害の問題の広報、啓発活動などを行うことと規定しております。

インターネットの普及は、先ほど議員もおっしゃられましたが、多様なコミュニケーションや情報発信、あるいは情報収集を可能にし、本当に現代社会に大きな恩恵をもたらしているというふうには受け止めておりますけれども、一方で、本当にインターネットの拡散性、非対面性、その他の特性に起因する誤った情報から嫌がらせ、風評被害等が瞬時に拡大、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別発言等々、人権侵害が容易と思われるといったことが深刻な問題であるというふうには受け止めています。学校の中も、そのところとうんと関わるところは正直言ってあるところでありましてけれども、学校においては、子供たちの発達段階に応じながら、いわゆる情報モラル、ネットリテラシーの教育をしっかりとやってきているところがございますので、それは小学校あるいは中学校共にでございます。

また、社会教育に関してですが、毎月23日を共育、共育と書きますけれどもに合わせ、アウトメディアデー、前はアウトメディアという言葉ではなくて、メディアを否定するような言葉を使っていたんですけども、メディアをうんと大事にするという意味合いで距離を取ろうということで、アウトメディアデーとしてできる限りメディアを控える日、村民の皆さんに取組を進めているところがございます。

併せながら、これまでも子供の育ちを考えるフォーラムでも、ネットリテラシーに関する講演会等を開催してきております。今年は秋の人権講演会で、ネットリテラシーに関する講演会を再度開催していきます。情報モラルの向上等、子供に関わる地域の方、大人、保護者もということで、啓発的な意味合いも含めての講演会を開いていく予定でございます。

まずは、学校での取組や教育委員会、先ほど申し上げました社会教育の取組等をさらに推

し進める、そして、インターネットの恩恵を享受できる安心安全な地域社会を実現していくことがうんと大事かなというふうに思っていますので、条例の制定につきましては、まずはこうした取組を推進する上で村の状況などを踏まえ、必要によっては制定を進めるべきというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 今、誰でも使っているこのネット社会になっております。自分自身が気づかずに相手を傷つけている場合もあるということも自覚しながら、発信の仕方だとか、そういうのは気をつけていかなければいけない。また、日々進歩していますので、生成AIというものが誕生して、ディープフェイクっていう何が正しくて何が間違っているか。うそも発信する。

今年秋はまたアメリカの大統領選挙があるんで、トランプ政権の象徴だったオルタナティブ・ファクトという、もう一つの事実っていうのが言われておりました。だから、何が正しいのか、それが現実になってきているのが2024年だというように専門家の中では言われております。だから、そこら辺も我々しっかりと見ていかなければいけないのかな、また、村としても、そこに必要であれば取り組んでいかなければいけないというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

高齢者の活躍を応援する取組を伺います。

人生、今100年時代を見据えた高年齢者の健康づくりや生きがいづくり、これ、村も取り組んでいただいておりますが、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていく必要があると私は考えております。

今、午前中にも同僚議員からも質問がありましたが、地域を元気にしていく、また、村民が幸せを感じて生活ができるという取組も必要だということで、今回これを取り上げさせていただいてるんですが、活躍の形態は雇用のほか、地域での生きがい就労、シルバー人材センターなどもあります。有償・無償ボランティアや社会参加活動、社会貢献など、地域社会のニーズを把握してマッチングを行っていく体制づくりが重要だと考えて、仮称なんです。高齢者活躍地域相談センターなんかを設置して進めていけたらいいなと考えますが、この点、村長いかがでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 高齢者活躍地域相談センター（仮称）の設置をという御提案でございます。

現代は、多くの産業で人材不足が叫ばれております。高齢者が意欲と能力、また、希望に応じ様々な職業や社会活動に持てる力を生かしていただけることは、大切なことであると感じます。また、就労やボランティア活動などによる社会参加は、フレイル予防の観点からも有効であり、それらのニーズに応えることは重要なことと考えます。

県が令和4年度に実施いたしました元気高齢者実態調査によれば、南箕輪村では、社会参加している高齢者の割合が64.5%で県内14位、収入のある仕事に参加している方の割合が40.3%で県内18位でございました。

議員御提案の高齢者活躍地域相談センター（仮称）は、社会参加に関する相談対応や事務所からの相談対応、高齢者と事業者とのマッチングの場の提供が主な業務になろうかと担当

課では調べたところがございます。願わくば、この相談センターが高齢者の一つの居場所になっていただければ、より望ましいのかなとは感じます。

担当の福祉課では、国会も含め、様々な場で現在仮称として御提案されている状況でございますので、まずは研究をしていきたいというところがございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 今、本当に高齢化社会で、地域を元気にしていくにはどうしようかっていう、先進地域も取り組んでいるところもありますので、しっかりと参考にしながら取り組んで検討していただければと思います。

人生を幸福に生きるための考え方に、ウェルビーイングがあります。心と体、さらに社会的に満たされた状態と言われております。地域には、定年を迎えたシニア層や元気な高齢者が長年養ってきた知識や経験、能力などを発揮して、生きがいや充実感を得ながら活躍しておられる方もおります。そういう方々は、昔から地域活動をしていた人や地域の役をやっていた方が多く見受けられます。

南箕輪村は新しく移住して来られた方が増えている南箕輪村ですので、その中には、やはり定年を迎えてこちらに住まれたという方たちもおられると思います。多くの方は、仕事上の人間関係から切り離されると、このボランティア活動には興味があるけれども、どのような活動が自分に合うか分からず、地域活動に参加するための第一歩を踏み出せないでいる人も少なくないと考えられます。

そこで、地域のニーズや活躍の場を調整する会議も私は必要ではないかということで、これまた仮称なんですけど、高齢者活躍推進協議会っていうのを設置してはどうか、また、高齢期を迎えたリスキリングっていう学び直して言われますが、研修を官民一体で推進していく必要もあると考えます。

また、先進的な企業には、地域セカンドキャリア応援企業認定制度、これもちょっと仮称なんですけど、創設も考えていけたらいいなって思いますけれども、こんな取組、先ほどの相談センターも大事だし、それを吸い上げてくる協議会っていうのも必要ではないかっていうことで、この件、村長いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者活躍推進協議会（仮称）の設置をという御提案でございます。

この高齢者活躍推進協議会について分かる範囲でお調べしたところ、行政、シルバー人材センター、社会福祉協議会、商工会、ボランティア団体等、高齢者の就業や社会参加に関係する団体の代表者で構成される会議となりまして、地域の実情や課題解決に向けた方向性を協議する場となろうかと思うというところは、担当課のほうで調べたというところがございます。ですが、ちょっと詳しく、なかなか分かりかねなかったというところが正直なところでございます。

こういった取組は、行政側の人員体制をはじめ、社会福祉協議会等の高齢者福祉関連機関や民間企業への周知、意識醸成や連携体制の構築も必要となってまいります。まだまだはつきりしない仮称の状況でございますので、担当の福祉課では、当面は国の施策の動向を見ながら、研究を進める必要性について研究してまいりたいというところがございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） ぜひとも、南箕輪村は元気な高齢者が多いと思います。その方たちの能力を生かせるような体制、また、お話を私もする中で、ボランティア活動がしたいんだけどどんなことがあるかっていうことでお誘いしたこともありますし、そう考えている方たちって多いと思うんですね。

先ほど言ったウェルビーイングに必要な要素っていうので、ポジティブな感情、何かに熱中していることとか、やはり、先ほど村長も答えていましたが人とのつながり、人生の意味や目的、達成感だと言われております。

この幸せそうに生きる高齢者が身近にいれば、その地域の子供たちやそこに住む大人たちも元気になってくると思うんですね。元気なまちづくり、村長の目指す幸せな方たちが住む村づくりというところでいくと、やはりこの取組、非常に重要な取組になってくると思いますんで、この人生100歳を迎えられる高齢者が元気で生きられる村ということで、子供たちの施策も大事ですが、高齢者に対する施策っていうのもしっかりと取り組んでいただければと思います。

次の質問に移ります。

南箕輪村情報公開条例が適切に運用できているかという点をお伺いします。

以前、一般質問で公文書条例の制定をという質問をさせていただいたんですが、今回は村の情報公開条例について質問します。

当然この運用には、公文書、組織共用文書っていうものの範囲や、個人情報のみだりに公開されることがないように配慮しなければなりません。その上で、知る権利、公文書の公開を請求する権利を明らかにする、公開を求める権利を制定するということだと思います。

公文書は原則公開です。しかし、村では個人情報保護法施行条例があり、個人・法人等の権利、利益や公共の安全、利益も適切に保護すべき必要があります。公開することの利益と公開しないことの利益を適切に比較、衡量する必要があります。

以前、村民の方から私相談を受けまして、そこの担当課に申請内容の閲覧を求めたことがありました。そのときの対応は、個人情報の関係でお見せできませんと断られました。村の情報公開条例が適切に運用できているかお伺いするのと、また、閲覧事務取扱基準を定める規程が必要ではないかと思いますが、村長、この件いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村民の知る権利の中で、村情報公開条例は適切に運用されているか、また、閲覧事務取扱基準を定める規程が必要ではないかという御質問でございます。

村情報公開条例は、村民の知る権利を尊重し、村政活動を村民に説明する村の責任を果たすという考え方を基に、村民全てが積極的に村政に参加し、開かれた透明性の高い村政を実現するため制定をされております。また、合わせて情報公開を求められた個人や法人の情報について、十分に保護するという配慮も必要となっております。

これらのことを踏まえ、個人・法人から情報公開請求書の提出があった場合には、秘書広報係にて受付処理を行い、提出事案を担当部署に通知し、条例の定めるところにより、公開の決定等を担当課において行っております。

この情報公開請求の実績であります、令和3年度は17件、令和4年度14件、令和5年度

11件の請求がありました。いずれの年度も、この情報公開請求の決定に対する行政不服審査法に定める審査請求や審査会への諮問案件等はなく、条例や施行規則の定めるところにより適切に運用しておりまして、現時点で特段の問題はないと捉えております。

議員御提案の閲覧事務取扱基準を定める規程につきましては、必要に応じて、運用マニュアル等の作成も含め、担当課で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 両建てあって難しいのかもしれないんですけども、今やはり個人情報個人情報っていうのがかなり前へ出てきていまして、いろいろ生活の中でもやはり個人情報の取扱い、非常に神経質になっております。

その中で、知る権利っていうのをどう確立していくかっていうのが僕はこれから大切な取組になってくるんだろうなと思いますんで、早く言えば、何でも個人情報ですから開示できません、見せられませんって言ってしまえばそれまでなんですけど、実際は、ここまでは見てもらってもいいよねっていうところもあると思うんですよ。

そこで、我々なんかはやはり相談を受ける側として相談して、守秘義務もありますんで全と言うことはないんですけども、こんなふうですよっていうぐらいのお答えはできていくと思うんですね。そこら辺の考えをしっかりとこの閲覧事務取扱基準というのを定めれば、全ての職員の方たちだとかが分かって、その扱いができてくるのかなっていう。だから、そこら辺のちょっと差が今生まれているのかなって思いがありますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

小学校の児童玄関解錠時間変更についてを伺います。

今年度4月8日に、私、安全見守りをしているんで、すぐ一に登録しております。すぐ一で、学校の児童玄関の解錠が7時55分になりましたと送られてきました。子供たちの登校時間も今年度に入ってやはりちょっと遅いなって思いがあったんですが、15分ほど遅く登校していく状況になっております。

これは、教員の働き方改革の取組の中での変更になったのかなと思いますけれども、その変更によって、全国的に朝の小1の壁と言われる弊害というか、親の方たちに少し朝会社に行くのが遅くなってしまったりとか、遅れてしまったりとかいう弊害が出ているそうです。

その原因は、保育園では7時30分から受入れをされております。小学校は8時ってなると、子供を送っている親は通勤時間、会社に遅れてしまうという現象が発生して困っている世帯のことを、朝の小1の壁と言われております。

この村の現状はどうかというのと、また、すみません、まっくん見守り隊もこの時間が遅くなったことによって長い時間見守らなければいけないとか、遅い時間まで見なければいけない、仕事を持っている方はそこまでいれないよっていう方もおられると思いますけれども、この件も答えられたらお願ひしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願ひします。

百瀬議員、小学校の登校時間、小1の壁ということでお伝えします。

まず、見守り隊、ありがとうございます。

小1の壁についてなんですが、子供が保育園から小学校に上がる際に直面する社会的な問題を小1の壁と理解しています。議員お話のように、朝の小1の壁ということで、村の現状をお答えいたします。

村内の保育園ですが、長時間保育で7時半から家庭のニーズがある子供さんの受入れをしていますが、小学校では7時半ではなく、南箕輪小学校は昨年度まで7時40分、今年度7時55分というふうに、お話のように15分遅くしています。南部小学校は昨年度と変わりなく、7時50分の解錠でございます。

2か月余経過している現在ですけれども、保護者の方からは、困り感は伝わってこない状況とっております。南箕輪小学校では、解錠を含めた日課の変更について昨年度PTA理事会で説明をしたり、家庭通知により具体的に変更点、変わる点を示したりし、御理解をいただいていたのではないかとっております。

また、大雨の日等、早めに解錠するなどの対応、また、逆に夕方大雨の場合には、子供たちの下校時刻、必要によっては学校でしばらく止めますので、後で迎えに来てください。そのような対応をしております。保護者と連絡をしっかりとらせていただいています。

南部小学校では、保護者の事情により朝7時頃に学校に送ってくる子供さんがいます。その場合には、職員玄関から入って、担任が解錠まで個別に支援を行っているそんな状況もこの中にはあるということで、御理解をいただきたいと思っております。

昨年度、小中学校で子供たちの学校生活、一日の生活を含めて学校生活、それから登校日数、それから教員の働き方改革、休日の部活動の地域移行等々を含めながら、総合的に検討して日課の検討を行って、現在であります。

それから、見守り隊の関係ですが、日課の変更、先ほど連絡メールで知り得て、ああそうかということですが、また学校とちょっと相談をして、こういうことで今登校時刻、特に南箕輪小学校は15分遅くしているので、御協力を本当にいただきたいんですけど、いただける方はということで流すように、また促していきたいなとっております。

いずれにしろ、地域の方のお力をいただきながらの朝の登校、下校でございますので、またよろしく申し上げます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 村では、その時間の変更で問題がないというような、今答弁だったと思っております。それはよかったなというふうに今感じています。

見守り隊についても、保護者会っていうかPTAの方たちが今、今年度から、あいさつ運動ののぼり旗を持って一緒に立っていただけるようになっております。これはすごく良いことだなと思っておりますが、やはり現役で仕事を持っている方たちなので、遅くなった分参加できないという日もあるみたいです。

そういう中で、やはり多くの方を巻き込んで子供たちの安全見守りができたらいいな、先ほどの相談センターだとか、協議会だとかいうのができてくれればまた充実してくるんでしょうけれども、学校側としても、地域の方たちに安全見守りを願う、もう少し活発にお願いしていくような取組も必要なのかなって思っておりますので、やはり見守り、毎日やる作業なんで、負担がかからないようにしていかなければいけないと思っております。だから、できる時間帯だけでいいですよっていう、負担をかけないような取組の仕方っていうのも大事かなと思っておりますので、そこら辺も踏まえて、しっかりと地域の力を使って子供たちや地域の安全を見

守っていくという取組をしていければいいなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

次の質問は、役場からのお知らせが課ごとで、重複して送られてくるはがきの見直しをしてはということなんですけれども、村からのお知らせって非常に多くあると思うんですよね。

その中で、同じ内容のものが担当課、財務課、会計課から送られてきたということがあります。それ、一通でいいよねって思ったんですけれども、それでちょっと今回この質問を取り上げさせていただいたんですが、やはり、課の縦割りの現象が出ているのかなと思います。そこも課でやはり全てを送っていかなければいけないものなら送らなければいけないと思いますけれども、そこの見直しができて一通で済むんだったら、その二通分の金額は浮いてくるわけですよね。無駄遣いにならないわけですよね。

そこら辺を見直しませんかっていう質問なんですけど、そのことについては、村長、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、役場からののはがきで、課ごとに重複して送られるはがきの見直しをという百瀬議員の御質問にお答えいたします。

会計室では、財務会計システムで口座振込により支払いをする場合に、債権者宛てに支払いをお知らせするはがきを送付しております。このはがきは毎月700通から800通、多い月では1400通程度送付を行っております。はがきの送付に当たりましては、同一債権者へのはがきはまとめて封書で送付する、職員分は本人へ手渡しするなど送付枚数を減らし、郵送料の削減に努めております。

今回の御質問にあります通知の重複につきましては、特に補助金など、担当課から決定通知が送付されるものについて生じているものと考えられます。現在においても、担当課から支払いの通知を送付するものについて、その通知へ同封するよう、はがきを引き抜いて担当者へ渡す対応をしているものもございます。

しかし、現在の財務会計システムでは、支払い伝票ごとに作成の有無を選択することができないことございまして、担当課からの通知と重複してはがきを送付されるケースがあると思われま。

現在のはがきは上伊那情報センターにて一括作成されておりますが、財務会計システムの更新に伴いまして、来年度以降は、各市町村で作成処理をする必要がございます。その場合は封書での送付となり、現在よりも郵送料が増大する見込みとなっております。

債権者への不要な通知をなくし、また、郵送料を削減する観点からも、今後につきましては、担当課から通知が送付されるものにつきましてははがきを送付しないよう、引き抜く作業を行って対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そうですね。送る数がかなりありますので、なかなかそこまで目が通せないですよってということだと思いますけれども、そのシステムだからなかなか難しいですよではなくて、やはり経費削減っていう面では、一通で済めば一通で済ましていくべきだなと思います。

また、こういう時代ですから、補助金だとかそういうものについては申請のときにメール

アドレスなんかを書いていただいて、メールでのお知らせっていうことも考えられるかな、それがいいかどうか分かりませんが、行政側として。そんな取組もしていけばいいのかなと思います。

また、郵送料についても今年値上がりするんですかね、来年ですかね、値上がりするんですかね。ですから、かなりの費用負担が発生してくることだと思います。それによって削減できるものは削減していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ルーシー・モード・モンゴメリー、赤毛のアンの作者です。カナダ東部のプリンスエドワード島で1874年に生をうけて、今年150年になります。アンの言葉です。小さな障がいは笑いの種だと思ひ、大きな障がいは勝利の前兆だと思ひるようになった。朝ごとに全ては新しく始まり、朝ごとに世界は新しく生まれ変わる。今日は新しく生まれ変わる好機。

これで質問を終わります。

議 長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日13日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願ひます。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 源次） 御苦勞さまでした。

散会 午後3時39分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 6 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

5 番 加 藤 泰 久

4 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番 西 森 一 博
2番 都 志 今朝一
3番 笹 沼 美 保
4番 三 澤 澄 子
5番 加 藤 泰 久

6番 山 崎 文 直
7番 百 瀬 輝 和
8番 太 田 篤 己
9番 唐 澤 由 江
10番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
副 村 長 田 中 俊 彦
教 育 長 清 水 閣 成
総 務 課 長 清 水 勝 宏
危機管理課長 宮 下 裕 司
地域づくり推進課長 高 橋 里 江
会 計 管 理 者 城 取 晴 美
財 務 課 長 市 川 美 保
住 民 環 境 課 長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
福 祉 課 長 山 崎 一
こ ども 課 長 武 井 香 織
産 業 課 長 有 賀 正 浩
観 光 森 林 課 長 有 賀 仁 志
建 設 水 道 課 長 武 井 厚
教 育 次 長 藤 澤 勇
代 表 監 査 委 員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年6月13日 午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） おはようございます。議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり4件について質問をいたします。

梅雨の季節が終わり夏になったような猛暑の日が続き、異常気象と思われ、健康と体の維持管理に大変な毎日と思われております。

それでは、質問に移りまして、村政150周年について質問をいたします。

明治8年2月18日に村が発足して以来、令和7年に150周年を迎えます。久保、大泉、北殿、南殿、田畑、神子柴の6村が合併し、後に塩ノ井、沢尻が加わり、戦後になって北原、大芝、南原、中込が加わり、現在の12となっております。村発足以来、大きな節目が二つあったと思われまます。

一つ目は、戦争により焦土と化した国土で経済が疲弊し、また、新憲法の発布で国政が大きく変化したことと、二つ目は、平成の大合併により、村の存続が懸念されました。しかし、平成16年の住民投票で60.6%の合併反対で、自立の村を選んだわけでありまます。しかし、合併しない場合は交付金を減額するとのいじめとも思われるようなことを言われ、財政的に厳しい状況が予想されましたが、小さな村でもつつまじやかで村民の声が聞こえる村として、自立の村を選んだ村民であります。

市町村成立以降、一度も合併も分離もなく現在に至っている自治体は県下でもまれで、上伊那では南箕輪だけです。この間、先人のたゆまぬ努力による豊かな住みよい村に発展し、県下一若い村となった記念日にどのような企画をしているかお聞きしたいと思ひまます。お願いします。

議長（原 源次） 答弁を求めまます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

村政150周年について、どのような企画をしているのかという御質問でございます。

今、議員からは、記念日にどのような企画をしているのかという御質問でありまましたが、その部分は3番目でお聞きをいただひておりますので、まますは、全体の企画というところま申し上げまます。

令和7年2月18日に迎える村政150周年に向けてでありまますが、まますは、企画するに当たり皆の意識をそろえるために、キャッチフレーズを制定いたしました。キャッチフレーズは、

「150年の人と木、未来へつなぐ幸せなひととき」であります。人と人とのつながりや森林の循環、そして自然とのつながり、関わり、そういったところをテーマにしたところがございます。このテーマ、キャッチフレーズに基づき、中学生のデザインを基にロゴも制作をいたしました。

さて、具体的な企画であります。本年10月に大芝高原にて大規模な植樹祭を予定しております。そして、2月には記念式典を予定しているところです。記念式典の際には、村政100年から150年の村の歴史を語る村誌の補遺編の発刊も予定しております。

加えて、村民歌の歌碑を作成いたします。村民歌の作詞をされた加藤明治さん直筆の村民歌の書がございまして、これを御家族の方がお貸しいただけるといふところでありましたので、それをそのまま加藤明治さんの文字を転写して作成し、記念碑を役場正面玄関前の庭に設置をしていきたいと考えております。

また、現在進めております新たな地区公園、こども館西側の公園、また、学校給食センターも150周年の年から営業を開始しておりますので、それぞれロゴを刻印するなど、150周年とともにスタートしたというところを分かるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） たくさんの企画が用意されているようでありますが、村内での150周年の機運の盛り上がりを感じられない中で、計画、準備の進捗状況はどうであるかお尋ねいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 150周年の計画、準備の進捗状況はという御質問でございます。

具体的な計画や準備につきましては、令和4年度から庁内の職員で150周年記念事業プロジェクトチームを編成し、検討し進めておるところでございます。これまで進めてきたものといたしましては、令和5年度にクリアファイル、また、まっくんの軍手、クッキー、ステッカーをノベルティーとして制作、配布をしてまいりました。また、広報として懸垂幕と大小2種類ののぼり旗を作成し、掲示をしておるところでございます。

令和6年度は、着ぐるみのまっくんに150周年記念たすきを作成し、まっくんが出演するイベントで着用するようにしております。また、来月7月には、記念のポロシャツが完成する予定であります。

また、これまで広報紙には、150年を記念して様々な村の歴史等を毎回、毎月号で特集を組んでおるところでございます。もう20を超えてきたのかなというところです。

今後であります。先ほど申し上げました10月の植樹祭、来年2月の式典に向けまして、村政150周年記念を冠といたしましたイベントとして、7月の七夕とうろう祭り、みなみみのわ森の音楽祭、8月の大芝高原まつり、10月のイルミネーションフェスティバル、11月の村民文化祭等を予定し、村内の機運を高めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 残された日が半年近くになっておりますが、当日の記念日の式典等の計画についての概要が分かりましたら、簡単で結構でございますので紹介していただいて、村民の皆さんに理解していただければ一番いいかと思っておりますので、よろしくお願ひいた

します。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 記念式典当日の計画の概要はという御質問をいただいております。

記念式典においては、まずは、先ほど御紹介した歌碑をお披露目の予定であります。また、加えまして記念講演、こちらについても検討を進めております。

さらに、記念映像の上映も行います。この映像は、キャッチフレーズと同じ「150年の人と木、未来へつなぐ幸せなひととき」をタイトルとしております。映像の中身でございますが、明治時代から歴史を追い、アニメーションや写真を入れながら、南箕輪村の現在に至るまでの変遷や成り立ちを大芝高原を中心に紹介をしております。それに加えて、現在の大芝高原の様子や将来的な活用についても、この映像の中に盛り込んでまいります。

また、こちら先ほど申し上げましたが、村誌補遺編、こちらについてはかなり厚いものになってまいりますので、式典日当日は概要版として、記念パンフレットの形に変えて作成も考えております。当日このパンフレットを通して、参加された方々が150年の村の歩みを知っていただければと思っております。

記念式典を通して、多くの村民の皆様が今日までの村の歴史を知り、思いをはせていただきながら、次の200年に向けて村の未来を考える機会になればと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村民も記念日、大変期待する中で、全員がこの記念日をお祝いできるように皆で盛り上げていきたいと思っております。

ただいまお話にありました村誌については、これは、希望者にお配りしていただくというのか、全戸に配布するのか、その辺はどういう考えでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 加藤議員、村誌補遺編についての御質問でございます。

今、着々と進めているところでございますけれども、500部限定というような形かなってということで、今進んでいるところであります。

と申しますのは、以前、村の村誌上下が大分残ったという経緯もあつたりしながら、必要に応じてということで、またウェブのほうも上げたりとか、そんなことも考えながらでございますので、よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村誌編さんに当たっては大変皆さん御苦勞なさっておりますんで、村民の皆さんも貴重な記録でありますんで、皆さんの購読を希望するところであります。

次に、戦後21年、22年に生まれた私たち77歳、78歳の年代は、村政150年の後半の半分を村の発展とともに生き、育ててもらい、貴重な経験をしてまいりました。

戦後、村では教育に熱心であり、教育施設の充実がありました。私たち小学校入学時までは公立の保育園がなかったわけですが、次の学年の皆さんより保育園が建設され、入園が可能となったわけでありまして。また、小学校においては4年の頃、小学校の今の中学校舎の建設工事があり、当時は鉄筋コンクリートの校舎は珍しく、戸田組が建設に当たり、今のような鉄骨を結ぶのにはねじではなく、赤く焼いたリベットを投げ上げて使用しており、

私たちも興味深く見続けていた記憶があります。また、中学校も今の村民体育館のところに正門があり、2階建ての校舎があり、木造の校舎でありましたが、全てが今は変えられています。大芝のヒノキが建設資材になったとも聞いております。

また、食糧事情も大変厳しく、昼食は弁当を持参しました。ですが、弁当を持ってこれないような生徒もいました。4年生の頃学校給食が始まり、コッペパンとアメリカの放出物資であります脱脂粉乳がありまして、皆でそろって昼食ができることをみんなで喜んだ記憶があります。衛生状態も悪く、回虫の検便ではほぼ全員が陽性であり、駆除にベークライトの茶色のお椀で海人草を飲み、駆除したことを覚えております。よく効果があり、よく効きました。

アトピーなどのアレルギーは無でありました。また、屋外での体育授業や作業も多く、皆真っ黒となっておりましたが、熱中症などならず、皆たくましく活動をしておりました。学校では、一週間くらい田植休みや稲刈り休みがあり、家族労働の一員として働きました。

このような過去の話をしたのは、温故知新、古きを温ね、新しきを知る。温故知新、私の好きな言葉で私の座右の銘でもあり、今後も生かしていきたいと思っております。

歴代32代目の村長として、また移住して10年ほどの村長は、150年の村の歴史をどのように思い、考えているか質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 150年の村の歴史に、村長はどう思うかという御質問でございます。

この150年の半分以上を本村で暮らしている加藤議員から、今、様々なエピソードを御紹介いただきました。ずっと聞いていたいと思う中で、10年にも満たない私が何かを語るのは少しおこがましく、また、どう思うかと聞かれても難しいというのが正直なところでありますが、私なりにお答えをさせていただければと思います。

まず、150年という月日は一つの区切りではありますが、100年、200年と比較いたしますと、周年事業の観点からは、開催意義の確立ということに難しさを最初感じました。そのため、村誌を改めて拝読し、案を練ったところでございます。その際、村誌を長い時間かけて読みましたので、150年の歴史に少し触れさせていただいたわけですが、そもそも歴史とは、何らかの物事が時間的に変遷したありさまをいうというところでございます。

村における大きな変遷、加藤議員からも御紹介ありましたが、幾つか挙げるのであれば、明治28年からの植林活動、明治44年の伊那電気鉄道の開通、昭和14年の西天竜幹線用水路の完成、昭和30年から昭和40年にかけての国道153号や村道の舗装化、上水道事業整備、有線放送電話の開設、そして、昭和40年代半ば以降は県営・村営、そして個人住宅の宅地化の進行、昭和40年代後半からは西部開発事業や大芝高原の開発の進行、そして、昭和52年には中央自動車道が開通し、その開通を契機に第二次産業の発展はすさまじく、この豊かな大地を基本として農工商住、調和のとれた発展を続けてきた、そういったところを感じたところでございます。

南部小学校の開校など、平成以降の変遷については皆さん記憶に新しいと思い、ここでは申し上げませんが、こう150年の歴史を振り返ってみますと、先ほど加藤議員からもありましたが、教育施設の充実や植林や用水の確保、第二次産業の発展、近年では子育て環境の整備など、これらに関わってこられた皆様に先見の明がかなりあったのではないかとこのこ

ろを感じたところでございます。

同時に、その内容を実現していただいた努力の積み重ねに感謝申し上げるところが、私の150の歴史を振り返っての感想でございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ありがとうございます。細かく。

次に移りまして、平成の大合併を経て村民が経験した自助・共助・公助、この考え方を今後とも村民が理解し、実践するように推進を望みます。

持続可能な自治会検討委員会の中間報告と相反する部分もありますが、どのようにお考えか。質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 平成の大合併を経て経験した自助・共助・公助の推進をという御提案でございます。

平成の大合併では、村は平成15年の6市町村任意合併協議会、平成16年の4市町村合併研究会を経て、自立の道を選択し、現在に至ります。平成16年7月の合併の賛否を問う住民投票では、先ほど議員からもありましたが、住民投票総数のうち60.6%が合併に反対という結果でありました。

住民投票を経て自立を選択した村として、自助・共助・公助を基本とした協働の村づくりを進めてまいりました。第5次総合計画でも地域コミュニティの育成を掲げ、その中で協働による村づくりを推進しています。例えば、各地区が主体的に地域整備を進められるよう地区計画事業を実施しており、内容によっては、地元負担金をいただいております。また、生活道路の除雪、河川清掃は各地区で行っていただいております。

さて、平成16年から現在まで、既に約20年が経過をしております。私の前の前村長もこういった答弁で申し上げておりましたが、合併当時の自助・共助・公助の機運は、現在においては大きく変化、低下してきてしまっているというところでございます。

そのため、議員からは、平成の大合併を経て経験した自助・共助・公助の推進をと御提案をいただいておりますが、合併論議や住民投票もない中では、当時と同じように現代において推進することはかなり難しいというところが正直なところでございます。

当時と比べますと、人々も多様な考え方を持つようになっております。そういった時代においてどういったことを進めればいいのかという中では、まさに先ほどありました持続可能な自治会検討委員会、それが議論の中心となっております。今年度が論議の本番と捉えておりますので、多様な人々は納得感を持って地域に関わるというのは一つ大事なことだと思いますので、同時に自助・共助・公助の観点も踏まえながら、この検討委員会の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に移りまして、今後、将来に向けての村の方針はということですが、質問をいたしますが、福澤桃十先生の大芝高原の植樹や昭和30年代の経ヶ岳へ一戸一人の人足、労働奉仕でのカラマツの植林、また、中学生の大芝での植林を経て現在の大芝高原や経ヶ岳があり、村の将来や子々孫々への思いが伝わる場所でございます。

10年、30年、50年と言わず、長期の展望に立って、将来に向けての村の方針や考えを質問いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後、将来に向けての村の方針はという非常に大きな御質問でございます。

村政150年に関連して、今後将来に向けての村の方針でございますが、150周年を契機に打ち出しましたのは、200周年に向けて、大芝高原を中心に森林の循環事業を構築してまいりたいという方針であります。こちらは現在策定中ではあります、大芝高原森林づくり計画を基に着実に進めてまいりたいと思います。

その他、150周年に限らない村の方針については、これから第6次総合計画、こちらを策定してまいりますので、その中で議論を重ねて、策定をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5番（加藤 泰久） 私は南箕輪に生まれ、南箕輪に育ち、やがて南箕輪の土になる考えでおります。

次に移りまして、自治会検討委員会について質問をいたします。

委員会より中間発表があったわけではありますが、移住者73%の中で、地域コミュニティの在り方はどうかということで質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 移住者73%の中で、地域コミュニティの在り方はという大変難しい着眼点の御質問をいただいております。

コミュニティとは、ある意味で非常に曖昧な存在であります。コミュニティという存在を前提とせずとも人間の社会は成り立つし、また、人間や社会の理解は成り立つというのが、近代的な物の見方や捉え方、横文字にしますと、パラダイムでありました。しかしながら、現在の成熟社会においては、自分事であるプライベート、公であるパブリックに加えて、享受の享、コミュニティという概念が人間という存在の理解に欠かせない、個体を越えた人間理解に必要なのではと考えられるようになっております。

日本社会におけるコミュニティであります、農村型コミュニティと都市型コミュニティの二つに分類されている例を多く見ます。農村型コミュニティは強固な結束性を持つ一方、外部に対しては排他的な側面を持っています。反対に、都市型コミュニティは個人が独立し、個人間のつながりは理念や公共意識といったものを基本としております。

そのような中、移住者73%の中での地域コミュニティの在り方はという御質問であります。ちょっと難しい質問なので、図をつくってきました。この図を御覧ください。

左は日本の至るところに存在し、村八分や移住失敗で頻繁に炎上している一般的な農村型コミュニティをイメージ化したものであります。コミュニティの中は内側に濃密に閉じておりまして、要するに、中にいる人たちに関しては関心が高く優しいんですが、外にいる人に対してはかなり排他的という側面を持っております。矢印が全く向かないというところですね。

反対に、右は私が南箕輪村についてイメージをしているものでありまして、コミュニティの内側に対して、こっちの農村型コミュニティに比べれば少し弱くはなっております。これ

は、希薄化しているとおっしゃる方もいらっしゃいます。反面、移住者が長年にわたり多くいらっしゃることで、外に対して、例えば意見を聞くだとか声をかける、そんな力がこの南箕輪村には育ってきているのではないかと思います。

先日、上伊那のほかの市町村から移住してきたお母さんから、次のような話を聞きました。移住する前の自治会では、小さなことだけど、明らかにちょっと時代的に変えたほうがいいだろうというのがあったらしいんですが、そのことを提案したら、これは昔からやっている、新参者が何を言っているのといったことで全く相手にされず、けんもほろろだったということです。反対に、南箕輪村に移住してきて同じことを提案したら意見がすんなりと通ったので、大変びっくりされたというところでございます。

また、私が最初、加藤議員からお誘いいただいて甚六会に加入させていただきましたが、恐らくほかの地方でああいった歴史と伝統のある団体に移住者を加えていただけるということは、なかなかほかの地域ではないのかなというところも感じておるところでございます。このような外に対して関わる力をさらに醸成していくことは、この移住者73%の村にとって非常に重要であり、地域コミュニティのこれからの在り方ではないかと考えております。

また、これは一般的な話となりますが、地域コミュニティの在り方で重要となってくるのは、地域にいる時間が長い子供たちと熟年者に向けての施策の展開であります。端的に申し上げますと、自宅以外にそれぞれの人に合わせた居場所づくりがこれから重要になると考えております。

例えば、図書館、農園、公園、不登校の子に向けた施設などが挙げられると思います。現在あるこども館も、子供たち、またその保護者に向けてその一翼を担う施設にしていきたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村民で話し合い、住みたい、住みやすい、住んでよかった村というようなものを、今後一生懸命皆で検討していけばと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、戦後始まったと思われませんが、隣組や地区の伝達方法として回覧板が用いられております。昨今でも使われ、隣近所の付き合いや、高齢者の健康状態や安否確認にも役立っております。過去、都会では、巨大な団地化により隣は何をする人ぞという言葉がありました。隣近所が疎遠になっては困るところであります。

デジタル化を進める中で、回覧板の必要性があると思いますが、どんなお考えでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） デジタル化を進める中で、回覧板が必要ではという御質問でございます。

昨年度発足いたしました持続可能な自治会検討委員会の中で、スマートフォンやパソコンを利用して情報収集が可能な方が増加する中で、村の情報を速やかに提供することや、ペーパーレス化を目的として、広報紙や回覧板についてのデジタル化の方向性について調査・検討していくことになりました。

そのため、まずは広報紙のデジタル化移行に関する実態を把握する必要があり、広報紙のデジタル化移行に関するアンケートを実施いたします。ここには、回覧板の内容も含むこと

を予定しております。

御質問の回覧板ではありますが、今の方法ですと世帯主が見ているだけで、世帯員はその情報を得ることができないといった課題がこの会議の中で出される一方、回覧板をデジタル化すると、今まで回覧板が回ってきたので、回覧板を見ているが、見るものがなくなってしまうといった御意見や、議員から先ほど御提案いただいた安否確認、そういったところも会議の中では出ております。

各地区発信の回覧板等についてもアンケート項目に含め、結果を統計的に収集・分析し、また、御意見欄等も参考にし、村としての方向性を今後検討してまいりたいと思っております。なお、デジタル化といいますと、端的に今までであったもの、アナログのものがなくなってしまうと考える方もおられますが、私は並走という考え方を基本としておいております。

例えば、広報紙については、欲しい人については広報紙の配布をそのまま継続し、デジタルの広報コンテンツを求める方には広報紙の配布をしない、そういったアナログとデジタルの並走が私は可能であると思っております。

ただし、この回覧板につきましては、広報紙と比べますとデジタルとアナログの並走の考え方を進めるのが難しいという環境というところも確かにありますので、より慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） よろしく検討をお願いいたします。

ちょっと時間が迫っておりますので、3番の介護保険料については後回しとして、どうしても聞きたい4番目の中学……。

議長（原 源次） (3)は。

5 番（加藤 泰久） これは後回しということでもいいですか。

議長（原 源次） (3)のアウトソーシングのところはいいですか。

5 番（加藤 泰久） すみません、飛ばしました。ちょっとすみません。

3番目のアウトソーシングについてお尋ねいたします。

かなりの事業でアウトソーシングが進められておりますが、資金は区費、村税からの出費になるのではないかと思います。よく若い人が言いますが、私は村税を払っているので、村がやってくれて当然だというような言葉も聞きますが、これでよいのかと思えますし、アウトソーシングに関わる資金についてはどのようにするか、お伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アウトソーシングを進める資金はどうかという御質問でございます。

令和5年度から取り組んでいる持続可能な自治会検討委員会の中では、行政から区や組に依頼している行政協力業務についての検討を中心に行いました。その中で、衛生部のごみ収集立会いや広報紙配布については、特に重点課題として取り上げられたところがございます。

ごみ収集の立会いについては、今年10月からの変更に向け、既に担当課の職員が各ごみステーションを朝訪問したり各地区と調整を行うなど、現在、順調に話し合いが進んでおるところでございます。予算でありますので、こちらは村の単独予算で約500万円ほどを見込んでおります。

次に、広報紙配布については、各地区にお願いしていた配布業務を今年10月から村が全戸へ戸別配布するように、切り替えの調整を進めております。こちらについては、1か月当たり約35万円、年間420万円を見込んでおります。こちらについても、財源については村の単独予算であります。合計で最大920万円を現在予定をしております。

反面、地区へお願いしておりました広報紙等の配布業務がなくなることによりまして、毎年村から地区へ払っておりました行政事務委託費というものがございまして、これが、現在合計で約800万円ほどになっておりますので、この部分については区長の皆様からも御提案がありまして、金額の見直しを行う予定でございまして。

ですので、区費や村税から負担がというところではありますが、区費については、今回の取組について負担が増えるということはないんですが、この行政事務委託費が減るというところでは、いずれそれが区費に関わってくるということは、私のほうはちょっとまだ分からないというところがございます。

その行政事務委託費の軽減分、まだ現在検討中ではありますが、純粹にそのため920万円増という形にはなりません。例えば、この920万円で計算いたしますと、今現在、村の人口約1万6,000人で割り返しますと、大体1人当たり575円程度となりますので、そうであれば、比較的理解が得られやすいのではないかと感じておるところでございます。

また、こういった方向性でいいのかという御質問が先ほど加藤議員からありましたが、こういった仕事の業務が減る分、例えば、地域の自然を守る活動だったり防災活動、そういったところに地域の力が向けば望ましいのかなと私は判断をしております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ちょっと時間も迫っておりますので、大項目の3番を後回しにして、どうしても聞いてみたい4番の中学校経ヶ岳競歩についてということで、質問順番を変えてもよろしいでしょうか。

議長（原 源次） 意見、許可します。

5 番（加藤 泰久） それでは、4番目の中学校経ヶ岳競歩について質問をいたします。

70年近く続く大会で、過去においても大きな事故やけがはなかったと覚えております。身体、心の成長期である中学での大会は大変有意義と考えられます。

競歩大会の意義、目的は何であるかをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、加藤議員、大事な御質問の中でも経ヶ岳をということで、今先にとということであります。ありがとうございます。

歴史ある競歩大会の意義、目的についてお答えいたします。

先ほど温故という言葉が使われて、中学校の50周年誌、それから久保区で出ているくぼってというところからの引用を紹介したいと思ったんですけども、ちょっと時間の関係で略させていただきますが、今年度の経ヶ岳競歩大会の目的、これは意義とも当然関わることでございますが、二つ大きくあります。

個々の体力に応じた距離を走る。歩く生徒もいますが、歩いたり走ったり。走ることを通してやり遂げる経験を積むとともに、精神的な成長の機会とする。

もう一項目でございます。南箕輪村の広大な森林や眼下に広がる河岸段丘など、自分たち

を取り巻く自然環境を体感するを据えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に移りまして、コロナ禍で村を一望できる経ヶ岳へ登ることができない4年間であり、この間に生徒はよき思い出ができず、残念だと思っております。コロナ禍での大会の中断、縮小の後、復活はあるのかということをお聞きしますが、1回中断しちゃうとなかなか再起は大変難しいところであります。

この4年間というもの大きいものがあって、私も経ヶ岳バーティカルリミットにエントリーしましたが、4年間のちょっとサボりがありまして、ちょっと走り過ぎまして、コンディションを調整できずに棄権したというような状態でありますので、中学でも大泉所ダムまでは行っているんだろうけれども、やはり経ヶ岳登山をということを、私は将来の子供たちの生徒のためにもなるかと思いますが、教育長の復活要請をお願いしたいところでありますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員お話のように、2019年度までは8合目まで、ここから見るところまでのタイム競争で上がっています。それから、大芝からなんですけれども、2020年度に緊急事態宣言が出され中止、2021年、令和3年度では大芝から出て登山口まで、また大芝へ戻る。令和4年度は同じコース、昨年度ですが、5類に移行ということも踏まえながらでございますが、学校から登山口まで、大泉所のダムのところまでで大芝着。基本コースを10.4キロメートルと、短縮7.7キロメートルの2コース用意しています。

今年度ですが、学校を出て登山口まで、大泉所ダムのところまで等々を含めて全部で3コース、最長が14キロメートル、その後11キロメートル、そして7キロメートルの計3コースを設けた競歩大会できています。

復活に関してというところなんですけど、8合目まで、いろいろ歴史を重ねて、いわゆる伝統という言葉もありますけれども、8合目までっていうのを考えたときに、今年の状況とちょっと重ねさせてください。

コロナ禍、コロナ禍後、経ヶ岳競歩大会の在り方というのは、学校の中でも、私もいろんな御意見を学校にさせていただいて、本当に検討がなされてきています。先ほど申し上げあげました目的にもあるんですけれども、地域の山、経ヶ岳を大事にしたい、どうやればいいのかということで検討してきています。

安全面、先ほど事故がないっていうのは、今までそうでございますけど、一昔前と比べて子供たちの状況、体力面等々の変化、加藤議員、スポーツの関係で御質問いただくので御存じだと思んですけど、子供たちの実態の関係、それから、山への苦手意識、これはある子もいるしそうでない子もいるんですが、その辺り。それから、不登校の子供たちの状況も正直なところあります。

それらのことと、一昨年、昨年、昨年は副村長さんも私と一緒に登っていただいた下見でございますが、それと重ねて、学校のほうで厳しさもあるな、そういう判断があります。また、当時300人規模、私も300人規模のときの男ですけれども、それから、現在500人を超える規模の学校となっていて、大芝高原を集合場所としてスタートしていくと、昨日同僚議員から御質問もありましたけれども、非常に朝の交通渋滞もあつたり、地域から苦言を多く寄

せられていますということ、それから先生方、職員、PTA、地域の方の協力があっても今までのような形をとることは難しさがあるということで、総合的に判断して、今年状況となっております。御理解をいただきたいと思います。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 時代とともに生徒の体力、運動能力等も変化している中で、やはりこの経ヶ岳競歩というものは意義あるものだと思いますんで、ここ4年行ってないということは、山道も整備がなされてないかと思いますが、事前のPTAの保護者の整備、また私も属しておりますが、経ヶ岳友の会に協力を呼びかければ全面的な協力をいたしますんで、ぜひとも復活を望むところであります。

それでは、次に移りまして、学校教職員が大会に否定的であるというような話を聞きますが、実情はどうでありましょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お答えします。

否定的とは思っておりません。先ほど申し上げましたが、どうやれば目的を達成できるか、子供たちに願う姿を描けるかということ、校長先生はじめ職員、先生方が考えている経ヶ岳競歩大会でございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 最近の大会ではタイムでの競争が行われていると聞き、懸念しているところであります。

本来の目的である個人の体力に合った自己への挑戦を望むところでありますが、8合目までは全員行かなくても結構です。個人の体力に合った己への挑戦をしていただきたいと思いますが、その考えについて、よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員お話しのように、先ほども申し上げましたけれども、現在子供たち、生徒一人一人が自分で決め出した目標に向け、完走あるいは着順もそこに関わったり、あるいはタイムの関係も出てきますが、そこを大事にしながらの大会というふうに理解していますので、よろしくお願いたします。

それから、多くの生徒が今回、今年も充実感を持っているという。ちょっと感想をお伝える時間がないので、子供たちが本当に充実感を持って終えているなということ、それから、教育委員の方が先日、子供たちが選択肢があって経ヶ岳競歩大会を迎えられるのは、うんと大事なことだよねっていう、そういうお考えもいただいています。本当に同感でございます。

それから、ちょっとこれから先のことについてなんですけど、次年度も今年の方を大事にしながらということで、学校はいると思います。反省をまたしながらということはもちろんですけども。来年度、じゃあ8合目まで登れるかどうかっていうのは、なかなか正直言って難しさがあるかなというふうに思っております。先ほど申し上げた状況の中でございます。

ただ、校長に願いとして伝えたのは、子供たちの考え、歴史の中で子供たちの意見を参考にしながら、登山遠足が競歩になりましたよね。議員御存じだと思うんですけど。というふうに、子供たちの考えをうんとそこに出してもらおうということで、学校とは共有しているところでありますので、それらを踏まえながらというところで、また地域の方とか関係の方の

御協力も本当はいただいていた今回の競歩大会でございますので、それも引き続きというふうに願っているところであります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員、ちょっと時間が迫っていますのでお願いします。

5 番（加藤 泰久） はい、2分以内で。

過去に私たちの仲間で、経ヶ岳競歩に参加した皆さんの今になっての感想を聞きますと、なかなかあれ大変だったよな、でもいい思い出になって、村を一望できるところへ上がったという達成感というようなものが今になって思い出されて、つらいことはこの一部になっているということでもありますので、ぜひともよき思い出をつくるために、競歩の継続をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 10時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 最後の質問者になりました。あとしばらくの御辛抱をお願いしたいと思います。

議席番号4番、三澤澄子です。あらかじめ通告いたしました3項目につきまして質問をいたします。

1項目めとして、地球温暖化対策実行計画の取組についてお聞きします。

近年、地球温暖化による今までに経験したことのない災害が世界中で起きています。地球規模での緊急の対策が求められています。

先日、南箕輪村地球温暖化対策実行計画が皆さんのお手元に届いたと思います。これです。これがちょっと通告前に届いていなかったために、私、環境審議会ですら使った資料に基づいて質問していますので、ちょっとまとまらないところがあるかと思いますが、順番を追って通告の順番に追って質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。中には、これに詳しく書いてある内容になります。質問内容は。

その地球温暖化実行計画にあります1ページ目になります。この計画の基本的事項1として、計画策定の背景と趣旨というところがあります。ここをちょっと読み上げます。

南箕輪村は、長野県が呼びかけた持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言、令和元年、2019年6月に賛同するとともに、令和2年、2020年6月に南箕輪村気候非常事態宣言を行い、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロにする決意を表明しました。本計画は、この目標を実現するため温室効果ガス抑制排出量の削減目標を定め、その目標を達成するために、具体的な内容を定めるものとなっておりますとあります。

村の計画は、実は近隣市町村より1年遅れてできたがために、本来この2024年から2030年に達成する実行計画が施策となって今示されておりません。ちょっと近隣からも、南箕輪村だけ太陽光発電の補助制度がないのはなぜかという質問もいただいたきまじりして、ちょっと焦りもありまして、何とか村としても取組をしていただきたいというところで、質問を

するところであります。

事業計画事務事業で示されている公共施設のLED化は、今どんどん取り組んでいるところでありますが、村民が取り組む地域施策と事務事業の推進を2024年、本年度から取り組む必要があると考え、個別について村の考えをたします。

1として、太陽光発電10キロワット未満、住宅用についてであります。

目標については、ちょっと資料の1を見ていただきたいんですけども、つけてあります。ちょっと細かい字で裏表でつけてあります。申し訳ありません。主には、南箕輪村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減量試算（案）っていうところのほうを見ていただければというふうに思います。

まず、10キロワット未満の太陽光発電についてでありますけれども、目標は、現状が6,060棟のうち959棟がもうできていると、15.8%普及しているというふうになっております。2030年までには860棟増の4,300キロワットに容量を増やすということになっていまして、6年間で860棟を増やすためには、近隣市町村のような思い切った補助制度が必要だというふうに考えます。

伊那市、箕輪町、辰野町では、太陽光発電設備・蓄電設備・太陽利用システム導入補助をして計画推進をしています。本年度からやっております。1キロワット当たり、例えば3町村ですけれども、10万円から14万円、上限が50万円から100万円を補助しています。蓄電設備では42万円から77万円と、ホームページにも掲載されているものでちょっと上げてありますけれども、補助をしております。

本村でも補助制度を導入し推進するべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（原 源次） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策実行計画の取組について、まずは、住宅用太陽光発電について御質問をいただいております。

議員から御説明ありましたが、令和5年6月末時点での再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定件数につきまして、主に家庭向けの10キロワット未満の設備で959件、導入容量で4,906キロワットとなっており、村の家屋数に対する普及率は15.8%でございます。

計画では令和12年度、2030年までに村内家屋で適した屋根の70%に設置することが目標となっております。現在、導入促進に向け、窓口で太陽光設置の相談があった場合には、相談者に対してよりよい方法を一緒に検討しております。さらに、今後は計画に沿って、広報等も実施してまいります。

現在の補助金であります。県の既存住宅エネルギー自立化補助金、太陽光パネルと蓄電池で最大20万円ですが、その補助金の案内をしているところです。

さて、議員御指摘のほかの市や町のような補助金の制度導入時期でございますが、これまで前の議会等でも御説明してきたとおり、令和4年度から令和6年度までは公共施設のLED化を第一優先に進め、令和7年度から、各家庭や事業者に向けた補助金の展開をしていくという説明をしております。これは、地球温暖化対策実行計画の区域施策編策定が議員御指摘のとおり遅れたということもございまして、令和7年度から、その計画に基づきまして

予算を設定しやっていきたいというところでございます。

次以降の質問でも様々な施策の御提案をいただいておりますが、地球温暖化対策につきましてはどうしても予算に限りがございますので、村民の皆様にとって幸せになる効果が高いものを優先してやっていく必要がございます。

本年2025年から2030年までの6年間の実施スケジュールをしっかりと検討、設定し取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 先ほども言いましたように1年遅れたという状況の中で、2025年からということで、今お答えいただいたところであります。

今、現状では近隣との乖離があるわけですがけれども、県の20万円を御案内するという御説明でありました。来年からは予算の中で計画していくということでもありますけれども、実際には、今現状で村として総額の中でということなので、どういう計画になるかちょっと見通しがつかないわけでもありますけれども、これだけちょっと近隣と離れてしまっている状況の中では、少なくとももう少し近づけるような施策を実行していただければというふうに思います。

南箕輪村だけなぜこういう状況なのかというところについて、御説明を要するにできるかどうかというのがあるわけですがけれども、ちょっとその辺について担当の方で御説明できれば、南箕輪村だけちょっともしやるにしても、村独自で一定の金額を積めるのかどうかというところがあるわけですがけれども、何かそれで条件とか、村として制限されることがあるのかどうかとところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、三澤さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども村長も申しましたとおり、計画自体がうちは大変遅くて、その部分がほかの市町村と比べますと大変遅れている状況にあるのは事実でございます。

今、先ほど村長も申し上げましたとおり、来年度に向けて何の補助金をしていくかというところを今検討している段階ですので、今この補助金を幾らどうするっていうことをちょっとお答えすることが今の時点ではできませんので、なるべく早めに計画のほうを立てまして、また皆さんに周知していけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） それでは、2としまして、太陽光発電10キロワット以上の公共施設、地区公民館とか事業所への補助制度についてであります。

村計画は、この中で見ていただくと分かりますように、10件増加させるというふうにして書いてありまして、1万キロワットを増加させるというふうになっております。辰野町では、今年度から地区公民館設置の助成制度を導入しています。太陽光1キロワット当たり15万円、上限10キロワットなので150万円ということだと思います。蓄電池が1キロワット当たり15万円、上限が10キロワットの補助ということで示されておまして、この蓄電池設置で、災害時の避難所になっております地区公民館での災害時の対応も可能になると思います。

本当は公共施設のあるところに全部蓄電池を設置するべきだというふうに私は思っていま

すが、村の計画でこれが入っていくのかどうかをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 令和5年6月末時点での再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定件数につきまして、今度は10キロワット以上の設備で351件、導入容量で1万4,221キロワットとなっております。

議員御説明のとおり、2030年には建物・駐車場屋根上で300キロワットが50件、野立てが300キロワット10件を目標に掲げておりまして、現在対応として相談があった場合には、先ほど同様、よりよい方法を一緒に検討しておるところでございます。また、避難所などへの蓄電池の導入につきましても、避難所12か所での導入を目標としておりまして、こちらは国の交付金活用も含め、設置に向け検討しておるところでございます。

同時に補助金・助成金についても検討していきますが、補助制度の導入時期や公民館等への蓄電池の導入時期につきましては、先ほどと繰り返しになりますが、現在定めているところではございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、公民館への対応については災害時の対応というところがありますので、一般家庭よりは優先して進めていく必要があると感じておりますし、また現在、各区長さんから公民館のLED化についても御相談いただいておりますので、同時に実現できるよう、併せてこちらのほうも検討を優先的に進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 取りあえず、避難所対応には早めに対応するというので、ありがたいことだと思います。

3として、電動車（EV車）等次世代自動車の導入はどうかということでもあります。

箕輪町では、公用車を今年度中にもEVに転換するというお話をお聞きしました。本村での普及率は、この村民のところではいきますと現時点で1%ということ、把握しにくいってことはあるわけですが、国では50%にするというふうに言っております。現状との乖離が大きいわけでもあります。

村の公用車のEV導入ということがありまして、村としては100%導入するという目標を2030年までには持っているわけでもありますけれども、現状との乖離、なかなか進んでいないというのが現状だというふうに思います。

推進の施策についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 電気自動車に関する御質問でございます。

現在運行中の村名義の車両79台のうち、26台は開発公社や社会福祉協議会、消防団等の外部団体で運用主体していたり、また協力隊の車となっており、実際役場内で運用している車両は53台ほどとなっております。少し多いのかなという感じもいたします。このうち、次世代自動車については電気自動車が2台、ハイブリッド車が5台となります。

公用車の基本的な更新方針につきましては、これまでの購入から、現在は原則レンタル、リース契約にすることに変更しておりまして、更新する車両で国内の主要メーカーから市販されている電気自動車に置き換えられるのであれば、この更新のタイミングには電気自動車を採用しております。更新のタイミングであります、公用車については古い車両から順次

行っておりまして、おおむね18年程度経過した車両を次世代自動車へ更新してまいるというところがございます。

今年度の予定であります、新規に導入いたしますモバイルトイレの牽引車につきましては、トイレへの電力供給も考慮いたしまして、PHEV車を予定しております。

2030年の100%にするという目標達成に向けて、予算の都合もありますが、この18年の更新のサイクルを早めていくことを検討せねばなりません、そうすると、まだまだ乗れる活用できる車を乗り換えることとなります。また、ダンプ、軽トラックなどの作業車については、やっとなら最近電気自動車が市場に出始めたという状況でございます。

それらを考慮いたしますと、電気自動車はまだまだこれからイノベーションが起きていくと捉えています。そのため、なるべく今の車を長く活用していくという観点からも、賢い選択としては2030年に一斉に電気自動車、リースに変更するというのが一番賢い選択なのではないかと私は捉えております。

ですので、予算に限りがある中で、この電気自動車については、近年においては優先順位は下がってくるのかなと捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今言うように、実際に今使っているものを一斉に替えるというのは、財政的にも適してはいないというふうに思います。

本当に今、いろんな自動車についてもイノベーションと今村長が言われましたけれども、かなりいろんな技術が進んでいますし、まだ問題も起こっているところもかなり認識はしていますが、いずれにしても、この地球環境を何とかしなければという中では、目標として2030年を持っているわけでありまして、村長は2030年に一斉にというお考えのようであります。

できるだけ更新のタイミングを見ながらということでもありますけれども、EV車に進めていく施策、村民がしていくというのはなかなかこれがかなり、国としては50%という目標を持っているようでもありますけれども、村民がそれに替えていくというのはかなり大変なことだなというふうに思いますし、現状、車の状況はどうなるのかってことが見通しが無いところでもありますので、ちょっとそこところは難しいかなということで、2030年を目指してということで承知をいたしました。

4として、木質バイオマス、有機バイオマスの推進ということで、ペレットストーブ、ボイラー、薪ストーブ、今までも補助金を出して推進しているところであります。また、農業残渣や食品廃棄物等のバイオマスの利活用もこの対策、実行計画には必要ということで示されております。

その辺についてお聞きします。お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 木質バイオマス、そして、有機バイオマスの推進はという御質問でございます。

木質バイオマスにつきましては、ペレットストーブ、薪ストーブの補助を行っており、目標であります1年当たり10件を目標として推進をしております。また、公共施設につきましては、現在実施している大芝の湯リニューアル工事基本・実施設計業務におきまして、地球

温暖化対策を推進するため、省エネや対応可能なエネルギーの導入検討、ボイラー系における再生可能エネルギー導入検討、木質バイオマスなどのハイブリッドボイラー等、加えて温泉熱の利用可能性の調査、利用も併せて検討しておるところでございます。

次に、有機バイオマス、こちらについては、なかなかこれからの技術かなと思います。現在、長野県の上伊那農業農村支援センターにより、果樹園等でのバイオ炭の埋設等、炭素固定につながる研究を始めておられます。

また、村内の方でもこの研究を進めておられる方がいらっしゃるというのをお聞きをしておりますので、その取組情報を適宜収集するようにいたします。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 現在行っている補助とともに、今大芝の湯でのリニューアルに合わせて大規模な対応をするということで、この点はかなり期待ができる部分かなというふうに思います。早いうちにこの検討を進めていただきたいなと思います。

5としまして、森林整備による二酸化炭素の吸収を推進する施策はということで、ゼロカーボン実現のためには、温室効果ガス排出量を削減するとともに、CO₂の吸収を進めることも重要とされております。村内の森林整備や農地の有効活用を図り、CO₂の吸収量を増やす取組を推進するというものでありまして、大芝を中心に森林整備、松枯れ対策を適切に行い、その土地に適した森林再生、森林の吸収量6,000トンを目標にしているというふうにこの計画の施策編の中でもいわれております。

36ページにありますけれども、大芝高原の森林整備を中心とした村の計画についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 森林整備による二酸化炭素の吸収を推進する施策はという御質問をいただいております。

本村の総面積は40.99平方キロメートルでありまして、そのうち森林面積は23.06平方キロメートルで、総面積の56.2%を占めております。そのうち民有林面積は22.17平方キロメートルで、そのうち人工林の面積は16.60平方キロメートルであり、人工林の割合は74.9%となっております。また、樹種別ではカラマツ、こちらが13.76平方キロメートルで、全体の62.1%を占めています。

現在、南箕輪村民有林の木の本数は、推計ではありますが、181万本あるとされています。その181万本による木々、森林によるCO₂の吸収量は南箕輪村地球温暖化対策実行計画で定めておりまして、算出いたしますと、現在の吸収量は年間6,042トンとなっております。

この数字は、目標年度の2030年におけるCO₂排出削減量の11%程度を補完する数字となっておりますので、まずはこの数字を維持していかなくてはなりません。現在飛び地を見ますと、伐期齢を迎えたカラマツがあります。樹齢を重ねますとCO₂の吸収量というのは減っていきますので、基本的な森林施業を南箕輪村森林整備計画に沿って進めていくことが何より大事かなと思っております。

同時に、森林には、ほかに山地災害防止機能や土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能といった役割もございますので、松枯れ対策も進めてまいります、その部分はしっかりと計画に沿って森林施業を進めていくというところで、ここを極端に

増やすとかそういったところはなかなか難しいのかなと、今の数字6,000トンを維持していくというところが、維持するのも多分大変だと思いますが、大事ななと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 村の森林整備計画に沿って進めるということで、基本的には現状維持の体制を吸収量としても持っていくというのは、計画でもそういうふうになっております。

先ほども出ておりましたけれども、150年の記念事業として、大芝はかなりしっかりとした計画を立てながら村民との協働で進めるということでありますので、その辺については、こういう観点も持ちながら村民の皆さんとどういうふうに進めるのかということ、やはりきちっと150年事業としてこんなふうに進めます、まだ計画がきちんとしてきている段階ではないということでありますけれども、村民との協働ということ、この間、先ほども記念事業で植林という話もあったわけでありますけれども、それも含めて村民の皆さんに意識していただくような、この計画と合わせて進めていただければというふうに思います。

次に、住宅断熱性向上リフォーム補助や住宅照明LED化補助の導入で目標達成の施策ということで、資料のほうの⑦のところに書いてあります住宅のリフォームなどの点についてお聞きします。

目標としては、6,060棟あるうちの断熱リフォーム改修は2030年までに割合5%、303棟を目標とすると。窓のみの断熱改修は15%の909棟を目標とするというふうにあります。

辰野町では、断熱性向上リフォーム補助に費用の3分の1、上限120万円を補助すると。今年度から。住宅用照明LED化補助については、電球のみの購入額の2分の1の上限2万円を補助すると。建物照明については、事業者や団体については電球のみの購入額の2分の1の上限が10万円ですが、工事費含めた金額の2分の1の上限100万円を補助するというふうになっております。

住宅リフォームは、県のほうでも行っている耐震、それと併せて導入すればかなり大きな額が確保できるものというふうに考えますし、この点では、本当に大事な施策だというふうに思います。この点で、やはり村としても先ほど総額の予算ということがありますけれども、辰野町で行っているような内容の補助制度ができればもっと進むのではないかとこのように思います。

耐震と併せて、どのような施策を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 住宅断熱性向上リフォーム補助や住宅照明LED化補助の導入でというところの御質問でございます。

断熱の話が出ましたので、まず、公共施設の断熱化について申し上げます。

現在、進めております南箕輪小学校北校舎改修につきましては、外壁につきましては、外断熱の採用を予定しております。この参考数値となりますが、この断熱を加えたことによりまして、直接工事費といたしまして1,900万円ほどの追加費用がかかる見通しであります。必要な投資であるのかなと思いますが、今後、ありとあらゆる公共施設が改修計画に載っていますが、同時にこういった断熱改修を進めていかななくてはならないとともに、こういった追加費用がかかってくるというところは御理解いただければと思います。

御質問の件に戻りますと、住宅の断熱改修につきましては、2030年までに窓のみの断熱が村の家屋数に対して50%、断熱リフォームについては20%と目標を設定してございます。これまで太陽光や蓄電池、電気自動車など、各種補助金の創設の時期はこれから検討すると答弁してまいりましたが、この住宅の断熱改修につきましては、議員御指摘のとおり耐震改修と併せて行うことができたり、やはり寒い家で暮らすと、また、暑過ぎる家で暮らすと健康にも直接影響がありますので、私は最も住民の幸せや健康につなぐ事業であり、そして、さらには地元事業者に経済的に潤いを与える事業であると考えておりますので、こちらについてはほかの施策より優先させて、来年度施行できるように、今検討を大至急指示しておるところでございます。

また、先日能登半島地震の被災地支援の方からお話を伺った際に、やはりもうこの南箕輪と比べて、あちらの地域はより古い家が多いと。やはり、もうそこを継ぐ次の世代もいらっしやらないので、今さら断熱改修だとか耐震改修は行ってこなかったというような話を多く聞きました。この南箕輪村においても、同様の状況にある方は少なからずいらっしやいます。

例えば、お話を聞いたら、ふだんいるスペース、寝る場所とリビングだけを耐震化、断熱化するだけでも違うのではないかと、そういったことを村内の事業者でできるのであれば、そういったこともその説明する際に促進をして、断熱・耐震改修を村内でも進めていただくことは、促進することは重要な視点であると捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 本当に最優先の課題というふうに私も思っております。耐震と併せて最優先だということで、今、村長のほうからお答えいただきました。これについては期待をしております。

あとちょっと、7として、その他、ゼロカーボン推進補助事業ということで書いてありますけれども、現状では、今申し上げましたように来年度からの取組ということで、具体的に特に挙がる所はないというふうに思いますので、ちょっとこの部分については終わりにして、全体としてやはりちょっと1年遅れているということの中で、優先すべきこと、また、少し先延ばししてもということがありますけれども、示された計画を2030年までにやっぱり実行するための具体的なものはしっかりと示していくことと、やっぱり、これは村民の先ほども協働という話がありましたけれども、村民の意識が変わらなければ幾ら村でこういうことをやりますよって言うてもなかなか進まないということがありまして、この施策編ができたことで、やっぱりもう本当に細かく住民の中でこういうことっていうふうに御説明いただいたり、何かの機会を捉えてこういう施策が今進められているんだってということ、温暖化に対する対策こうなんだってところをやっぱり村民の皆さんにお知らせしていくということがより重要なことというふうに、その点についてはぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

それでは、2のほうに移ります。

機構改革における教育委員会の課題についてということで、お聞きします。

大きな機構改革をして2か月半の中であります。新体制での事業運営に御苦労されていると思いますが、先日のヒアリングでも、心配な点が幾つか挙げられておりました。

その中で、1として、社会教育系の体制と課題について質問します。

機構改革で、係としては、社会教育係だけが村民センターに残って事務を行っています。公民館と図書館は残っており入っておりますが、人員配置が限定されて、今まで全体でフォローしながら回っていた活動に制限が出ているのではないかとこのように思います。

この間、議会の村民の声を聴く会で幾つも声が上がっていた村文化財の保管・展示について、要望書を提出してきました。村では、150年事業に向けて大芝荘の活用を検討してきました。ヒアリングでは、大芝荘を活用するには検討する課題が多く挙げられ、そのための人員配置も極めて困難な状況がお話しされました。展示も村民センターならその場所で見れるのでいいんだけど、郷土館の開館とか村誌補遺編とか、150年事業に向けても人員配置も含めて取り組んではいるが、特別の体制を取る必要がさらにあるのではないかとこのように思っています。

そここのところがないので、やっぱりいろんなところが制限されちゃっているのではないかとこのように思います。大芝荘を150年記念事業の中に位置づけていただけて活用するには、急いで検討・対応する必要があると思います。残された期間はもう少ししかないので、現状どのように進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号4番、三澤澄子議員、機構改革に伴うとまいましようか、その中でも教育委員会社会教育係の観点、動きでございますね。それから、議会で御提案をいただいている150周年に向けた村の文化財の保存、整理、展示等についてお答えいたします。

議員御質問の4月の機構改革で、村民センターは社会教育係のみが業務を行っているという形になっております。村民センターが貸館であるということ、そのために受付業務っていうのを常時行っていく必要がある、電話にしろ、窓口にしろというふうに思っております。現在、極力正規職員1名は事務室に残り、来客、電話対応などを行っております。

先日から、会計年度任用職員の方のお力を1人いただいて、ほかの事情もあってなんですがいただきながらということで、今を迎えております。

社会教育係ですけど、公民館講座をはじめ外での会議、あそこの事務所で云々ではなくて、外へ出かける。現地での打合せ等も多くございますので、会議を欠席せざるを得ない状況もあるかな、最低限の打合せのみということで現時点は動いてるかなっていう、そういう認識を持っております。

150周年に向けた文化財の保存、整理、展示につきましてですが、前年度、文化財専門委員で大芝荘の視察を行いました。保存、整理についてどう活用していくかという中で、宿泊や宴会まで行っている大芝荘でございましたので、部屋あるいは窓が大きい等々、あるいは、大きいために日差しを遮るための窓を塞ぐ工事とか空調設備、あるいは文化財を保管するためのセキュリティの関係もあるかなということが、今、文化財専門委員等々の方々を含めて統一した見解となっているところであります。環境を整えた上で、大広間を文化財の虫干し等を行う場所に、通路を挟んで南側の部屋を整理する部屋に活用できたらというふうに考えております。

大芝荘の展示につきましてですが、展示を行うとなると、展示ケースを用いた展示ではないため、大宗館文庫の文化財というのを大事に描いているところでございますので、今の言葉を使いましたけれども、それを数日間行うということは、文化財専門委員と事務局だけで

は正直言って難しさがあるかなということで、1日限定とか限った中で展示をできないかなということ、文化財専門委員会、検討委員会で進めているところでございます。

また、文化財の展示そのものにつきましては今までもやってきていますが、村民センターのホワイエ、あるいは図書館でも以前やっていますけれども、そのような形で展示を行うことができないかなということを模索、計画中でございます。

以上でございます。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 実際に見ていただいて課題は明確になっているということで、大広間は若干使える形にこれから取り組むという話であります。ただし、やっぱり展示についてはとても難しいところがあるということで、限定でという話もありました。どっちにしても、私たちは大芝荘をこれからずっと先をどうするかというところはまだ課題だというふうに思いますが、150年の記念事業の中で使っていただけるということはおうれしいことだなというふうに思いますし、実際大変な状況の中で皆さん頑張っているわけでありましてけれども、ぜひとも、文化財についてはしっかりとこれからも取り組む方針をしっかりと持っていただきたいと、150年の歴史ある村としてこれからの財産をどうしていくのかというところは、一定の方向性をしっかりと持っていただきたいというふうに私は思っています。

そして、2に移ります。

すみません、こども施設係についてであります。

主にこども館の運営と放課後児童、新しくなった学校給食センター管理等を担当しています。こども館の運営については、放課後児童クラブと一般開放の児童館の役割が同じ建物で共存することで、課題も多く挙げられていました。利用時間や一般利用者の昼食時帰宅など、管理の側面が強くなっていました。しかし、こども館として様々な行事も企画し、こども館ニュースで広く知らせ、楽しみに参加していた子供たちも多い状況がありました。

課題、こども館運営の、子供が主体となっていていつでも開かれたこども館にということに対して、機構改革で改善されるという説明をされてきましたが、スタートしたばかりということなので、杞憂ということなのでしょう。

行事が断られたというところは、誤認があるので削除してあります。あるグループが毎年行っていたイベントの申込みをいつもどおり教育委員会事務局に電話したところ、ここでは受付していないので、こども館に電話をという話。こども館に電話すると、会場は使えるが、今までのようなニュースで知らせるとか運営の支援はできないと言われ、イベントを開催することをためらう事態になったということでもあります。2か所での電話の対応が問題があったということです。体制が変わり、担当した人が変わったとしても、もっと丁寧な対応が必要ではないかと思えます。

放課後児童クラブについても、こども館と小学校2か所対応で増え続ける対応については大変だというふうに思いますが、1人当たりのスペース確保、指導員の配置等、確保できているかお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 時間の関係がございましたので、端的に申し上げます。3点お預かりしています。

こども館の運営に関する責任者でございますが、責任者は教育長、私でございます。また、子育て相談等各種相談についてはこども課所管、母親を含む女性就労相談については地域づくり推進課が所管でございますので、責任者は村長となります。

それから、議員御質問の誰でもいつでも利用できる開かれたこども館になっているかにつきましては、事業運営に支障のない限り一般開放しておりますが、まだ始まって2か月余でございますので、今後に向けてということで、今スタッフと検討を進めているところでございます。放課後児童クラブの在り方というのが、一つは大きいかなというふうに思っているところでございます。

それから、今までできていた行事が断られたということで、今通告にもございますが、お断りしたという認識は私たち持っていませんので、窓口といいますか、連絡の取り方の中での擦れ違いというか、そごというか、誤認があったかも、ちょっとそこまでは分かりませんが、一応使っていただくことは大事なことというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、こども施設係につきましてはこども館の運営、児童クラブのほかに学校施設の新築、増築、改修及び給食センター運営が分掌事務としてあります。これから地域の方、あるいは地域の団体の方、関係のところと連絡しながらこども館を使っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） すみません。今ちょっと時間を見間違えまして、ちょっと時間がないかなと思って早口でちょっと言っちゃいましたが、先ほども言いましたように、機構改革でこども館の運営について今までたくさんの課題があったわけでありましてけれども、機構改革が行われればいろんなことが解決できるというような御説明も前にいただいたように思ひます。

ただ、こういう体制になったがためになかなか新しく配置された人もおりまして、電話対応が本当におざなりって言っちゃなんですけれども、教育委員会でもやっぱり忙しい、教育委員会要するに社会教育係ですね。事務所のほうへその問合せの電話が来てしまうときに、もう忙しいのに何だっていう感じがもうちょっとそう見受けられて、もうこども館のほうでやってくださいっていうような対応になってしまったのではないかと。こども館のほうへ電話したら、今までやっていた支援はできませんよっていうふうに言われてしまったという、そういう対応だったがために、やはりそこがグループの皆さんにしてみれば、何だこの機構改革はというふうに受け取られたという側面はあると思ひます。

こういう側面は、今こども課についての対応もあそこに一緒に入っちゃっています。それについてもやっぱり機構改革をして、ここで一本化しているところなどはここで解決っていうふうにしていただんですけども、たらい回しされたっていう御意見も私たちのところに届いています。

だから、1か所できちんと対応する。やっぱり親切丁寧な対応ということが、機構改革で混乱しているということもあるかとは思ひますけれども、なかなかそこがスムーズに移行していないなっていうところと、新しくみんな配置された人もかなり多いというふうにして、今までできていたところが、一緒にできていたところが分かれることによって、ちょっといろんなところが分断されてしまっただけで連絡がスムーズにいかないという例があると思ひますの

で、その辺について、やっぱり機構改革が本当によかったというふうに思えるにはちょっと課題があるのかというふうに思いますが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 御質問というか、議員のお考えを今いただく中で、私の所見を若干時間をいただいてというふうに、よろしいですかね。

機構改革っていうのは、村全体の中での、また教育委員会も当然ながらということで、今動いています。今いただいたお預かりした課題というものの、窓口的な今たらい回しという言葉もいただきましたけれども、それぞれの部署がどういう業務を行っているかの周知等々を含めながら、課題っていうのを我々の願いとして受け止めさせていただいて、あるいは地域の方の願いとして受け止めさせていただいて、今検証もしているところでございますので、今後に向けて、そこのところを改善あるいは連携という言葉より、そこをつながりながらというか、そこをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） それでは、3として、持続可能な自治会検討について、広報紙の配布についてお聞きします。

村報4月号で、持続可能な自治会の運営を目指してのパンフレットが配布されました。これが全村に配られましたね。その中で、広報紙のデジタル化の検討がありました。村民の受け止めはこれ見たところ、もう高齢者は村の施策や行事も知らされず、切り捨てられたような気がするのと、仲間であつち集まったときにそんな声が多く聞こえてきました。

アンケートを踏まえ検討するというところで、3地区、塩ノ井、南原、大泉の住民1,500人にアンケートをお願いすると説明をされております。資料2としてちよつとつけておりましたけれども、南箕輪村のコミュニティの区この説明を書いた冊子があります。これは移住してきた方にお渡しするというところで、この南箕輪村の行政区がこれだけあつち、それぞれがこういうすばらしい頑張つち地域コミュニティをつくつちていますよつちいうお知らせだつちいうふうに思ひます。

これを見ますと、区のよさつちいうのをお知らせする内容ではありますけれども、この中で、アンケートをしていただくつちいうところが塩ノ井区であります。見ていただくと、人口が369人109世帯、これは区加入の世帯つちいうことでありますけれども、南原区が1,598人ですが、区加入は413世帯、大泉区が1,643人で400世帯の区加入となつちております。

そこでお聞きしたいんですけど、この3地区の一戸建ての区加入率が分かつちたら教えていただきたいなつち思ひます。そして、この3地区だけでアンケートをする方法が適正と考へているのかどうかをお聞きします。

なぜここだけでアンケートを取るのかつちいう質問であります。お願ひします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 広報紙のデジタル化の検討についてに関わつち、アンケートに関する御質問をいただひております。

昨年度発足した自治会検討委員会の中で、現在は幅広い年齢層の方がスマートフォンやパソコンを利用して情報収集ができており、村の情報を速やかに提供することやペーパーレス化を目的として、今年度にデジタル化の方向性を検討していくことになりました。今回の議

会でも、議場へのタブレット持込みについて議会運営委員会より発委をいただいていることが象徴するように、時代の移り変わりとともにデジタル化の波が押し寄せております。

広報紙のデジタル化は、地域コミュニティを壊す最たるものという鮮烈な通告をいただいておりますが、広報紙については、欲しい人は広報紙の配布を継続し、デジタルの広報コンテンツを求める方には、広報紙の配布をしないといったアナログとデジタルの並走を私は基本として考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

村民の中には、スマートフォンやパソコンを利用しない方、利用しない方や利用できない方がいらっしゃると思います。先ほどの答弁でもお答えをいたしました。様々な御意見がある中で、まずは広報紙のデジタル化移行に関する実態を把握する必要があり、アンケート調査を行います。

アンケート調査、適正かというところでございますが、統計学的には、400件程度の調査対象数があれば効果的な意向確認ができるとされております。そのため、今回のアンケートについては、塩ノ井区、南原区、大泉区の3地区を対象に約1,500世帯を考えております。回収率がありますので。

御質問の3地区の加入率であります。令和5年4月1日現在、塩ノ井区75.5%、南原区68.4%、大泉区67.1%であります。アンケート地区の選定については、先日総務課長より御説明いたしましたが、移住や住民の移動が比較的少ない塩ノ井区、移住者が多い南原区、移住者が近年急激に増加しており、古くからの集落も存在する大泉区を選定したところでございます。それぞれの地区での結果を地区別や年齢別、性別等で分析することにより、方向性を検討していく上での基礎資料としたいと考えております。

これで、住民の意向を把握することは十分なデータがとれるものと考えておきまして、繰り返しになりますが、適正であると判断をしております。

アンケート結果を踏まえ、広報紙のデジタル化の方向性を決定してまいります。スマートフォンやパソコンを所持していない方、利用できない方への配慮は当然必要であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員、ちょっと時間ですのでまとめてください。

4番（三澤 澄子） すみません。じゃあちょっともう一言だけ。

今、アンケートの方法を言われましたけれども、3地区だけにアンケートを取るの、極めて恣意的なアンケートだというふうに人員構成も含めて思います。公平性を保つには全村抽出にすべきだし、1,500がアンケートのデータを取るには適切ということでもありますけれども、1,500でなくていいと思います。全戸でもいいと思いますので、金額的には大したことないと思いますので、これだけ重要なことをこの数字だけで決めるのも問題だと思います。

今、村長は並走してということでもありますけれども、全戸に広報紙を配ったとしても、先ほども大した金額ではなかったですね。だから、それも含めて、本当にデジタルが届かない人のところにはどうするかということももう少し、私は広報紙は人と人とのつながり、村長言われましたこれをつなぐ大事なツールだというふうに思いますので、ぜひともこういうことで村民の気持ちをちょっと逆なでするようなやり方はやめていただきたいと思っております。

広報紙を残すこと、並走ということでもありますので、しっかりと取り組んでいただきたい

と思います。

以上です。すみません、ちょっとオーバーしました。

以上で私の質問を終わりにします。

議長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

14日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前10時52分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 6 月 1 4 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 5 号～第 7 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 5 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 発委第 1 号～第 2 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 1 号～第 7 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項 | |
| 第 7 | 議員派遣 | |

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文

会議のてんまつ

令和6年6月14日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案3件、議員から意見書案4件、発議1件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案3件、意見書案5件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第5号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地区計画事業である村道側溝改修工事を実施するに当たり、水道管の補償工事が必要となり、そのための補償費と村政150周年事業である歌碑の設置に関わる補正となります。

なお、予備費による調整のため、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

議案書4ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳出から御説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項12目0242地域づくり推進事業の「南箕輪村民の歌」歌碑制作ですが、当初予算では委託料として150万円計上していましたが、制作内容が具体的に決まってくる中で、事業の性質上、工事請負費に組み替えをするものです。工事費は、実際に見込まれます費用を計上しております。

おめくりいただき、5 ページをお願いします。

8 款土木費、2 項2 目0808村単道路改良事業の21節補償、補填及び賠償金ですが、地区計画事業で北原区になりますが、村道9 号線側溝改修工事に伴う水道管の切り回し工事のための補償費です。

6 ページをお願いします。

14款予備費です。23万2,000円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。今回の補正予算は歳入についてはございません。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出の予定額につきまして、支出の資本的支出を150万円増額して、支出総額を6,730万2,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を5,754万2,000円、及び、過年度損益勘定留保資金で補填する額を4,278万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4 ページを御覧ください。

資本的支出を説明します。

1 款1 項2 目配水施設改良費の27節工事請負費、村道9 号線側溝改修工事に伴う水道補償工事は、地区計画事業として実施しております令和6 年度村道9 号線側溝改修工事において、新たに設置する大型側溝と既設の水道管との離隔が安全な離隔距離を確保できないおそれがありますので、水道管を切り回す補償工事として150万円を増額補正するものでございます。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第7号「財産の取得について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度南箕輪村小中学校校務系仮想基盤更新業務の入札を5月21日に実施したところ、財産の取得の予定価格が南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める額に該当いたしますので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

最初に議案書の2ページ、細部説明により説明をさせていただきますので、御覧ください。

令和6年度南箕輪村小中学校校務系仮想基盤更新業務の入札結果についてでございます。

初めに、入札会の時期でございますが、令和6年5月21日火曜日、午前10時でございます。

事業内容ですが、校務系仮想基盤によるシンクライアントシステム機器の更新でございます。このうち、システム構築の物品調達の部分が物品の購入、財産の取得に当たります。

1ページにお戻りいただきまして、2に財産の取得に当たるものを記載してございますので、御覧ください。

ハードウェア6基、ネットワーク機器4基、UPS1基、シンクライアント端末50基、ソフトウェア一式でございます。

2ページにお戻りいただきまして、3の契約方法ですが、随意契約、指名業者数は1者でございます。落札業者は長野市大字南長野新田町1137番地5、東日本電信電話株式会社埼玉事業部長野支店、支店長、茂谷浩子でございます。

落札金額は1億3,530万円、このうち、物品購入費用は消費税込みで8,962万5,035円です。履行期間につきましては、村議会議決の日から令和6年9月30日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」について、審査の結果を報告します。

審査は6月3日に行い、上伊那地区労働会議副議長北原さんから、第1委員会室にて説明を受けました。

説明の内容です。

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。1999年には実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、選定議定書を国連総会で決議、採択し、現在115か国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准していません。10月に国連による日本報告会議が開かれるといいます。イスラエル、ラトビア、エストニア、日本だけが批准していません。既に223自治体が採択されている。ジェンダー平等ランキング世界146か国中125位、2023年G7で最下位と後れをとっている。以上の説明を受けました。

委員会からの主な質疑は、どうして批准が進まないのか。国連に対する強制力がない。我が国は国際的に差が広がっている。選択的議定書を4年ぶりに報告ができる、幾らか前に進めるといふ答弁がありました。

採決を行うところ、継続すべきという意見があったため、継続すべきの採決を行いました。

採決の結果、賛成少数でありましたので、継続審査はなくなりました。

改めて採決すべきものの採決を採りました。結果、採決すべきものに賛成・反対が同数であったため、村議会委員長条例第13条第1項の定めるところにより、委員長の決するところ、採決すべきものとするに決しました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（原 源次） 委員長報告に対する陳情第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は採決することに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（山崎 文直） 福祉教育常任委員会の審議しました請願・陳情につい

での報告をいたします。

6月4日午後1時半から、第1委員会室におきまして委員会を開催したところであります。請願2件、陳情2件について審議をしたところでございます。

請願第1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書が、村立学校教職員組合代表者、三村満香さんから出されております。

当日は、県教職員組合の上伊那支部の執行委員の二人により説明を受けてきたところであります。三位一体改革でいきましたこの議案、毎年出されているわけでありましてけれども、それについて、毎年出ていろんな論議がありました。

毎年出てくるけれども、教育自体が変わっている、子供への視点で考えるべきではないかという意見も出ました。変化があるかどうか分からないという部分でありまして、ここについても、もう少し細かな説明を受けたいということでもあります。特別教育支援員等が現状不安定で、国がもっと責任を持つべきであるということ、実情を入れて請願を出してくるとい、その思いが伝わるようにされたいというような審議の中で意見が出ました。

結果として、最初の採択で趣旨採択というのがありましたので、少人数でありましたから、再度採択を採りまして、採択3ということで、採択が決定をされました。

請願2号であります「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書ということでもあります。

これも同じく、公立学校教職員組合の代表者の先生から説明を受けてきたところであります。

上伊那には、へき地ということで具体例がないわけでありましてけれども、木曾や下伊那等ではこういうのが適用されているということで、現実として隣県の県のほうが待遇がいいというようなことで、先生が退職してそちらのほうへ行ってしまうような現状があるということで、これを改善してほしいということでもあります。昨年の県議会でも取り上げられて、少しずつ進んでいるという報告を受けてきたところであります。

採択の結果、全員賛成ということで、採択4で採択をされました。

陳情7号の「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書」が出されております。長野県社会保障推進協議会から出された陳情でございます。

この県の中の中山間地域は、非常にこの介護費の引下げ等によって厳しい状態にあると。大規模事業所は何とか継続できるけれども、小規模事業所につきましては非常に厳しいということで、この引下げ撤回をしてほしいという陳情でございました。

審議の結果、採択4、全員の賛成で採択となりました。

陳情8号の「餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情」ということで、ハッピーテールという団体のほうから出されております。これにつきましては、村にも要請が出ているということでもあります。

個人が負担するのが2万円から3万円という非常に金額が大きいということもありまして、これに対して、今までは個人がお金を出してくれて、それに上伊那では頼ってきたんですけども、その方が拠出できなくなるということで、公費の負担を助成をお願いしたいという内容でございます。

審議の結果につきましては、採択4人、全員賛成ということで、採択ということになりました。

以上で、請願2件、陳情2件が全て採択ということになりましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（原 源次） 委員長報告に対する請願第1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

反対っていうわけじゃないんですが、毎年出されてきている2番の義務教育費国庫負担制度の堅持っていうところの、2分の1に復元する、戻せっていうところなんですけれども、これは毎年出されてきております。ただ、この経過を見ると、やはり全国的に喧々譁々2分の1は堅持するべきだとか、3分の1にして地方の裁量を広げていくべきだっていう議論を重ねて重ねて、この法律をつくってきたわけです。

ですから、今3分の1になって国庫負担制度、これは教員の今はお給料っていうことになるわけなんですけれども、それで遅延するとか、支払われなかったっていうことが起こってはいないと思います。全国的に。

その1の部分のさらなる少人数学級の推進だとか、その中の（2）の教員基礎定数算出に用いる係数の改善というところも、私も福祉教育の委員として説明を聞いたわけなんですけど、この定数の係数については法律でやはり決まっている部分で、明確な部分の回答をちょっといただけなかったかなっていう思いがあるんですが、1.2倍程度にはしていただきたいっていうお話がありました。

確かに、教育現場は今疲弊して、労働時間の改善だとか教員の働き方改革がなされている部分で、これは進めていかなければいけない部分だと思うんですが、やはり地方にあった教育、憲法では全国的に均等な教育を受けるといふ。子供は全部権利があるから、それを推進しなさいっていうふうになっております。ただ、それが全国的にできていないかっていうと、私はそうは思わないわけですね。

例えば、この南箕輪村だったら、南箕輪村の子供たちの合った教育をさらなる一步上を目指してやっていかなければいけないし、今はデジタル化が進んだり、いろいろ教育現場も変わってきております。そういう中で、先生たちが地域の人たちとも関わっていただきながら教育の質を上げていくっていう取組が、私は非常に大事になってくるんだろうなっていう思いがあります。ですから、この国庫負担制度を2分の1にしたからといって、教員の数が増えるだとか、教育の質がすぐ上がるっていうわけでは僕はないと思うんですよね。

ただ、国はやはり責任を持って3分の1は堅持するというふうに言っていますんで、そこ

の堅持っていう部分はしっかりとやっていかなければいけない、言っていかなければいけないと思います。

ですから、この請願については、私は趣旨は分かります。全くそれを反対するっていうわけではありませんが、採択っていうところまではいかないということで、討論をさせていただきました。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する請願第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

請願第2号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第7号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第7号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第7号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第8号「餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第8号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

3番、笹沼美保議員。

3番（笹沼 美保） 本案について、趣旨説明をいたします。

2025年度から、小学校の全ての学年で35人学級が実現することとなりましたが、中学校は40人学級のままとなっています。長野県では、2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しましたが、学級増に伴う教員不足の多くを臨時的任用で対応している状況です。

子供たち一人一人に行き届いた教育、教員の働き方改革を実現するためにも、さらなる少人数学級推進と教員の定数改善が不可欠であり、また、自治体間の教育格差が生じることのないよう、国の施策としての財源保障は必要です。

以上のことから、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求めるものです。

以上、趣旨説明といたします。

御賛同をよろしく願います。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加藤議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

35人学級が実現している中で、さらなる少人数学級ということで、具体的には、さらなる少人数とはどのぐらいを目標としているのか。それによって得られるメリットは何か。

以上、ちょっとお尋ねします。

議長（原 源次） 今の答弁は。

笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 今回の請願に対しての質問の中では、先生たちに対して、何人が理想かっていうお話は特に聞いておりません。前回、去年出された陳情のときに、一応、理想の人数というものはお聞きしております。それでもし変わりがなければ、一応少ないにこしたことはないんですけども、30人ぐらいが理想じゃないかというお話がありまして、ここでは35人っていうふうに大体の指標でいっておるところでありますけれども、少人数学級にすることによって子供一人一人に目が届きやすくなる、コロナ禍の中では分散登校みたいなものがあったりして、一人一人に目がとても行き届いてよかったっていうような声もあったというふうにお聞きしておりますので、そういう意味で、少人数になればなるほど教員一人一人に対しての生徒児童の数が減るので、一人一人に目が行きやすいというメリットはあるかと思えます。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なし。質疑を終わります。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 発議第2号の趣旨説明をさせていただきます。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、器具等について調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または

援助等、教員及び職員の定数の決定への特別な配慮、職員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としております。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しております。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地へのへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1にすぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では、地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として、長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

ということで、記として、1、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当等に準ずる手当の支給率について、都市部との格差が一層拡大している事情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

へき地手当、都市部との格差というように言われておりますが、このへき地という基準をどこをもってへき地と称するか、それを説明をお願いします。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 今、加藤議員の質問ですが、長野県は長野県のへき地手当の支給する地域を決める条例があります。その条例に基づいて、へき地ということで指定している部分になっておりますので、よろしくをお願いします。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読
議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

8 番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 発議第3号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」につきまして、趣旨説明を行います。

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。現在、189か国が批准しております。1999年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在115か国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていない状況であります。

「選択議定書」は国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。

2020年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、「我が国は国際的にも大きく差を広げられておりまして、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されております。

国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締結国である日本政府の役割であります。選択議定書の批准は、女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

よって、南箕輪村村議会は、政府等に対し、本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

ちょっと最近のニュースで、ジェンダー平等ランキングなんですけれども、世界146か国中、最近のニュースでは118位になったような気がするんですけど、ちょっとそここのところの確認を、私、確かじゃないのでお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 確かに、この意見書に載っておりますものでいきますと、146か国中125位ということで、これは2023年の数字でございます。先日の新聞にも載っておりますけれども、2024年のものにつきましては118位ですね。これで間違いございません。ちょっとこれはニュースに出る前の数字になっておりますので、すみません。御理解いただきたいと思っております。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

発議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。反対の立場でちょっとお話しさせていただきます。

この意見書ですが、まずこの選択議定書の批准と、この意見書の内容にありますジェンダー平等というものは、分けて考えたほうがいいなという思いがあります。

といいますのも、この選択議定書についてですが、私なりにちょっと調べたところ、これは国連の女性差別撤廃委員会のほうに提出するものなのですが、提出する前に国内のあらゆる施策を投じて、まずはそれで解決しない問題に対して、国連の女性撤廃委員会のほうに提出できるという流れになっております。

現在115か国が批准しているということなのですが、この女性撤廃委員会の委員の構成がかなり少なく、全て報告を受けるってなるのはなかなか現実味がないということを知っております。そうしますと、国内であらゆる施策を投じてようやく前例のないものとか、あとは匿名でないものってというような、ある程度ハードルが高いかなと思われま。いわゆる住民とか国民がその福祉の向上につながるのかと考えたときに、なかなかちょっと想像しにくいところがありました。

この意見書ですが、そういった国内での施策を投じてから報告するっていう文言が一切書かれておりませんので、これは私の中ではちょっと疑問に思うところでありまして、それで反対というようなところでもあります。

以上です。

議長（原 源次） 賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

発議第4号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

4 番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤澄子です。

「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」の趣旨説明を行います。

先日、6月12日の信濃毎日新聞で、3年待たずに引上げをという社説がありまして、先日、介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことを受け、衆議院の厚生労働委員会が、処遇改善につながる施策の検討と必要な措置を政府に求めることを全会一致で決議したという異常な事態が起こっているわけであります。その中で出された陳情でありまして、読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など、訪問介護は独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と、過去最多を更新しています。また、1月から4月には、既に22件が倒産していると報じられております。ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は、引下げの理由として訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は、2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のための報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、1、訪問介護費の引下げ撤回と、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、賛同をお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

発議第5号「国の指示権を拡大する地方自治法改正案の慎重審議を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

3番、笹沼美保議員。

3番（笹沼 美保） 発議第5号「国の指示権を拡大する地方自治法改正案の慎重審議を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

大規模な災害や感染症のまん延などの「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において、国が地方公共団体に対して「指示」を行うことができるとする地方自治法改正案が5月30日の衆議院本会議で可決、通過いたしました。

国の指示権は、災害対策基本法や感染症法、国民保護法などの個別法に規定がある場合に行使が認められていますが、改正案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば、個別法に規定がなくても指示権を行使できるとするものです。その指示権を行使する具体的な事態は明確になっておらず、乱用されるようなことになれば、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題となる可能性があります。

非常時には、むしろ地域の実情を十分把握する地方公共団体の判断がより尊重されるべきであり、憲法で保障された地方自治の本旨に反して国の指示権が行使され、迅速な対応をちゅうちょするようなことがあってはなりません。

今回の改正案は、地方自治法第245条の3において、地方公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」とともに、「自主性及び自立性に配慮しなければならない」と定められていることに反する懸念もあります。

よって、国においては、政府の統制力がいたずらに強められることがないように、地方公共団体との事前協議の義務化や指示権行使要件の明確化など、地方自治法改正案の慎重な審議を強く要望するものです。

以上、御賛同をよろしくお願いします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

三澤議員、反対討論ですか。

4 番（三澤 澄子） 賛成で。

議長（原 源次） 反対討論はありませんか。

では、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

ここに書かれたとおりでありますけれども、既に上伊那では、3月議会に辰野町と駒ヶ根市がこの趣旨に沿った意見書をあげたところであります。

ここに書いてあるように、本当に災害対策法や感染症など、現状ある個別の法律に規定がある場合に行使できるというふうになつていっているわけでありまして。国の指示権については。改定案は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別的に規定がなくても国が自治体に必要な対策を指示できるというふうになっておりますけど、その個別的に指定がなくても必要な対策というものはどういうものかという質問に政府は答えられておりません。

時の政府の意向によって無制限に国の関与を認める方向は、地方自治の確立に反し、憲法に保障された地方自治を根底から破壊するものだというふうに考えますので、この意見書をあげることに賛成をいたします。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 賛成ですけどいいですか。

議長（原 源次） はい。

7 番（百瀬 輝和） 7 番、百瀬です。賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの趣旨説明にもあるように、国の指示権は、既に災害対策基本法や新型インフルエンザ対策特別措置法、感染症法、武力攻撃事態法、国民保護法などで、個別法に様々な要件の下で規定されております。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、新型コロナ禍などで個別法が想定していない不都合な状況が次々と発生して、その解消のために国会で多数の法改正が繰り返された経過があります。常に想定外は起こり得るということの緊急事態の教訓です。

コロナ禍では、横浜港に停泊中のクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号で集団感染が発生した際、所管する横浜市だけでは対応できず、厚労省の幹部らが神奈川県外の病院などに直接受入れをお願いする展開になりました。このとき、国に患者の受入れや移送の指示をする権限があれば、より効果的な対応ができたはずだと思います。その後、感染症法改正などで、都道府県をまたぐ医療の応援や国の総合調整は可能になりました。問題は、今の想定できず個別法でカバーできない事態の対応です。

一方で、1999年の地方分権一括法制定で、国と地方が上下の関係から対等の関係になりました。国の指示権創設への慎重論もありますが、全国知事会などの地方団体でも、現場の自治体との十分な協議、調整などの条件付きで容認しております。

そもそも地方自治法は、国の指示権を必要最小限とすることや自治体の自主性、自立性への配慮を規定しております。指示権の行使は現場の実情を十分に把握し、双方の意思疎通を図ることが欠かせないと考えます。

したがって、慎重審議を求める意見書には私は賛成です。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

発議第5号を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発委に対する討論・採決を行います。

発委第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号「南箕輪村議会傍聴規則の一部を改正する規則」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発委第2号を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見、御提言は、今後の村政にしっかりと生かしてまいります。

4年前の6月5日に、本村は気候非常事態宣言に署名をいたしました。地球温暖化対策について小さな村のできることに限りがありますが、令和7年度から具体的政策をスタートさせ、村民や事業者の意識をより高めていけるよう、一步一步着実に進めてまいります。

また、昨年この場で申し上げました大芝高原の施設整備、森林づくり、自治会の負担軽減、公共交通、福祉と子育ての窓口一元化、風の村米だよりの販路拡大、健康づくり事業の拡大、地域公園の整備、こういったところに特に力を入れてまいりたいと申し上げましたが、どれ

も着実に着手をすることはできております。

さらに、今年度は150周年事業がございます。こちらは一過性のものとせず、将来に寄与する、そんな事業となるよう仕上げてまいりたいと思います。

これから梅雨の季節となってまいります。毎年、集中豪雨等による全国各地で災害が発生をしております。これも地球環境の変化でございます。この地域でも警報が発令されることも度々あると思われまます。村として、早め早めの対応をしております。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和6年第2回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時16分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員